

# 文明開化

新聞篇

一

166  
321

166-321  
\*1200701786610\*

日新新聞

第一號

明治元年戊辰十二月  
東京城日誌 第一

日新新聞

## Kodak Gray Scale

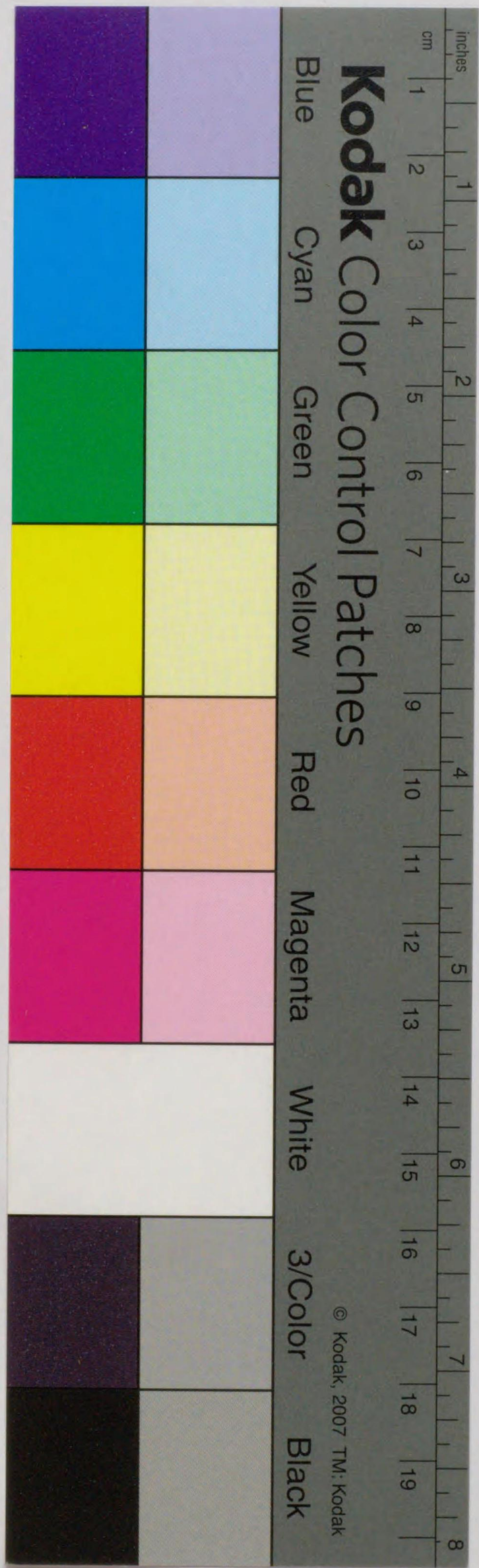
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

## Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black







文明開化

大正  
14. 7. 16  
内交

一



## 自序

文化とは文明開化の約言で、社會の向上進歩、即ち各個人の幸福を云ひ幸福とは精神的・生活物質的生活の完美に近い事を云ふのであるが、文明開化といふ語は、明治維新後の未成文化を代表する語である。そして明治維新とは舊制の幕府を倒して新政府を建てた際を云ふので、慶應年間が舊時代に屬し、明治初年は新時代に屬するのである、然れども制度・風俗・思想・文物等が、此際一時に變革されたものではない、所謂新舊混沌の過渡期があつて、漸次に今日の文化を來たしたのである。其新舊混沌時代の法制、風俗、科學、文藝、經濟、教育、思潮、新聞雜誌等は、皆共に幼稚なものであつた、大人に成つて小兒時代の言行を聽き寫眞を見るが如き感があるのは、此幼稚時代の百事百物の状態を見聞した時である、これに訓戒を得、これに啓發を得ることが少くない。「自己を顧みる」ことは、道徳的にも知識的にも興味的にも有益な事である、予はこゝに職業的著述の生活補助として明治文化研究叢書とも云ふ



べき『文明開化』を續刊する  
讀者はこれに依つて、幾分たりとも、政治の徑路を知り、法律の歷程を  
覺り、風俗の變遷を察し、文物の推移を解し得て、其精神的生活に益あ  
りとせられるならば、予は此『文明開化』に依つて予の物質的生活に多大  
の幸福を得るのである

大正十四年第六月

廢 姓 外 骨

### 例 言

此『文明開化』とは明治文化研究叢書とも云ふべきもので、  
新舊混沌時代の事物を蒐集するのである、其篇目及び順序  
はマダ確定しないが、大概左の如きものである

文藝 江戸式の合巻が廢れて新たに起つた時事的小説  
教育 絲犬碇、凡そ地球上の人種は、等の小學教科書  
宗教 切支丹耶蘇教の公許、佛教徒の驚愕事實等  
法制 新舊混合の律令、朝令暮改の布告  
裁判 奇罪奇罰、階級的法制に依る偏頗の判決  
科學 驚異とされた新舶來の物理的諸科學  
經濟 ランプ亡國論、自由貿易保護貿易の論争等  
風俗 チョン髷が散髪、牛肉の流行、女の乗馬等  
民論 自主自由論、民選議員論、政治的極端の過激論  
建白 新政府の施政には上書建白に基いたのが多い事實  
騒動 劇變に愕いた農民一揆、増租に反抗した竹槍藩旗  
傳記 明治文化に貢献した偉人(新聞記者と演説家)  
雜誌 専門的諸學術文藝等の雜誌

此外第二篇として發行すべく昨今「廣告」明治初期のチラシ  
報條(繪入のものが多い)を蒐集して居る

此「新聞篇」に就ての事を左に記して置く

二十種の新聞中、過半は編者の所藏であるが、その外は、  
吉野作造先生から借用したのが多い、尾佐竹猛、小野秀雄  
石井研堂の諸先生から借用したのもある

原本が半紙綴である新聞の表紙は、其模刻のまゝ一面に印  
刷してあるが、半紙四ツ折の小形本は、其表紙を原形大に  
活版で野線を圍つて置いた

總て第一號の全文を抜記したものであるから、編輯者發行  
者の署名、定期日、代價等の記入が無いのも、皆原本のま  
ゝと知りたまへ、但し本文中削除した個所が二三ある、そ  
れは一々斷り書きを記入して置いた、又○内の文句は總て  
編者の記入、□内の文句は原本のまゝである

平假名、片假名、これも原本のまゝである、又濁音の有無  
も原本のまゝ、誤字誤句と認むべき字句も、版下書きや活  
版屋の誤寫誤植でなく、編輯人の誤記であるらしいのは、  
原文のまゝに存して改訂を加へない

今日の新聞らしい大形西洋紙印刷の新聞が多く續出した  
のは、明治六年以後である、七年の創刊が十五六種、八  
年には三十種ほど、九年には二十種以上、十年には四十  
種ほど出來た、六年頃が大概舊式新式の境界である



緒言	一	萬國新聞	五五
解説	二	日要新聞	五九
江湖新聞	九	都鄙新聞	六三
遠近新聞	一三	東京日々新聞	六九
もしほ草	一七	寫真版(二頁)	七三
そよふく風	二三	郵便報知新聞	七五
明治新聞	二七	峽中新聞	八一
中外新聞	三一	日新真事誌	八五
六合新聞	三五	木更津新聞	九五
海外新聞	三九	東京假名書新聞	一〇一
新聞雜誌	四三	東京新報	一〇五
名古屋新聞	四九	跋	一一〇

# 文明開化

一

## 新聞篇

編纂者 廢 姓 外 骨

### 緒言

明治元年より同六年までの間、全國で發行した新聞紙の数は、凡そ二百種ほどである、其中の二十種(各第一號)を複製して『文明開化』の「新聞篇」とする、第一號だけの見本としても、十分に過ぎないが、これで其全體を察するに足るであらう

今日の新聞と雜誌とは劃然區別されて居るが、創始期に於ける新聞紙の形式は、後の雜誌に似たもので、其發行部數も少かつた、けれども内容は時事の報道が主であつたので、自ら新聞と稱したのである、當時はマダ雜誌といふ別立の總稱は無かつたので、新聞紙の題號に『新聞雜誌』と云ふのもあつた、語義から云へば適當の題號であるが、新聞紙が大きく成り、日刊に成つたので、以前の新聞紙に似た形式の月刊物を雜誌と稱するに至つた、斯る幼稚な新聞紙が、文明開化の先導者であり、鼓吹者であつたのは、時代の産物として相當なものであらうが、これに依つて其文明開化の程度如何を推知し得られると共に、其實物は新聞紙の創始期と發達の次第を考究するにも必要なものと見ねばならぬ、そこで其實物を複製した本篇を發行するのである



# 解題

我國に初めて新聞紙といふものが發行されたのは、文久二年の『バタビヤ新聞』である、續いて

海外新聞 六合叢談 海外新報 香港新聞 中外雜誌  
など發行されたが、いづれも幕府の洋書取調所で翻譯した外國新聞の記事を轉載した官版ものであつた、次に元治元年に本間彦藏の『新聞紙』、慶應三年にペーリーの『萬國新聞紙』、柳川春三の『西洋雜誌』など發行されたが、これも前に同く外事の譯出に過ぎなかつた

我國の時事を報道する新聞紙が出たのは慶應四年四月、即ち明治元年の初夏である

## ○明治元年 (慶應四年)

新聞紙と云つても、今の雜誌の様な體裁のものばかりで、悉く木版彫刻である、日刊でなく不定期刊行が多い

- 中外新聞 日々新聞 江湖新聞 遠近新聞
- 内外新報 もしほ草 日々新聞(同名異物)
- 内外新聞 公私雜報 新聞事略 諷歌新聞
- 此花新書 そよふく風 隨時新談 各國新聞紙

府が無届出版を禁じ、出願許可の制にしたので、其新聞紙印行條例の出る翌二年の二月まで休刊し、同二年の三月から更に第一號より發行したが三四號で廢刊したらしい

## もしほ草

第一編

其表紙に記せる如く、横濱在留の外人ウエンソートの經營で、岸田銀次(吟香)の編輯、每號黄色の表紙で『江湖新聞』と同様の小形七八枚物である、同年六月差止められる迄に第三十四編を發行したらしい

## そよふく風

第一號

詳知會社とあるのみで、東京の何處で誰が編輯し誰が發行したものかは未だ詳でない、每號『遠近新聞』の如く、半紙七八枚の一冊物である、編者は第八號までしか所有しないが、同じ六月の月上旬に第十一號まで發行したらしい

以上の四種は、いづれも混亂の際とて、無届出版であつたが、此年の六月に差止められたので、官版の日誌類と『明治月刊』等の外は悉く廢刊せざるを得ない事に成つた故に此年多く勃興した民間の新聞紙中、外人發行のものを除く外は、二年の三月までは皆無であつた

海陸新聞 横濱新報 崎陽雜報 都鄙新聞  
浮世風聞 東西新聞 のりあひばなし

雜誌に似て新聞紙に近い官版物の日誌

- 太政官日誌 行在所日誌 江城日誌 市政日誌
- 金川府日誌 鎮臺日誌 鎮將府日誌 東巡日誌
- 東京城日誌 京都府日誌 北征日誌 外國事務日誌
- 明治月刊 越後路新聞(金川日誌別集)

以上の中で、官版物を除いて、四種だけを本書に採集した

## 江湖新聞

第一集

後に『東京日々新聞』の社長(編輯主任)に成つた福地源一郎が編述したもので、第一集より第二十二號(?)まで發行した、每號半紙四つ折の小形七枚物である

官軍反對の佐幕記事を續載したので、源一郎は官軍に捕はれ、辰ノ口の糺問所へ繋がれて其發行を禁止された

## 遠近新聞

第一號

開成學校の辻新次郎、後藤謙吉が編輯したものであらうとの事は、結尾に記入して置いた、每號半紙二つ折の七八枚物である、第三十一號まで發行した頃(同年六月上旬)、政

## ○明治二年

元年發行の新聞紙は、其六月に差止められたまゝ廢刊に了つたのが多かつたが、『中外新聞』、『内外新報』、『遠近新聞』、『都鄙新聞』の四種は其筋の許下を得て再刊し、いづれも三月更に第一號より發行した、新外題での創刊は

- 明治新聞 六合新聞 博問新報 風のたより
- 等は續刊し、又新たに

- 公議所日誌 開拓使日誌 大阪府日誌 議案錄
- 等が出来、雜誌の類は山東一郎(直砥)の『新塾月誌』や、大阪醫學校の『日講記開』等が出来た

此中で明治、六合の兩新聞と、改號の『中外新聞』を採つた

## 明治新聞

第一號

此年からは發行所(出版元)編輯者の名を署する事になつたので、大黒屋幸助の發兌、編輯社長柴田壯之助と記せるのが實であらう、每號半紙七枚綴の一冊である、何號まで發行したかは未詳であるが、編者が借覽した若松市立會津圖書館の藏本は、初號から第十九號(八月十二日)迄である



## 中外新聞

第一號

新聞界の才子と評された柳川春三の編輯である、中外堂と稱するのは此人の家號、半紙本(每冊七枚)の奇麗な體裁である、これは元年に差止められ、此年更に第一號より發行したものである、吉野作造先生は三年二月發行の第四十一號までを所藏されて居る

## 六合新聞

第一號

佛蘭西から歸朝して學者連に交つて居た書肆瑞穂屋の主人清水卯三郎が編輯兼出版者である、毎號青色表號で半號四折の小形六七枚の冊子、三月二十日から四月七日までに七冊發行して居る、その後の有無は知らない

## ○明治三年

此年に創刊した新聞紙雜誌は甚だ少い、實物に接しないのは無論、諸種雜多の記録にも見えない、只一つ

横濱新聞—横濱毎日新聞—東京横濱毎日新聞—毎日新聞—東京毎日新聞(現在)

斯く四度改題した毎日新聞は、明治三年十二月十二日に横

濱で上原鶴壽、陽其二の兩人が發起で活版所を開き、そこで『横濱新聞』と題して第一號を發行したのを、四年の四月に『横濱毎日新聞』と改題したのであると云ふ記録を見たばかり、其『横濱新聞』といふのは何處の圖書館にもなく、珍藏家の有にもない

『外務省日誌』といふのは、此年に出來たが、官版の日誌を新聞紙の中へ加へるのもよくない、さりとて明治三年に一つも擧げないのは残念と思ひ、尾佐竹雨花先生の珍藏を借用してこゝに『海外新聞』を

## 海外新聞

第一號

文久二年に同名はあるが、これは別物で、大學南校の箕作麟祥が翻譯したものを、前に記す中外堂柳川春三が發行したのである、何號まで續いたものか、編者は第八號を一冊きり、尾佐竹先生は第一號より第十號まで、吉野先生は四年發行の第三十七號を所有される

何故、此年に斯く新聞雜誌の創刊が少かつたかと云ふことは、判斷に苦むのである、政治的原因でなく、經濟的原因でもなく、さりとて偶然とも認められず、これは時勢の影響であらうと思ふが、其理由は判らない

## ○明治四年

此年は前年と變り、創刊物が十數種ある、前記『横濱新聞』が『横濱毎日新聞』と改題して日刊になつた外

太平洋新報 新聞雜誌 京都新報(後に京都新聞)

影響新聞 新聞餘論 名古屋新聞 萬國新聞

新聞輯錄 新潟新聞 金港雜報 兵庫日々新聞

日要新聞 (巖手日報を此年の創刊とするのは疑問)

等であるが、其中の四種を採集した

## 新聞雜誌

第一號

木戸孝允の出资で、長三洲(莖)が編輯主任であつたと云ふが、誌上には編輯印刷管長關篤輔とあり、持主は青江秀である、毎號半紙七八枚の冊子で、初は毎週發兌、次に毎月六回、後には隔日發兌とし、三年八ヶ月後の明治七年十二月二十八日に第三百五十七號を發兌したのが最後で、翌八年一月より西洋紙印刷の日刊として『あけぼの』と改題した後、又『東京曙新聞』と改題し、過激の民權黨新聞であつたが、政府に買収されて官權黨の水野寅次郎が社長に成り、又々『東洋新報』と改題して間もなく廢刊した

## 名古屋新聞

第一號

横濱と三府外の地方新聞としては、これが先驅であるとの事は、本文の末尾にも記してある、東京の新聞紙に似た木版彫刻半紙六枚の冊子、翌五年四月に『愛知新聞』と改題し六年一月再び『愛知週報』と改題し、同六月廢刊した

## 萬國新聞

第一號

此新聞は五年にも續刊して、更に第一號より四十幾號まで發行して居る、何故か此年の初號には發兌元も回数も定價をも記していないが、第二號には「東京書林二書堂合發」とあり、第三號よりは「東京書林北島茂兵衛山中市兵衛」と表紙に記してある、又五年の毎號には「一冊銀二匁、毎月五號或は六號出版」とある、此年は四六版の西洋紙十六頁に四號字で印刷した小形物であるが、五年のはそれを止めて、半紙十枚綴の木版摺に改めて居る、五年六年には多くの日刊新聞が出來て外事を載せ出したので、それに押されて購讀者が減じた結果廢刊したらしい

記事はいづれも、横濱外字新聞又は外國新聞の翻譯で、明治前の新聞紙に似て居る



# 日要新聞

第一號

『新聞雜誌』と同體裁の木判半紙本(七枚綴)である、一冊一  
夕であつたのを、第二號からは一夕五分に値上げして、「一  
六出版」となつた、翌五年の三月頃から同型のもので鉛版  
の四號字に改めて居る、何號まで發行したかは未詳である  
が、編者は明治七年三月發兌の第百十五號を所有して居る

## ○明治五年

此年には新聞紙の創刊が多い、大概月次によつて列擧する

- 都鄙新聞 和州日新記聞 東京日々新聞
- 大阪新聞 日新眞事誌 廣島新聞 開花新聞
- 柏崎新聞 郵便報知新聞 額田縣彊記聞
- 四日市新聞 峽中新聞 撮要新聞 日盆新聞
- 隨聞雜誌 博聞新誌 新聞要録 新聞摘要
- 山口新聞 飾磨新聞 教義新聞 隔日新聞
- 新聞全書 島根新聞 筑摩新聞 石鐵縣新聞紙
- 新聞撰録 七尾新聞 和歌山新聞 茨城新聞
- 山梨日々新聞 埼玉新聞 三重新聞 報告新聞
- 若松新聞 足柄新聞 魁致新聞 佐賀縣新聞

新聞誌 神戸港新聞 奈良新聞 東京毎日物價表

官版としては『大使信報』と『開拓使新聞』があり、純然たる  
月刊雜誌としては『新塾餘談』等があつた

右の中には文部省が許可したのみで發行しないもの、又  
は翌年發行したものもあらう

## 都鄙新聞

第一號

明治元年二月に同名のものもあつたが、全く關係は無いら  
しい、前のは京都出版で、これは東京出版である、體裁は  
『日要新聞』と同様、木版彫刻の半紙十枚綴で、一ヶ月間に  
五冊發兌して居る、編者は初號から第七號までを所有する  
のみで、其後は未詳であるが六年二月頃廢刊したらしい

## 東京日日新聞

第一號

條野傳平、落合芳幾、西田傳助の共同發起で、記事は主に  
傳平が筆を執つた、高島藍泉の傳記に「明治五年東京日々  
新聞創立の際日報社に入て編輯に従事し」とあるから、初  
めは藍泉も加つて居たらしい

體裁等の事は本文の末尾に寫眞版の説明として略記してあ  
るが、用紙は半紙倍大の日本紙である

本紙は明治七年の秋、福地源一郎が社長(主筆)に成り、  
官權の御用新聞として、民論に反對した曲筆を弄したの  
で、評判好からず、『朝野新聞』や『郵便報知新聞』、『東京  
横濱毎日新聞』等から日毎に痛撃を加へられ、識者に指  
彈されて居たので、著名の士は其幕下に入るを屑とせな  
かつた、歴史小説家の塚原靖(澁柿園)、官僚系の末松謙  
澄、後の政黨屋關直彦等が記者であつた位のもので、他  
は平々凡々の輩に過ぎなかつた

## 郵便報知新聞

第一號

驛遞頭前島密の保護で小西義敬(喜左衛門)が發起した驛遞  
寮の御用新聞である、賣弘元は和泉屋といふ本屋であつて  
兩國郵便役所の主任をして居た太田金右衛門である、體裁  
の事は本文の末尾に寫眞版の説明として略記してある、こ  
れが今の『報知新聞』の初號であるのだから、其變遷發達の  
大なる事が知れやう

本紙は後に栗本鋤雲が編輯主任になり、八年の春頃は依  
田百川(學海)が加はり、藤田茂吉が主幹になつて勢力を  
増し、九年後に犬養毅が入社し、西南戰爭の從軍記者と  
して毎日通信を出し、尾崎行雄、箕浦勝人、矢野文雄な

ど、當代の雄辯家が論說記者として働いて居た、又十四  
年頃原敬が同新聞の記者として民權論を續出したなど、  
異彩とりとで、其古新聞を披讀しても、興味津々とし  
て時の過ぐるを知らない、これと反對なのは同じ頃の、  
『東京日々新聞』である、四五枚披讀すると、癢に障つて  
胸が悪く成る

## 峽中新聞

第一號

甲府で發行した田舎新聞ではあるが、東京の新聞紙に異ら  
ないもので、木刻半紙摺り十枚綴の一冊物である、此年七  
月に一二號の二冊を發行すると、八月に地租の増徴に反抗  
する農民一揆が起つて、甲府の町へ數千の農民が竹槍蓆旗  
で押込み、縣廳に迫るといふ大騒動、東京から鎮臺兵が出  
張してヤット鎮定したが、そのため本紙は休刊して、十月  
に第三號を發行した、縣廳の提灯持(布告など載せた事)を  
するやうな新聞屋なども焼打するとの説があつたらしい  
何號まで發行したかは未詳であるが、同じ内藤傳右衛門が  
翌六年の四月に『甲府新聞』といふのを發行して、同月に九  
號、七月に二十三號を出し、八年の八月末まで存在して居  
た、これは本紙の改題か後繼であらうと思ふ



### ○明治六年

此年は後の七八年よりも創刊の新聞紙が多い『愛知新聞』が『愛知週報』と改題したなどは除き

- 木更津新聞 評論新聞 福岡新聞 高知新聞誌
- 小田新聞 東京假名書新聞 奥羽日々新聞
- まいにちひらかなしんぶん 滋賀新聞 石川新聞
- 石鐵新聞 新聞心得草 宮城新聞 名東縣新聞
- 東京新報 各國新聞雜誌 静岡新聞 日新異聞
- 米子新聞 濱松新聞 岐阜新聞 羽後新聞
- 琵琶湖新聞 東北新聞 山形新聞 福島新聞
- 信陽新聞 甲府新聞 磐前新聞 長野新聞
- 京都療病院新聞 博覽新報 大分一週新聞
- 遐邇新聞 愛知新聞 公文通誌 白川新聞誌
- 英政新聞 長崎新聞 信濃日報 信飛新聞
- 北港新聞 徳島新聞 内外日誌 イロハ新聞
- 度會新聞 書拔新聞 解釋新聞

此外に官版の『司法省日誌』、正院翻譯局の『海外新聞』があり、新聞に類した雑誌には翰林堂の『海外雜誌』があり、學事専門の雑誌には坪井信良編輯の『醫事雜誌』があつた

### 日新眞事誌

第一號

明治五年三月十七日の創刊であるが、其第一號が無いので此六年の第一號(石井研堂先生所藏)を採つたのである、其他の事は本文の外題下及び末尾に掲げてある

### 木更津新聞

第一號

此新聞紙は上總で發行したもので珍品の一種であるが、解説の大略は本文の末尾に記入してある

### 東京假名書新聞

第一號

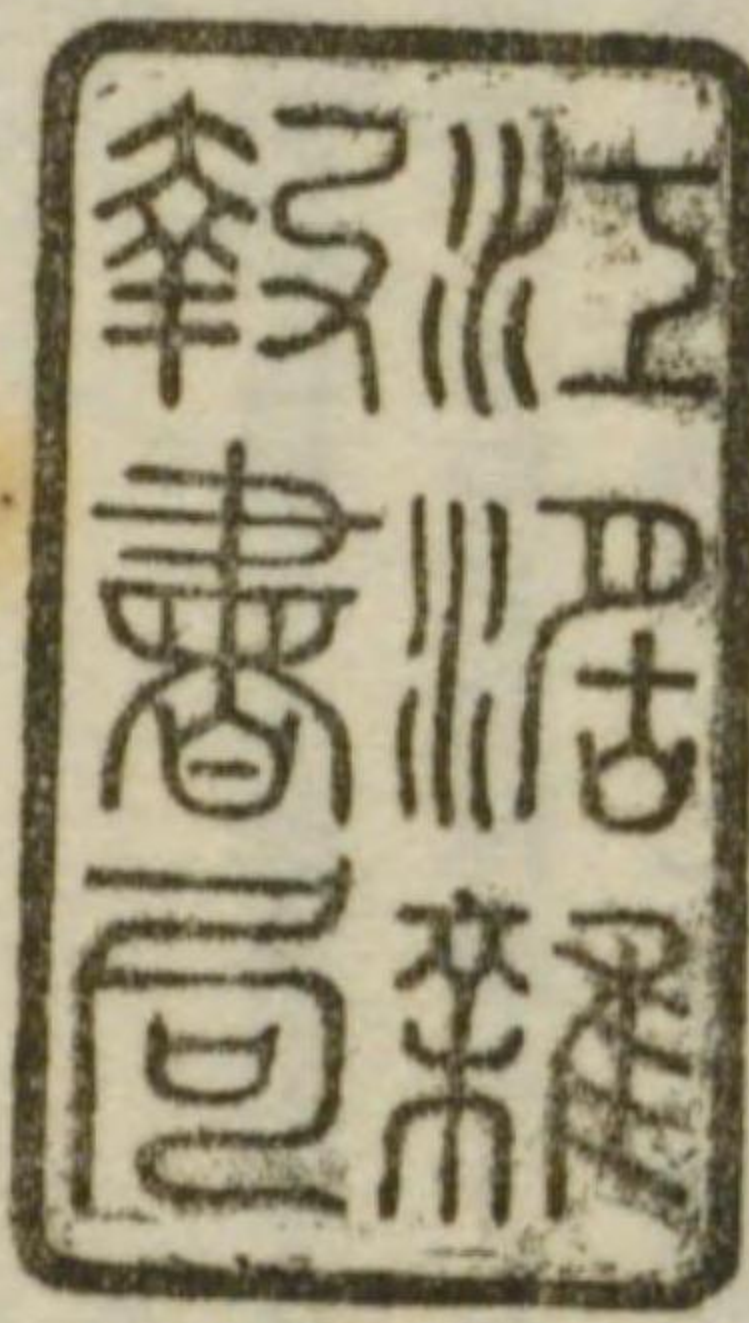
これも珍品の一(尾佐竹雨花先生所藏)解説は前同斷

### 東京新報

第一號

此新聞紙は木版摺り半紙十枚綴のもの、予は第八號を持つのみ、吉野作造先生は第一號より第五號までを所藏されるが、内務省の圖書局目録には七月の第十八號までとある

此編輯者は飯島半十郎(虚心と號す浮世繪研究家)であらう同人は明治十年後にも新聞や雑誌の記者に成つて居た例がある (以上)



# 江湖新聞

## 第壹集

定價八分



# 江湖新聞

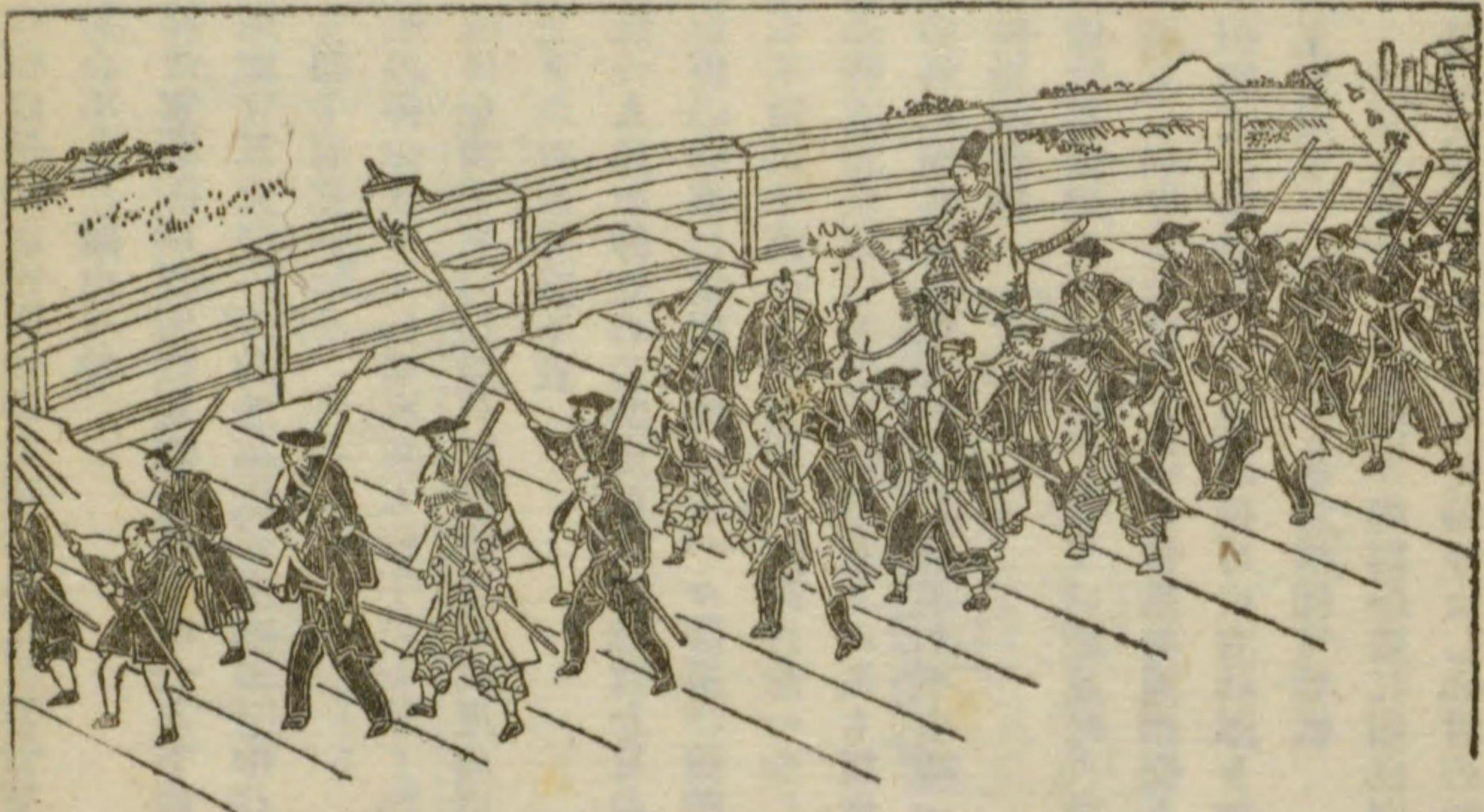
## 第一集

慶應四年辰閏四月三日

新聞は隱事秘説といへども普く書記做すを以て大に有益となれるものから各國此局あらざるはなし已に江府におゐても中外新聞内外新報の二書發刻なせしがこれが爲に遠境の人といへども當今の時務を知るの便となり座側の重寶何事かこれにしかん今此一書は童蒙婦幼の爲に耳近きを枚舉し加るに畫を以てするものはいはゆる大勢俚耳に入すの謂なりせば識者の嘲りをのがるべからず遮莫次編にいたりなば佳境に入べき新話を舉發尙近きにあるべし

### 横濱新聞紙草稿の翻譯

過日奥州より來りし人の話には羽州山形より五六里の在に徳川家の御領ありて柴橋寒川と云へる所に兩陣屋ありしを去る頃庄内侯へ御預けとなり同家より請取として人數差出せし所 京師よりは秋田侯へ右の領地請とるべきとの命ありて多人數出張いたし二藩掛合中の折柄今般 勅使仙臺へ御着舟相成織田侯の老臣吉田某拜謁のため仙臺へ參候せし



英國新聞紙中  
日本兵隊行列之縮圖

に前文陣屋請取方の儀尙又 勅使より命せられたりとて織田家の人數同所へ至り都合三藩の掛合に成たり其後いかゞ成しや相分り次第新聞に加ふべし

佛國新聞紙中 日本兵隊之縮圖



四月廿六日 大原前侍從或は日房總鎮撫の爲なりとも未だ其事をしらすといへども行粧嚴に 御紋付の 朝旗眞先に押立阿州侯の人數四百人ほど戎隊に其跡に従ひ 海軍御先鋒とするせし白旗翻翻として風になびかせ其身立烏帽子に錦の直垂を着し悠然と馬にまたかり佐賀侯人數百人ほど跡より警衛し一時大川端松前侯の第え着陣なり

頃日大川筋の橋々御固ありて武家は悉く姓名を問る

- 兩國橋は 筑州侯
- 新大橋は 肥州侯
- 大川橋は 若州侯
- 永代橋は 薩州侯
- 石原邊 細川侯
- 金座 紀州侯
- 銀座 御固

這は則ち大原殿松前侯に陣營し給ふの故ならんか

○四月廿五日官軍參謀方より御觸の寫

去ル廿日御先鋒總督御着陣支配組頭並に調役町年寄等被召呼參謀方より演説の大意先達池上御本營より田安殿え御遣



しに相成候御諭書附の御文面而已は眞意情實を盡しがたく御安心不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊由一鉢

大總督宮様江戸表え被入候に付ては一入下民を被安度思召に候處官軍大勢一時御着相成候事故多き中には行届せられざる事も有之

朝廷の御趣意にふれ候事柄も候半かと深く御心痛被遊素より生民を憐ませられ幾久敷安堵被爲成度の思召に被爲在候間上下共少<sub>レ</sub>茂<sub>レ</sub>疑惑不致

朝廷の人民を御安心被遊度與之御趣意を可存且人才御撰用御急務の御事に候間才能の士一々御用ひ被遊更に彼是の御差引不被遊千萬の人民愈安し御國內愈一和し

皇基磐石相成候様被遊度御趣意下々迄も貫候様盡力可致下賤の者に候共見込等可申立言路塞り不申様一同拜承致可罷在候得共當節

大總督様西城え被爲入候に付ては猶更町人共相愼第一火の元嚴重に相守尤渡世向の儀は平生の通相營み不苦筋に付銘々相勵末々迄難澁不致様取扱可申右鉢厚き御趣意の段名主共支配限り一人別に篤と申聞候様可致候

一 四月廿四日より御門々御締嚴重に相成印鑑無之者は通行難相成候に付兩御番所え御呼出し御訴の者等に罷出候節

差支に相成候間名主壹人え鑑札五枚つゝ名主二百貳十人分都合千百枚御下ヶ相願候とのよし

薩州侯御抱の角力陣幕千年川山分の三人先達て上京し江戸の大關阿州の鬼面山再勤にならんと風説なり

○前條松前侯にありたる大原殿は閏四月二日同所を引拂ひて入城なしたるにより橋々の固めも大かた引はらひになりたるよし

○閏四月二日千住仕置場田甫の入口に青竹へ級首を貫き鼻したるあり其捨札の文に

太田盛衛允 里見 靜馬

一此者儀主家に敵するの反賊に付天誅に行ふもの也

徳川有志之者

同日淺草田甫立花侯下邸の傍に斬捨し體あり思ふに此二士の中ならん (以上全文)

(初年の新聞紙には總て編輯者發行所の記名なし)

『文明開化』編纂者曰 此『江湖新聞』の初版は第一集第二

集とし、五より第何號と改め、前集の再版は第一號第二

號と改刷して居る、又前集初版の表紙に「江湖雜報書局」

とある朱印を「無鳥郷雜報局」と變更してある



定價一匁

# 遠近新聞

第一號



遠近新聞緒言

夫れ人の知識を弘め世の事情に通ずるは新聞より宜しきはなし幸なる哉近來始めて中外新聞の刊行の後續ひて内外新聞の發兌あり其外公私雜報、中外新聞外篇等の企ありて新聞紙局已に四五軒に至れりと聞く是多きに過くる歟曰く然らず天下の廣き事實の多き數千種の新聞ありといへども未だ其事の缺漏なしといふべからず況んや僅に四五種なるをや蓋し新聞は天下政務に關る事世間日用の事彼此處々の巷談風説等其外珍奇にして耳を悦はしむる事のみならず文學藝術交易農業製造等に關はる事其外何事に由らず人に耳新らしき事は新聞にあらざるはなし故に此度社中を立て一新聞を起し遠近新聞と號し近くは皇國の事遠くは海外の事隨て得れば隨て報告し且文學藝術等の事は譬へ彼に在つて陳腐に屬すとも邦人に耳新しき者は之を記し其外世に益あり民に利ありて萬國の事情に通ずるの一端にもなるべき者は必ず報告して以て開化の一助たらしめんとす看官夫れ諸を諒せよ

慶應四年戊辰閏四月

遠近新聞社中拜啓

遠近新聞

第一號

慶應四年閏四月十日

口上控

微賤の私共殊に老年にて恐多く奉<sub>レ</sub>存候得共勤

王の夙願に御座候て門人の外同志共も信に有志の者方今の形勢故苦心合集罷在候依之御用にも相立申間敷候哉にも候得とも應<sub>二</sub>御命<sub>一</sub>粉骨可仕赤心に御座候此段奉申上置候以上

月岡 一郎

同 銚一

野村 清庵

小田切八郎

慶應四戊辰四月

月岡 一郎

同 銚一

野村 清庵

小田切八郎

加藤 圓造

右教諭安民隊頭取被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事

閏四月朔日

海軍陣營

執事

○題しらす

主親のむかし思へば神くも神の子として神にそむくな

或人云 月岡一郎作

○原書羅馬史一節を譯す

胃腑と四肢百體と不和の話

羅馬のフレビアン方の者バトリシアン方の者と不和に成りしに法律を以ても役人の權威を以ても和睦をなさず此時或る羅馬人胃の腑と四肢百體と不和の話を以て和睦を進めけり其話しに曰く

何頃の代にや四肢百體今の如く共に一和して力を盡す事なく皆銘々別々の了簡を持ちたりさて或る時四肢百體相談して言ひけるやふ惡むべきは胃腑に非らずや予等共に力を勞して胃に物を供へるに胃は體の中央に安居し功なくして樂を受くる而已なりさて胃に向つて謀叛を企て手は口へ食物を運ぶ事なく口は食物を請取る事なくたとひ口食物を請取るとも齒之を嚙碎く事なして四肢百體は如此に胃腑を弱めんとしけるに胃食物を得ざれば四肢百體を滋養する事なきにより却て己等の悴弱するを見て始めて胃の功用の大きなを知り遂ひに胃の腑と和睦をなしけり

是に至つて右の羅馬人曰く汝等バトリシアン方と不和をな

すは之に齊しからずやと諭しければフレビアン方は此理に服して和睦をなしけるとなん

彌堅外史 譯

○榎本和泉守より大原前侍從へ差出候書面寫

一筆啓上仕候然ば今般私共品海立退候は餘の儀に無之過日弊藩海陸兩軍より二ヶ條の歎願書を以て大久保一翁勝安房守督府軍門迄差出申候處軍艦一事に付未願の通御許容は無之御沙汰不被爲在候に付海軍一同奮身奉<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>督命<sub>一</sub>居候節鎮撫方等萬々不行届の段有之候は、素より主人<sub>レ</sub>素志に背候而已ならず然して奉<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>天<sub>一</sub>朝奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候義に付一と先鎮撫の爲め品海を去り房相邊にて謹て奉<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>督命<sub>一</sub>候義に御座候其段は<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>始め重役の者共より有無の御沙汰を不奉待軍艦盡く可奉<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>旨日々督責有之其度毎に海軍一同動搖仕何分掛念に奉存候により出帆仕候義にて素より咽喉の地に潜伏仕隱に野心を抱き候理には決して無之候素より私共出帆の義も主人<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>の意には無之候得共此際臣子の情態乍恐以<sub>二</sub>人情<sub>一</sub>御推察被成下此段願の通被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>有之候様以<sub>二</sub>御取成<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様に有之候は、難有仕合に奉存候依<sub>レ</sub>之此段不<sub>レ</sub>願<sub>二</sub>有罪<sub>一</sub>伏て奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>候義に御座候以上

四月

榎本和泉守

大原前侍從様



# 横濱新報

りほま

第壹編

九十三番

ウエンリート



定價壹匁

右「遠近新聞」の第一號より第三十號までには、いづれも編輯者發行者等の署名はないが、明治二年三月十八日に發行した同標題同形式の第一號及び第二號(同月二十二日)第三號(同月二十六日)の表紙ウラには

開成學校御構内 辻後藤兩氏藏板

東京本町四丁目 上州屋總七發兌

とあつて、其第一號の緒言に辻新次郎、後藤謙吉と署名してある(辻新次郎とは、後に文部省の役人と成つて晩年文部次官までに進んだ辻新次である)右明治元年の同新聞も此人等が編述したものであらう



# もしほぐさ

## 第一編

慶應四年戊辰閏四月十一日

曩にヒコサウの新聞誌ありしがかの地を去りしのは久しく其事絶たりしに去年正月我友人ペーロー萬國新聞紙を板行せしがこれも第十篇迄出版してやみぬ余深くこのことをなげきておもへらく新聞紙ははなはだ有益のものにて今は世界中文明の國にはこのものなき國はあらず然るに日本にていまだこの事さかに行はれざるゆゑんば蓋し新聞紙の世に益ある事をするものすくなきとこれを篇集する人のみづから學者ふりてむづかしき支那文字まじりのわからぬ文を用ゐる事と且は出版のおそくなりて時おくれのめづらしからぬ評をかきのせることによる成るべし余が此度の新聞紙は日本全國內の時々のとりさたは勿論アメリカ。フランス。イギリス。支那の上海香港より來る新報は即日翻譯して出すべし且月の内に十度の餘も出版すべしそれゆゑ諸色の相場をはじめ世間の奇事珍談ふるくさき事をかきのせることなしたま確實なる説を探りもどめて決して浮説をのせずこひねがはくは諸君のおほく此新報を買玉はん事を

○アメリカのワシントン。イギリスのロンドン。フランスのパリ。其外外國の繁華なる地にては新聞紙を出版せる處甚多し日々出版する家もあり二日め三日めに出版するもありて一年内出版の數幾億萬といふことしるべからざるなり近來開けたるハワイにても五六年前までは島人大抵文字をしらざりしに近日は追々にひらけて人々文明に進み毎朝新聞紙を出版する事七千枚に至るといふ支那にても近來香港上海にて漢文の新報を板行す大抵毎月二萬四千枚を賣出すといへり是は皆新聞紙を買ふの人前以て週年の價金を板元へ渡置て出版ごと新聞紙館よりくばる也文明の國、繁華の地、にて如此新聞紙のさかんに流行することは千里の外に奇談珍説坐ながらにして見聞し、門を不出して諸方の物價をしり、人の智識をまし、心志をたのしましめ、又は商賈の便利を得るなど、其益ある事甚おほきがためなり余是故に日本にても新聞紙の盛に流行せん事を願ふ也

九十三番 ウェンリート

昨日信州より歸りたる商人のはなしに四月廿二日北部の會津の兵、水戸、桑名、の兵をひきゐて信州の松代をどりかこみ城主さなだどかけあひにおよびしは三百年來徳川將軍

兵敗走のよし風聞あり南兵は彦根藤堂おほがきなり

### ○閏四月三日舟橋合戦の事

に屬し其恩を蒙りしをわすれて此度俄に南方の臣下に屬せしは何事ぞやおもふに南方は天子を挾で權威を振ふにおそれてなるべしはやくこゝろをあらためて北部に力を合せば舊領安堵たるべしもしさなくば徳川家よりあたへおきたる御墨附をかへせとて厳しくかけあひ居りしを現在に見聞してきたれりとぞ其後いかゞなりしにや北部の兵卒のいふには松代をうまく説伏たらば夫より尾張へ兵をさしむけ勢に乗じて京地に攻いらんどの志也とぞ猶委しくさがし求めて此次に出すべし會津より三越を説伏しは皆此策を用ゐたりとなん扱其人うすゐの關を通りしがおちうごめきたる者四人こゝにきたりて關守にむかひていふやうわれらは美濃の國の大垣のものなるが廿二日に宇都宮の軍にうちまけて馬道具をもはぎとられ辛うじてこれまでにげのびて候いかで此關を通させたまへ切手をはもち候はねどてはひかゞまりて居たり白きじゆばん一枚を着て上にござといふものを引おほひたるもありしとぞ

○下總のくにこがねの原に屯集せし北部の兵は皆江戸の浪人なり植村某といふ人を使者として四月廿七日に南方の陣中へかけあひに遣はせしに南軍より鐵砲にて打殺しければ引續て兩軍より砲發におよびつゝに合戦となりしが南方の

徳川家旗下の士江戸をたちのき安房上總の邊に集居たりしが如何の評議に決したるにや四月廿二日のころ五百人ばかりの勢にて日光山へところざしておし出しける途中舟橋驛に屯し居たる上方勢よりも兼て八幡市川邊を固居しが使者を以て速に降參せらるべきなりとかけあひにおよびしに關東方より衆議の上返答に可及の間兩三日御待下さるべしとひのべいたし閏四月朔日衆議一決の間いよゝ一戦いたすべきの趣使者を以ていひ入れしに上方勢より一兩日ひのべといひ出したり同三日の曉天に關東方先手下總佐倉の城主堀田備中守。上總久留里の城主黒田豊前守。並徳川旗下の人々惣勢三千餘人にて押出しまづ山よせの小高き處よりしきりに大砲を打かけ関をどつとあげておしよせたりしかば上方勢はいまだ夜中の夢にて眠り居たる處なればひとさへもさへ得ず備前藤堂をはじめ我さきにとにげ出しちりふゝになりて敗走したりければわづか一時ばかりにて事をさまりぬ關東方手疵をおひし者只三人のみ上方勢死人凡三百八十人とぞ同日四ツ時ごろ堀田の兵士なりとて五十人ばかりある農家に立よりいたく渴したり水にても茶にても



ふるまひくれよとありければやがてちやをせんじてまゐらせける各血刀をひッさげ鐵砲をもち中には切首をたづさへたるも有しがおひ／＼こゝにあつまりて半時ばかりも休息し居たるに市川にて只今合戦最中なりときゝ又舟橋にもたゝかひありとみえて黒煙さかんにたちのぼり是は打散されたる上方勢ふたゝび人數をまとめて押返したりとおもはるゝぞいざ人々走むかつて一動して高名せんなどいさみすゝんで爰を立出市川の方にむかはれしとぞ是は昨日行徳のさる方よりまのあたり見開したる趣を報來れるなり同日九ツ時すぎ行徳に居たりし筑前黒田の兵三百人ばかりにて八幡をさして操出したり勝敗はいまだつまびらかならず尙又今朝の風聞には八幡の合戦にも上方勢おほひに敗走し松戸驛をさして落行しとぞ江戸よりも援兵として九州勢千七百八ばかりはせむかひけれども利根川のてまへに陣を取一人も川をわたらず只關東勢と川を隔てにらみあひて居るよし是は深川邊のさるものすきの士昨四日市川邊迄見物に往たりしが歸りきたりてものがたりなり扱市川舟橋八幡の驛々人家不殘やきはらひたりとなん

○このたび王政復古につき舊弊を一洗あらせらるゝの趣を聞われらをはじめ各國の士商ともに目を刮ひ足をそばだて

のもの大毒物にてこれを吸へば次第／＼に精神をそこなひ色あをさめ力おとろへつゝおになにごともすることあたはずされ共一度此物を吸はじむればなかばにてやめる事ならずもしやめる時は必速にその毒にあたりて死するぞぞ夫故いかなる旅のそらにても携へ行きて吸ふなり此物はなはだ高直なればも相應の身代の人にても段々貧乏に至りからだは病人の如くにて十分のはたらきかなはずされども一日も阿片を吸はずには居られず家財衣服を賣盡し後にはむすめをうり田地も家も賣て一片の烟となすもの支那人にはいくらあるか知られぬほどなり人を救ふ事を説たまひし釋迦如來の本國より人を害し國を滅すべき大毒物を生じ出す事誠にあやしむべきなり或友人阿片烟の支那へ入津せし高を記したる張面を調べしに嘉慶元年より同治七年までの間に一億二十七萬五千箱なり時々直段の高下はあれども此代洋銀幾億萬枚なるべし支那國にてかゝる大金を出して是を買ふといへ共其物はたちまち烟となりてのこる事なし其上人命を害し子孫を絶にいたるなりされば始めのほどは支那國にても此事をふせぎとめんとして種々心を勞し嚴禁を立てなとせしかども一度ひろまりし後はつゝにやむことなし近來に至りては此禁なきのみならず高位の人々もまた是を愛す

て新令のいづるをまちたてまつるなり定めて舊來の汚習を掃清し文明なる法律を下し玉ふべし舊政府の法律は拘束おほくして不便利なる事のみを好んで何事によらずたやすく整ふ事なきをよしとするの風ありこれによつて奸吏時を得てみだりに暴威を振ひ種々の悪計を設て商賈をこまらせ以て自富の謀をなせり此等の事尤にくむべきの至りなり早く此弊を一洗して公明正大なる古の王政に復し玉はゞ萬事簡便にして差支なく貿易の出入日々に盛んにならば萬國の士商あらそひ來りて歳月を経ざるに富強の國とならん事佇立してまつべし

○戸部の裁判所に目安箱を出して農商どもに民間の疾苦を述訴へることをゆるし玉ふよしこれにてもその簡便なる法を貴びたまふことを知るべし

○阿片烟の禁はかねて外國との條約に乗せられたれども今度また嚴重の令を下したまひしは我等の最敬服に堪えざる處なり阿片はあしきものとは知りながら日本にては斯嚴禁になるほどのあしき處を能知りたるものはなはだすくなし此故に今こゝに其大略を記すべし阿片は天竺に産する物にてイギリス人これを買ひ來りて支那の諸港へうりさばくこと毎年五萬五千箱ぐらゐ一箱に付代洋銀五百枚左右なりこ

るとかや

○本月四日のくれがたにイギリス公使パークス並にサトウ浪華より出帆して同六日下午本港にかへれり京攝ははなはだおだやかなるよし種々新聞あれども此次に出すべし

右『藻鹽草』の第九

編からは第九篇と

竹冠に書き、表紙

の「もしほぐさ」と

いふ五字を草模様

に書いてある



そとあかみ

築字

定價  
壹匁

『もしほ草』第二編中の記事一節

江戸の俳優澤村田之助去る卯年(慶應三年)九月脱疽を患で  
アメリカ國の名醫平文先生に病治を乞ひしに右の脚を股の  
處より切り取りてあとに薬をつけたり扱そるとき田之助の  
たのみにて平文の國許へ脚(義足)を注文せしが二三日前に  
あつらへの脚一本アメリカより來れり近きうちに脚つぎに  
田之助横濱へ來るべし

但し去る三月中、脚一本にて江戸の三舞臺をつとめしに

繁昌なしければ狂句に

舞臺でもまただつそ、が大あたり 句主不知



# そよ吹風

## 第一號

慶應四年五月一日

○四月十日頃或藩三十五名北方へ脱走す其隊中に十六才の少年養子にて其實父へ文通の寫

一筆啓上仕候然は私儀此度君家のため勉強忠節決心に御座候處何に分江府に於ては赤心不相立候故一同申合せ三十五名脱走いたし北方へ參る心得に候處途中南方の兵結城に屯集居り私共小山にて一戦いたし無難にて引き取り申候誠に此戦ひは味方勝利一同大悦のいたり南兵の兵敗走いたし結城より一里程手前に南兵の本陣有之右小山戦ひの後引續き彼本陣へ又々攻入り候處是れまた勝利私共兵隊にて大砲三門分捕り仕候實に武門の會稽これにすぎず候猶今日大平山に屯集居り候今に徳川家の勢ひ精々振ひ申候間宜敷御一聲奉希候以上

四月十七日

父上様

但し三十五名の隊へ上州野州の博徒四十人程味方仕候として大平山へ參る

### 緒言

人の見聞を弘むるは新聞に過ぎず都下に住める者は日々新聞を得て知識を増すべくも僻邑にては聞く事おそし故に近頃新聞の盛なる屈指に暇あらず吾社中も亦新聞を刻して以て都鄙に弘めんとす故に事の輕重と文綴の巧拙とに關せず隨て得る隨て刻す見る人其鄙俚を尤むる事勿れ

慶應四年壬四月

詳知會社謹言

○壬四月廿三日八時半頃より八丁堀龜島橋と靈岸島東湊町高橋との間に子供の喧嘩有之一笑のため左に記す

一 八丁堀の子供は龜島橋に陣取り靈岸島東湊町の子供は高橋に陣取り双方龍虎のあらそひの如き勢ひにて七時半頃より橋々との間に双方の子供操出したき合ひ始り益々盛に相なり容易ならざる喧嘩にて双方へ大人七八人位つゝ取り扱人として入込み夕方よやく引き分けに相成り道路見物人山の如く如何にも近頃珍しき喧嘩なり其外所々に多分有之よし

○(勝安房の言)

一 先達中所々に戦争ありければ薩人勝元帥へ迫て責曰く口公(徳川慶喜)恭順と稱しながら官軍に對して干戈を動かすは天朝を欺くに非ずや勝答曰去年中江戸に於て薩藩強盜を働きたるは修理太夫の知る所に非ざる通り主人不知家來のなす處如何共する事なし汝等我が門人となり道を學び此等を知らずや薩人唯々として去る

○深川伊勢崎町より來りし者の咄に

一 久世様御中屋敷へ壬四月廿三日朝五ツ時頃不意に兵隊三十人程其内に隊長と覺しきもの二人騎馬にて押入り四ツ

時頃迄切り合有之尤も小銃の聲音五六發相聞ゆ間もなく右隊長と見受たる者駕籠にて引取り尤も怪我人は三四人の様子なり何れも浮浪士なるや不相分此近隣大騒動の由又々確實を得ば第二號に記すへし

○下總より來狀の寫

一 四月三日曉七ツ時頃より八幡鎌ヶ谷にて戦争有之八幡宿に陣取りし上方勢余程敗走市川へ引取り脱走方續て追討いたし朝五ツ半頃より戦争盛に相成り鎌ヶ谷宿の上方勢八幡へ繰出し候途中にて脱走方と戦ひ上方勢敗走のよし

○野州白澤宿と宮宿より來狀の寫

一 四月十七日小山宿入口双方に東照宮と印したる御旗五十旒程押立て陣取いたし同日八ツ時頃より戦争に相なり候處脱走方は發炮に不拘らず無二無三に討入り大合戦に相成上方勢敗走いたし石橋と申處へ引退脱走勢小山宿にて一泊致し翌十七日未の刻又々上方勢押し來り四ツ時頃より合戦に相成り是又脱走方勝利上方勢木澤と申候立場人家へ火を掛け夫より夕方宇津の宮邊へ落行上方勢彦根長州笠間等討死怪我人多分有之候由脱走方にて器械玉藥等分捕いたし同夜小山宿へ引取る討死二人怪我人養生中

又々脱走勢宇都宮へ出張致同十九日戦争に相成り上方勢敗



北城主小人數にて館林邊へ落行廿日朝落城郭内には東照宮と印したる旗押立て何れも花々敷戦ひの由但し脱走人北部勢凡三千人程城中に罷在候由

一 遠近新聞第五號に記せし京橋東側の欄檻に梟首の捨札並に畫圖有之此次第を段々探索せし處此者義度々市中へ押入り強談等申掛け又は商賣の品物等を持逃げ其外料理屋に入ては食逃げ等いたし種々積悪人の由然る處壬四月廿日夜四ツ時頃尾張町下駄屋へ押入り強談致し居候處へ九ツ時頃に大村様見廻りの者通り掛り直ちに下駄屋へ入込み此者召捕に相成る夫より自身番へ引込み段々吟味を遂げ直様曉七ツ半時頃京橋上にて梟首に行ふたる由此もの元歩兵相勤め居當時は浮浪の由



(そよふく風第一號終)

覺(高札の寫)そよふく風第六號所載)

徳川慶喜恭順の實効を表するにより祖宗の功勞を被思食家名相續被仰出城地祿高の義は追て御沙汰に相成末々の者に至る迄各其所を得ざる者無之様被遊度との思食に被爲在の處豈圖んや旗下末々心得違の輩至仁の御趣意を拜戴し奉らざるのみならず主人慶喜の素志に戻り謹慎中の身を以て恣に脱走に及び處々に屯集し官軍に相抗し無辜の民財を掠奪し兇暴至らざる所なし萬民塗炭の苦みに陥らんとす故に今般不得止事誅伐せしむ素より其害を除き天下を泰山の安きに置き億兆の民をして早く安堵の思ひをなさしめん爲なれば猥に離散する事あるべからず篤く御趣意を親認し奉り柔々の者に至るまで聊心得違ひ無之屹度安堵致し各生業を營み其分に安すべきもの也

過日以來脱走の輩上野山内其外處々屯集屢官兵を暗殺し或は官軍と偽り民財を掠奪し益々兇暴を逞するの條實に國家の亂賊たり以來右様の者は見付次第速に可訴出若し萬一密に扶助いたし或は隠し置候もの於有之は賊徒同罪たるべきもの也

慶應四年辰五月

大總督府 參謀

官 許

明治二年己巳

明治新聞

第一

號 堂 藏 山



# 明治新聞

第一號

明治二年己巳三月十九日東京出版

世上新聞紙出版御許しに相成候間存寄有之者は願出候様御布告相成候に付願書差出し候處早速

官許に相成候間今月ヨリ追々出版いたし候右に付被 仰渡相成候御條を以て左に記す

### ○新聞紙印行條例

一各箇の新聞紙は宜しく各箇の表題ある可し  
一表題を以て開板免許の上は毎號檢印を受くるを要せず只出版の處年月日編輯若くは出版者の姓名及び各號の號數を載す可し

一凡記載する事件に付て吟味すべき事ある時は編輯人其辨解をなすべし若辨解無きものは罰金を出さしむ

一一切天變地異物價商法政法

軍事は妄に批評を加ふるを許さず

其說錯誤して改めざる者は責有り

火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飲食諸種の 官報洋書の譯文

海外雜話凡事の世に害無き者は皆記載す可し

一贈答の書牘或は各人作る所の文若くは雜說等其姓名を注す可し

一歌詩の作者詳ならざる者は此例に非す

一新聞紙中人の罪を誣告する事嚴禁なり

一妄りに教法を説く事を許さず

○ 今度此明治新聞を刊行する固より

官許を得る上なれば凡海の内外を問はず新報異聞前條の規則に障りなき者は四方の君子希くは之を寄贈し玉へ又新著書目錄其他一切引札の類並に遺失尋者等總て遠方え報告すべき事は求に應じて補刻すべければ彫刻の費銀を添て草稿を寄せ玉ふべし記載すへきもの稀なる時は一切學藝技巧すべて士民之心得として益となる譬論之說等は必らず新聞珍説に非と雖も是を記載すべし然れとも贈答之書翰建白書等之無名にして出處の明かならざる者は條例に従て之を載せず

己巳三月

編輯社長 柴田壯之助

彫刻發兌 大黒屋幸助 謹識

檄文

德川氏政體返上以後兵禍連結

ニ給ハラン事ヲ懇願ス不宣

明治二年歲在己巳春二月

秋月右京亮

○姫路侯建白

大政御一新ノ御實効未確立此儘過行候而者後來大勢ノ所歸如何哉ト甚痛心ノ至ニ候今幸ニ東北鎮定國家稍屬無事皇政日新ニ趣ク實ニ是國家ノ美事ト謂ベシ雖然竊ニ惟フニ其名立テ其實未舉ル者有リ諸侯未タ其土地人民ヲ私シ所在其制度ヲ異ニシ其政刑ヲ專ラニシ其名ハ藩屏ト謂トモ其實ハ割據ノ勢ヲ成ス如此名分紛亂國力分離シテ我日本ノ一小國何ヲ以海外萬國ノ交際ヲ遂ケン何ヲ以將來與國ノ標準ヲ立ンヤ宜ク速ニ大義名分ノ實事ヲ舉ケ左ノ條件ヲ行テ皇政ノ基本ヲ確定スベシ

### 第一

封土ヲ奉還シテ郡縣ノ制度ニ復スル事

### 第二

諸侯ノ名號ヲ廢シテ貴族ト稱シ采邑幾許ヲ賜事

### 第三

藩臣ノ名目ヲ止テ都テ朝臣ト唱俸祿舊ニ仍リ賜事  
以上ノ三條件ハ今日至急ノ要務ニシテ永世不朽ノ  
皇基ヲ立ル所ナリ頃日傳聞ク薩長土尾西肥等既ニ此議ヲ決  
スト國家ノ幸何ヲ以テカ之ニ如ンヤ今小臣等敢テ不肖微力  
ヲ不省憂國ノ餘リ共ニ連署シ伏而  
朝裁ヲ仰ント期ス若シ同意ノ諸兄有ラハ各紙尾ニ貴名貴判

府藩縣御制度之儀に付不願僭越不敬鄙存之趣献言仕候處尙一層細密に申上候様御沙汰に付左に奉申上候  
府縣之儀者 朝廷より諸藩人才御拔擢にて上官には夫々官位相賜り專任仕儀別而府之義は堂上方御任職に相成候儀に付下情等一々上通仕自然

皇意貫徹仕候得共藩之儀者自ら其藩に舊格職制等區々申上地方に寄京師より二百里或は三百里も隔居候に付諸御布告筋等は相達候得共何れも遐陬僻郷之儀に付風俗等固陋にて兎角 朝廷之御情意通兼候弊も有之候得ば全土地之儀は

朝廷より御預り申居候に不心付銘々我土地之様存居候舊習之心得違有之候故自然 朝廷列藩之間隔絶之弊習も相生可申哉に乍恐奉存候右に付今般御一新之廉を以一旦土地御引上げに相成改て御預け被申御沙汰に相成藩々之名稱御改にて府縣と相成其執政參政等輪番にて京師え相詰居時宜に寄官位等も賜り大事件は參 朝之上相伺裁決仕候様相成候は、皇領之府縣同一軌に相成自然御情意 皇國中へ貫徹仕乍恐中興之 御偉業被爲遂候御儀にも相運ひ可申哉に奉存



候間不願忌諱此段献言仕候誠恐誠惶頓首謹言

二月

酒井雅樂頭

毛利宰相父子

其先贈從三位大江元就綱常紊亂之世に當り獨名分大義を明かにし凶賊を討除し屢 朝廷之闕乏を補助候段其報國勤王之志厚く御追感被爲在候依之今度神號宣下候條永世可祭祀旨被 仰出候事

二月

豊榮神社

右宣下候事

○仙臺侯建白

今般諸藩版藉奉還之儀及出願候趣傳承仕至大至當之公論と奉存候然るに於弊藩は去冬出格之御仁恤を以更に下賜り候封土に御座候得共舊來所領之諸藩同様返上奉願候義恐入候次第に御座候得共大政 御一新之折柄政刑一途名實相協萬國並立 御國威御更張御基礎被爲建候に於ては素より閩藩同論所冀に御座候仍て土地人民謹て奉返上候間右藩に一樣之 御沙汰被成下候様伏て奉懇願

候宜御執 奏可被下候誠恐誠惶頓首謹言

明治二年三月

辨事 御中

伊達龜三郎

○南部侯建白

薩長肥土四藩版藉

朝廷え奉還建白次て諸藩追々及出願候趣傳承仕候處 臣利恭封土之義は昨冬出格之 御仁惠を以更に下賜たる所に候得は諸藩同様返納奉願候義忌諱に觸奉恐懼候得共兼て見込も御座候間不願恐舊來之臣隸より以 新恩之土地人民至迄悉奉返納度此段宜御執 奏奉願候以上

三月四日

辨事 御中

南部彦太郎

明治二年己巳三月

官許

東京淺草菊屋橋

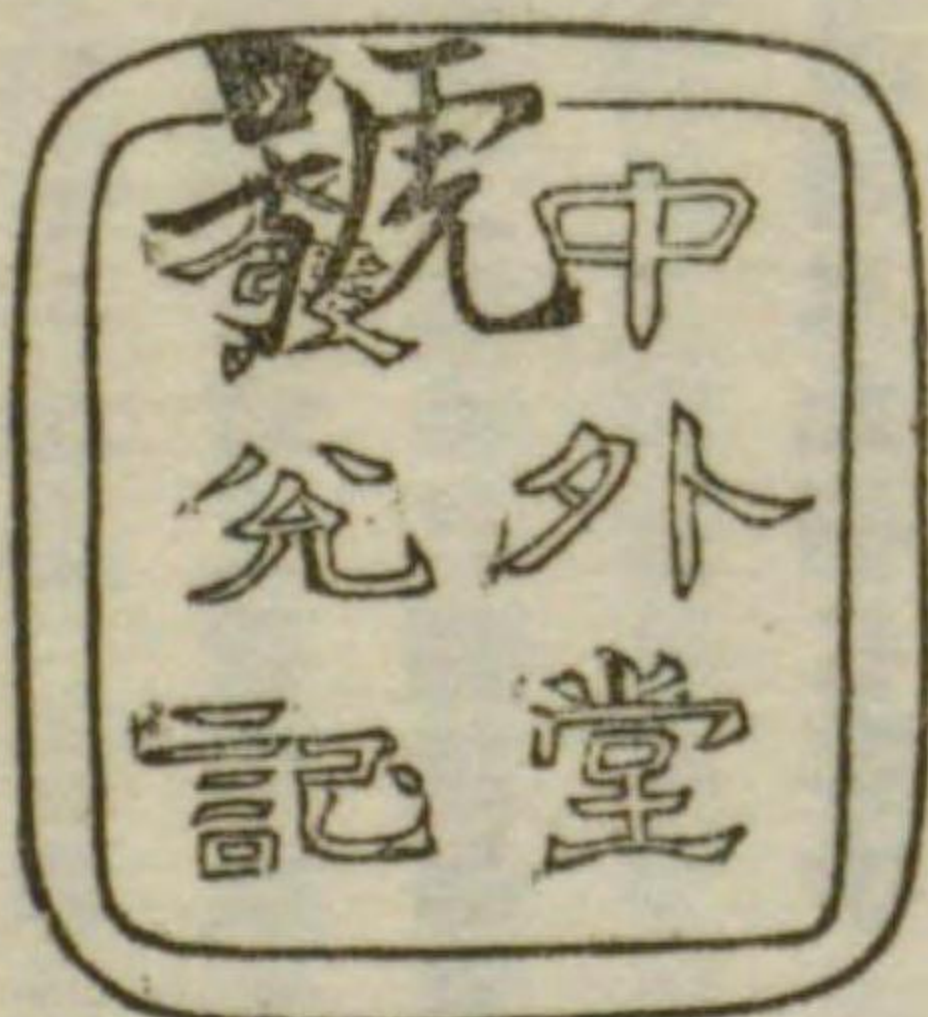
大黒屋幸助 藏版

官 准

明治二年己巳

中外新聞

第一





# 中外新聞

第一號

明治二年己巳三月七日東京出版

二月下旬御觸書の寫

世上新聞紙出版御許しに相成候間市中の人民に至るまで遍く知覺いたし存寄有之者は學校へ願出候様可致候事

二月

右の御布告相成候に付則ち願書差出し候處早速

官許に相成候間今月より追々出版いたし候事

右に付開成學校にて申渡しに相成候規則書左の如し

○新聞紙印行條例

一各箇の新聞紙は宜しく各箇の表題ある可し

一表題を以て開板免許の上は毎號檢印を受くるを要せず只

出板即日二部を 官に納む可し

一各號毎に出板の處年月日編輯人若くは出板者の姓名及び

各號の號數を載す可し

一凡記載する事件に付て吟味すべき事ある時は編輯人其辨

解をなす可し若し辨解無きものは罰金を出さしむ

一一切天變地異物價商法政法

政法は妄に批評を加ふるを許さず

## 軍事

其說錯誤して改めざる者は責有り

火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飲食諸種の 官報洋書の譯文  
海外の雜話およそ事の世に害無き者は皆記載す可し

一贈答の書牘或は各人作る所の文若くは雜說等其姓名を注  
す可し

只歌詩の内作者詳ならざる者は此例に非ず

一新聞紙中人の罪を誣告する事嚴禁なり

一妄りに教法を説く事を許さず

○

此度 官許を得て此中外新聞を刊行するに付て四方の君

子に告ぐおよそ海内海外の新報前條の規則に障る事無きも

の希くは之を寄贈し玉へ又新著書籍の目錄或は其他引札

の如きは求めに應じて補刻すべければ彫刻の費銀を添へて

草稿を寄せ玉ふべし若し新報異聞の記載すべき者稀なる時

は洋書中に就て學藝技巧すべて士民の益となる可き事件を

譯出して紙數を滿たしむべし出所慥ならざる書翰或は無名

の建白書等は條例に従て敢て之を載せず

己巳三月

編輯社長 柳河 春三  
製本書肆 上州屋總七 謹識

今上皇帝陛下當三月七日西京 御發輦伊勢

宗廟 御參拜の上東京に 御再幸あらせらるべき旨被 仰

出たり然れば東京の繁昌日を期して待つ可し下民の喜び何

事か是にしかんや去月 女御御入 内立 皇后の 御大禮

濟ませられたる由御布告あり

○英國ロンドン新聞の抄譯

唐國政府にて去年亞墨利加人ボルリンハム並にチカンソン

チャクと名くる唐人二名を特派全權公使として亞墨利加並

に歐羅巴諸國へ送り此ボルリンハムは亞國人なれども大

統領は敢て是等の事に關係せず大國使節の禮を以て丁寧

に接遇したり扱それより英吉利に赴きキンドンルクストルと

いふ地にて英國女王に謁し其後佛蘭西に赴きしに佛國ナポ

レオン帝は之をウエルセイルといふ地の別殿に招待したり

と云ふ是より再び英に趣き國事を談判し條約の濟みたる國

々々を悉く巡歴する由なり唐國より西洋へ往來せし事は度々

あれども改めて使節を送りしは此度を始めとす扱其談判の

内重立ちたる箇條は唐國人は素より外國の事情に通曉せず

して兎角交際上に於て彼是齟齬する事少からず是に因て先

年度々外國との戦争を起し和議の日に至りて償金を出し條  
約を改めなごせし事既に屢これあり

清英交際始末 一冊 慶應義塾近刻 阿片亂以來兩三度

の戦ひ並に和議條約の始末を記す參考すべし

然れども今一時に國風を變せんとすれば徒に權威を以て民

を劫制するまでの事にて却て人心を激し外國人を仇視せし

むるの患あり是れ實に處置し難きの第一なり希くは外國に

ても姑く之を寛恕し漸を以て其舊習を變せしむるの處置あ

る様に致し度との趣を談判せしに英國にては外國事務執政

を初め一同に尤の事なりと承引し既に唐國在留のミニスト

ルへ其趣を申遣はしたる由なり

魯西亞帝アレキサンドル此節病氣の由報告あり

西班牙國は國亂益盛にして女王イサベルラ去年既に國を去

り佛蘭西の都に寓居せり近頃其領地なる亞墨利加州のキュ

バ島も何と無く騒ぎ立ちたる由なり是は島の居民西班牙國

の支配を離れて合衆國の部に入らんとする故なるべし

近來合衆國の政治文教益隆盛にて近國其化を慕ひ同盟に

加らんと乞ふ者少からず然れども合衆國の政府にては漫

に境を廣むるを好まず民庶悉く一致して異議無きに非れ

ば聯邦の列に入るを許さずと云ふ

此の如く人心騒ぎ立ち土兵も各銃を携へ所々に集まりしが  
或る日圖らざる事にて合衆國一人一名を打殺せり合衆國の



ンシユル速に書を贈り貴國にて我が國民を保護する事能はずんば我國よりして保護の法を設くべしと厳しく掛合に及びしかばキュバ島の役人大に其不行届を謝し自今以後決して右様の事無き様に取計ふ可しとの事にて先無事相濟たり  
○西班牙國亂の事は明治月刊卷三に詳なり

○横濱新聞ヘラルドの譯

亞墨利加合衆國の大統領リンコルンは去る文久元年大統領となりしに舊來奴隸を賣買するの風習は天理に背きたる事なるを以て是を禁せり然るに國內不服の者も少からず終に全國南北二部に分れ數年の間大戦争となりしが北軍の勢次第に盛にして漸く平定に至らんとするに及びてリンコルンを怨める者芝居の役者に身をやつし慶應二年三月十九日即ち西曆四月十四日不意にピストルを以てリンコルンを打殺したり此事は世に遍く知る所なり

リンコルン没後は副統領ジョンソン之に代り去明治元年の冬限満ちて職を辞しグラント代りて大統領となる此グラントといふ人は北部の將帥にして戦争中屢勳功をあらはし大に人望を得たる人なり

扱リンコルンの寡婦は日耳曼に赴きフランクホルトと云ふ處に逗留せしが今は貯金も盡きて詮方無く一通の願書を合

衆國の政府に差送りたり其略に曰我夫リンコルンは國家の爲めに力を盡し終に非命に死せり今我依頼する所無く形影相弔し怏々として空く日を送るの際病苦隨て加はる之を醫に謀れば以太利國の如き暖地に往きて養生せざれば治し難しと云ふ然れども囊中餘財も無く誰有りて我を助くる者無く枯魚復一勺の水を得難し願くは我夫の奮勵を追賞し告る所無き孀婦の窮厄を憐み賑恤を垂れ玉はゞ幸甚と云々此書今年正月本國に達し今の大統領これを落手し議事堂に出したるに何れも愍然に思ひ其請ふ所も尤なりと公議竟に一決し年々五千ドル宛を贈るべきに定まりし由  
横濱にてドルの相場大に騰貴し二分金の位急に下落し一時は二分金と一分銀との相場の開き一ドルに付て五匁許にも及びしが近日漸く居り合ひドルも又少しく下直に成たり昨今にては一分銀にて五十二匁二分金にて五十四匁四五分の通用なり

明治二年己巳三月

官准

柳河氏藏板

發兌

大坂心齋橋南一丁目 秋田屋市兵衛  
東京本町四丁目 上州屋 總七

官許

六合新聞 第一號

定價銀一匁

瑞穂屋藏梓



# 六合新聞

第一號

明治二巳年三月二十日

むかしのことを今の世にしり後の世に今のことをしてはるは  
その文の傳來れるゆへなりさればきのふありしをけふしり  
けふありしをあすしらん事の難は何ぞやををしるせる文の  
あらざればなりこれをしらんとすることは新聞にしくもの  
なししかるを世の人おそらく新聞といへば軍の取さた御大  
名の建白書其外おほきな間違ひなどをせざるものは新聞  
ならずと思ふもの多けれどしかるべからずもく此新聞  
は遠き近きのはさ賣もの買もの、かけひきまよひ子のあ  
りか落しもの、在所開帳見世もの、嘶芝居の善悪お祭の賑  
ひ迄あまさず漏さずしつれば今のありたるをいましり  
て居ながら浮世のさまをもしりまたは雨夜のつれづれをも  
なぐさめ女童をして智慧をまさするの端ともなれば出板こ  
とに日を争かならず見置たまわれかし

○今月十日會津侯の奥方東京へ御出ありたるをまさしく見  
たる者在しが惣もやうの着ものに帶は何やらんわからねど  
結び髪にておわせし由御家來七十人余り皆無腰にて御駕に  
附添紀州侯の御人數これをけいごなし上野山下岡村中喰に

外に六艘八日出帆陽春丸といふ船は十日出帆の積り武藏丸  
は過ちしたれば差留たるよしをしるしありしとぞ乗込みの  
御人數諸藩の御名前等は後編にしるす

此度政府え御買上になりたる鐵船は世界第一の軍艦なる  
よしこの船は先年アメリカ國の内の南方と北方といくさ  
ありし時南方の眺ひにてふらんすにて製造たる船なり日  
數積りてよふく此船出來上り南方え持來りし頃は南北  
漸く和睦にならんとせし時なりしが北方の番船これを見  
るといへども一發をもうたすしてやみく此船を通せし  
かば番船の長なるものえ其なをざりを責ければ長なるも  
の、言様其事心つかざるにあらすされどもわれくが木  
船を以彼鐵船にあたらん事は玉子を以て石に打つけ紙を  
もつて刃ものにあたるよりもあやうし一には人命をそん  
じ二にはきかいをうしなひ三には船をこわし四には耻辱  
をどるをいとひ夫ゆへやみく通したりといへければさ  
もこそとてどがめはなかりしとぞ

此鐵船の名をストンウォールと言これにも亦ひとくだりの  
はなしあり南方にストンウォールジャクソンとよぶ英雄あ  
りたびくの戦ひに向ふ所勝すといふことなく進む所や  
ぶらずと言なし人ジャクソンを呼でストンウォールとなづ

て赤坂御屋敷え至着なし御當所に永く御預と相成のよし  
○日本政府よりイタリヤ公使への書簡の寫

貴國四月三日附之書翰致拜見候然は我國金銀貨幣之儀に付  
再三御掛合のおもむき委細承知いたし候貿易の上に妨も可  
生との風聞有之拙者共におゐても氣之毒之至に候當時右風  
評によつて起る所を許且右事件に付精細之取調は外國副知  
官事大隈八太郎え申談じ置候同人坂府より着の程日夜相  
待居候事有之同人到着の上は兼て御尋の件々委細御挨拶可  
申進候尤我國内現在貨幣不釣合之品もあれども差當り二分  
金一分銀鑄造差止方新に命令を下し置候就而は今日是を作  
る事無之且諸侯他に而私に金銀鑄造可致權は無之若私に鑄  
造いたすにおゐては我國典の嚴罰に處候事に御座候此段先  
御報申進置度く如此御座候以上

三月七日

同准知事 東久世中將

外國官知事 伊達中納言

伊太利公使コントデウツール 閣下

○横濱より來りし人のはなし

日本政府よりイタリヤ公使え送りし手紙を見たりしが箱館  
の脱走士をいよく御征討として三月朔日官軍方の軍艦出  
帆に相成はづの所障りありて少し延引せしかど例の鐵張船  
く此ストンウォールと言事は我日本の石の塀といふ事なり  
ジャクソンが體石の塀のごとなりとてしか號たり此て  
つせんも素ジャクソンが工風より出且そのつよきをかた  
とりてストンウォールと言けりジャクソンは南北中直にな  
りてのち北方より大將になさんとたびく招ぐといへど  
も二君に仕ゆるを耻て軍人をやめ片田舎に引こみて手習  
の師匠をして居らるゝよし

此鐵船南北和平とのふの間一ト先他國え賣たりしが再  
度アメリカ買戻し頃日本より舊幕府の使として松本治太  
夫小野友五郎の兩人鐵船を彼地え買に往たりしに彼國に  
てもさまくの評議あり或はいふ此船を日本に渡しなば  
打拂ひ杯と言議論も出來交易の妨げともならんかと議論  
も生せしかど暴に打拂と言事もあるまじよしまたその論  
ありしとて此船一艘にて勝敗を決するの儀もあるまじと  
てついに日本え渡す事に極りすでに去年日本に渡り今日  
朝廷の御品となりたり

○横濱より來りし人のはなしに去辰年の春以來横濱にて費  
たる鐵砲の數を聞しが夥敷事なり小銃凡十二萬挺ビストル  
一萬足す横濱ばかりにての賣高斯のごとくなれば長崎兵庫  
函館其他にて賣たるを集なば小銃凡十六萬挺ビストル壹萬



五千と見積小銃一丁の價平均十五ドルがへとして十六萬丁の高二百四十萬ドル。ピストル一丁の價是も平均十五ドルとして壹萬五千の高二十二萬五千ドル此二口合て二百六十二萬五千ドルなり一ドル金三分の相場として惣金高百九十五萬二千兩程なり

去春以來外國人の手に渡りたる金斯のごとくなり

されば軍は金の多分入事とは聞しかと思ひきやかほごならんとは鐵炮すら前條の如くなれば其他の雜用計りしるべからず無祿の民此中辛くも口に粘する事は實に難有事ならずや外國は算鑑專の國なるに炮術なども次第にひらけ前件に言七八萬人餘其外鐵炮玉藥の費幾千成をしらずかゝれば必勝ありとも算鑑に當らざれば追々軍は止べしといへる評もありしが我國も何卒軍沙汰なく太平にいたし度ものなり

(此間一節削除)

○告條

此度 官許をかうむりて新聞を取立申候間何なりとも實事の新聞を得玉ひてこれに加入させんとおぼしたまはゞ有名

にて最寄の草紙店え六合新聞屋え達し吳候様御投じ奉願上候御禮として製本呈上仕候且御迷惑に相成候様の儀は一切無御座候以上

淺草森田町

瑞穂屋卯三郎敬白

一私見世にて賣捌候品々御披露申上候

一西洋書籍 一器械類 一藥種類

右之外何品によらず御註文被仰付可被下持合無之共早々本國より取よせ差上申候並に外國え御賣渡し被成度物産は御世話仕候且諸稽術師匠御頼被成度御方者呼よせ差上申候都て外國之取遣り御取次仕候間御用向被仰付可被下候以上

定價二匁

# 官版 海外新聞 一號

## 大學南校





緒言

佛普兩國近日ノ騷亂ハ實ニ輓近歐洲未曾有ノ一大戦争ニ及  
ントスルノ形狀タレハ急ニ之ヲ譯出シテ世ニ布キ人ニ知ラ  
シムルニ在リ唯此新聞前後齟齬スル所アリテ明瞭完全ナラ  
サルハ遺憾ナキニ非ラスト雖トモ率ネ橫濱刊行ノ西洋新聞  
紙中ヨリ抄出スルモノニシテ殊ニ傳信機ノ告知ニ出ツルカ  
故ナリ讀者宜ク之ヲ恕シテ其概略ヲ知ルニ在シノミ  
此度佛蘭西國ト普魯士國トノ間ニ生シタル騷亂ノ原由ヲ尋  
ルニ佛國ハ固ヨリ歐洲第一ノ最大強國タルハ衆人ノ普ク知  
ル所ニシテ普國モ亦千八百六十六年我慶應二年埃地利及ヒ日耳  
曼列國トノ戦争ニ大捷ヲ獲タルヨリ以來北方日耳曼ノ小國  
ヲ併合シテ其勢殆ト佛國ニ頡頏セントス加之其執政ニビス  
マルクト云ヘル者アリテ心ヲ國事ニ竭シ日ニ國力ヲ増シ月  
ニ境界ヲ廣メントノ謀ヲ運シ且其境域佛國ト相接スルヨリ  
兩雄相競ヒ遂ニ兩國相忌ムノ意ヲ生スルニ至リシ事は已ム  
ヲ得サルノ勢ニシテ既ニ千八百六十七年我慶應三年荷蘭ノ屬地  
盧森堡ノ事ニ付キテモ佛普兩國間ニ議論ヲ生シ殆ント戦争  
ニ及ハントセシニ當時ハ英國ノ勸解ニ因リ終ニ事ナク和平  
ニ至レリ然ルニ又千八百六十八年我明治元年西班牙國民政府ニ  
背ムク事アリテ其女主ヲ逐ヒ假ニ政府ヲ設ケ暫ク國內ヲ治

メシカ其政府ハ元來假ニ設シニ因リ更ニ眞ノ政府ヲ立ツベ  
キ爲メ歐洲諸國ノ帝王ノ親族中ニ於テ人望アル者ヲ撰ミ國  
王ト爲サント欲シ遂ニ普王ノ近親ナルホーヘンソレルン  
侯ヲ迎立セント定メ侯モ亦其事ヲ承諾セシカ佛帝拿破崙ハ  
普國政府ニ於テ嘗テ西國ノ事ニ付キ證ヲ立タルノ故ヲ引キ  
普王ニ其親族中ノ者ヲシテ西國ノ王位ニ昇ラシムル事ヲ禁  
ス可シト言送レリ故ニ普王モ亦其言ニ從フ可キノ約ヲ爲セ  
シニ佛帝ハ尙其意ニ滿タスシテ更ニ日後此侯ヲ再ヒ西國ノ  
王位ニ昇ラシメザラン事ヲ欲セリ然ルニ此事ニ至リテハ普  
王ノ肯セザルニ因リ佛帝ハ又普王ニ若シ此事ヲ肯セザルニ  
於テハ必ス戦争ニ及フ可シト言送レリ普王ハ國力ノ強盛ナ  
ルニ因リ敢テ畏怖スルノ意ナシ遂ニ此事ヨリシテ此戦争ニ  
至リシトナリ  
譯者按スルニ此騷亂ノ原由ハ必シモ此一事ニアラスシテ他  
ノ事由ト相連リシモノナル可シ然トモ未タ其事ヲ明白ニセ  
サルニ因リ此ニ掲言スル事能ハス若シ異日其事由ヲ聞知ス  
ルニ於テハ速クニ之ヲ譯出ス可シ  
佛普兩國ノ人口、兵數、船數等凡左ノ如シ  
佛蘭西  
人口 三千八百萬

國帝拿破崙第三世

陸軍 百二十萬

海軍 船數五百艘

普魯士北日耳曼列國ヲ合算ス

人口 三千萬

國王フレデリック、ウイレルム第一世

陸軍 百萬

海軍 船數八十七艘

明治庚午(三年)孟秋

箕作麟祥 誌

海外新聞 一號

千八百七十年第八月十六日我七月二十日橫濱日刊新聞ヨ

リ抄出

第七月十四日我六月十六日倫敦ニ於テ

巴勒ヨリノ報告ニ曰佛蘭西國ノ外國事務執政コントグラモ  
ン氏ハ議院ニ於テホーヘンソレルン侯ノ西班牙國王ノ位  
ニ昇ラントセシ事ヲ其侯ノ自ラ止メタルノ旨ヲ陳述セリ  
佛蘭西ニテハホーヘンソレルン侯ノ西班牙國王ノ位ニ昇  
ラントセシヲ自ラ止メタルノミニテハ未タ満足ナリト思ハ  
ス普魯士國ヲシテ日後此侯ノ再ヒ西班牙國王ノ位ヲ得ント  
希フ事無ル可キノ保證ヲ爲サシメント欲シタリ  
第七月十五日我六月十七日普魯士國王ハ去十三日ノ午後ニエムス  
府ノクルガルテンニ於テアヂュダント官ノ者ヲ伴ヒ散步セ  
シ時佛國公使ベネデツチ氏其所ニ來リテ此度佛普兩國ノ間  
ニ起リタル難事ニ付キ強テ普王ノ意ヲ承知シタキ由ヲ述ヘ  
タリ普王ハ身ヲ背ケテ答ヲ爲サス唯アヂュダントニ向ヒ余  
ハ佛國公使ニ其事ノ答ヲ爲ス事ヲ欲セス且以後其公使ヲ接  
待スルヲ好マサルノ意ヲ通ス可キノ旨ヲ命シタリ  
普都ノ伯靈ニ於テハ戦争ノ用意ヲ爲シタリ



同日巴勒ニ於テ

戰爭ノ事件ヲ佛國ノ政府ヨリハ未タ其議員ニ報告セス  
佛國ニ於テハ益々兵備ヲ爲セリ

此日ノ午後ニ佛國執政ハ元老院及ヒ議院等ニ於テ自國ト普  
國ト互ニ戰書ヲ取替セタル事ヲ告ゲ知ラセタリ

佛蘭西國ト普魯士國トノ戰爭

荷蘭ハ中立國タル可キ事ヲ佛普ノ兩國ニ言送レリ

比利時ハ佛國ヘノ答ニ中立國トナル事ヲ得ベキヤノ旨ヲ述

ベ且既ニ國境ニ警衛ノ爲メ兵ヲ出セシ事ヲモ言送レリ

佛普ノ兩國ニテ皆比利時ノ中立國タルヲ許セシトノ風説ア

リ

佛國ノ議院ニテ陸軍費用ノ爲メ五千萬ポンド 我二萬五千萬  
兩餘ニ當ル

軍費用ノ爲メ千六百萬ポンド 我八千萬兩  
餘ニ當ルノ高ヲ給セントノ決

議ヲ爲シタリ

佛國ノ議院ニテ國內ノ守衛隊ヲ徵シ集メ且義勇兵ヲ募ル可

キ事ヲ決議シタリ

普國ノ兵ハルドント云ヘル村落ノ近邊ニ於テ佛國ノ境内

ニ入り盧森堡 リユクセンブルク  
荷蘭ノ屬地ノ國境ニアル鐵路ヲ打毀チテ引キ退

キタリ

第七月十九日 我六月二十一日  
北日耳曼ニテ議事堂ヲ開キタリ

北日耳曼ニテハ皆其兵ヲ募リ集メタリ

巴威里亞國王ハ普國ニ與セントスルノ意ヲ以テ自國ノ兵ヲ

募リ集メタル由ナリ

海外新聞一號畢

東京本町四丁目

官版御用御書物所

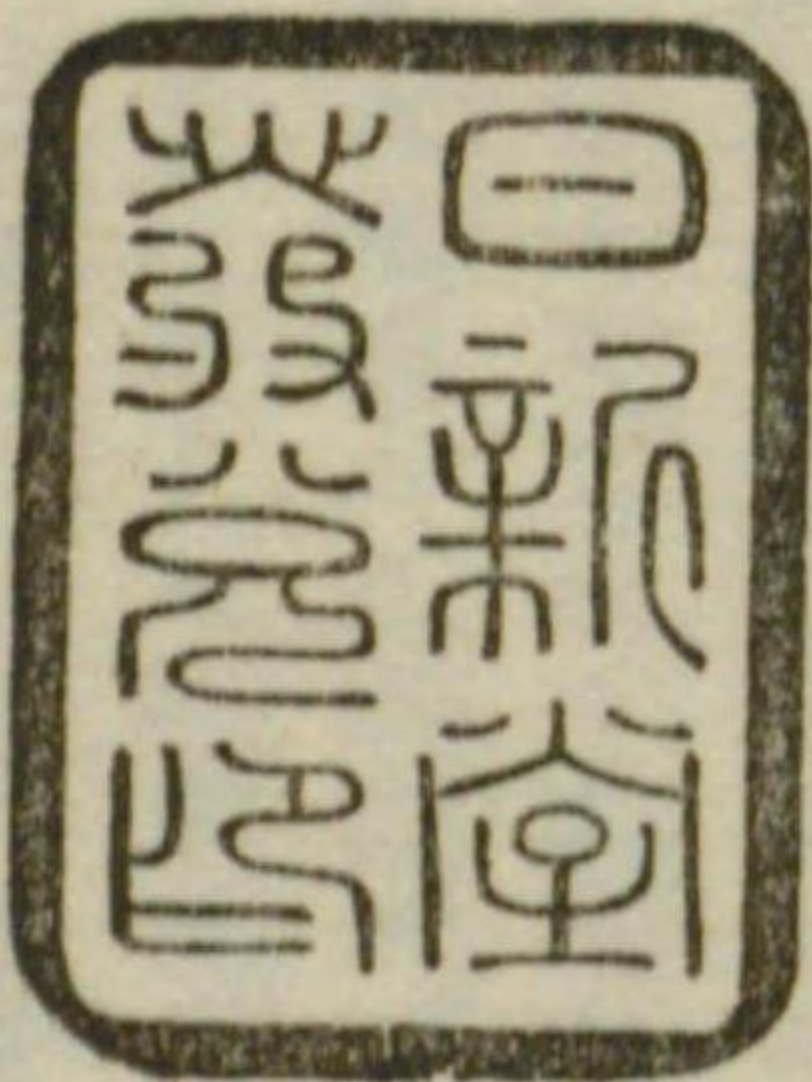
紀伊國屋源兵衛

明治辛未五月

定價二匁

新聞雜誌

第一號





# 新聞雜誌

第一號

明治辛未五月

## 緒言

凡天下ノ物事日ニ新ナルニ我未タ見聞セサル事ヲ知テ吾知識ヲ廣ムルヨリ樂シキハナシ見聞ノ狹キ田舎人ハ心頑ニ知暗シテ疑怪ム事多ク竟ニ我ヲ是トシ人ヲ非トスルノ過アリ今日カ、ル辱キ 御代ニ逢ヒテモ遠境ノ人ハ太政ノサマヲモ知ラデ却テ疑非ル者モアルベシカクテハ逢カタク世ニ生レシカヒナシ今 官許ヲ受テ新聞私局ヲ開キ 太政ヲ始メ諸府藩縣ノ變革又ハ里巷ノ瑣事外國ノ異聞マテ見聞ニ隨ヒ刊行スルハ我 日本中ノ人々ト新知ヲ開クノ樂ヲ同シ頑ナル心僻メル事ヲ棄ントテナリ願ハ此冊子ヲ讀玉フ人々一ヲ聞テ二ヲ推シ近ヲ知テ遠ヲ察シ天地間ニハ我意外ナル驚可ク喜可キ事多ク唯一隅耳ヲ見ルハ田舎人タルヲ免レス夏虫泳ヲ疑ノ笑有リト知玉ヘサテコソ復古ノ 大御代ニ生レシ人タルニ負カジト云ベケレ

シニ朝鮮人ヨリ仁慈ノ手當ヲ受ケシ恩アレバ米人ヨリ之ヲ謝セサル可カラズト

○三月八日比三州刈屋邊ニ於テ一向宗ノ僧徒等土民ヲ煽動シテ一萬餘ノ衆ヲ集メ蜂起シテ官吏四五人ヲ殺害セリ其近方ノ諸藩ヨリ兵ヲ出シテ之ヲ取圍ミ終ニ銃器ヲ用ヒテ稍ク鎮定ニ及ヒシ由ナリ

○我邦ヨリ輸出スル生糸ハ交易第一ノ產物ナルニ昨年横濱ニテ生糸ニ屑糸下品糸ヲ内ニ包ミ上好糸ヲ以テ外ヲ飾リ外國人ヲ欺キ賣却セシヨリ日本ノ糸ハ用ヲナシガタシトノ説ヲ外國ノ新聞紙ニ刊行セシ由ニテ一昨年ハ金一兩ニ生糸目方二十二三匁替ノ處昨年ハ十八匁マテ騰貴セシニ今年ハ大ニ下落シ四十匁ニテモ賣レザル由ナリ近來開港場モ漸ク繁盛ニ赴キ生産ノ道モ次第ニ開ケタルニカ、ル不正ノ事ヲナシテ國益第一ノ輸出品ヲ害スルノミナラズ外國人ノ侮ヲ受ケタリ是ワヅカナル一時ノ小利ヲ貪リ却テ自ラ永世生活ノ業ヲ失フナリ其智慮ナキ事甚シト云フヘシ是併ナガラ元方ノ者ノミノ罪ニ非ス横濱ノ商人正當ノ商業ヲ心ガケザルノ致ス所ナリ右ノ故ヲ以テ來春 官ヨリ佛蘭西人ヲ雇ヒ入レ上野富岡ニ製糸場ヲ設ケラル、ト云フ

○今春 朝廷ヨリ各藩ニ命アリテ大參事以下一人或ハ二人

○二月中 皇后ノ宮東京城内吹上ノ御苑ニ於テ親ラ蠶ヲ養ヒ玉ハントノ御事ニテ上州岩鼻縣ニ命アリテ蠶桑ニ事習レタル女四人ヲ差出スヘキ旨ヲ仰下サル三月上旬ニ四人ノ女撰マレテ出京シ御苑内ニ伺候シ蠶桑ノ業ヲ教ユ奉レリ

○徳川氏ノ時東京市中ニ錢サシト唱ヘ人家ノ店先ナドヲアラシ尤粗暴ノ行ヲナセシモノアリシガ近來ハ其患少ク市中モ至テ穩ニ成リシ由ナリ偏ニ區兵等ノ取締行届キタルヨリノ事ト見エタリ此上押込暗殺等ノ患全クコレ無キヤウ有タシ又市中ノ人モボリス 巡取締リノ役ナリ ノ大効アル事ヲ知リ官ノ費用ヲカケズシテ各々自力ヲ以テ其保護ヲナスヤウニ有リタキモノナリ

○三年以前朝鮮國ニ於テ米利堅人數人ヲ掩殺シタリ今年米利堅ヨリ其事ノ始末ヲ問糺シ償金ヲ出サシメ且其沿海ヲ測量セントテ水師提督ロツシルスヲシテ軍艦數艘ヲ從ヘ朝鮮ニ至ラシム當時談判最中ノ由外國人ノ話ニ朝鮮極テ頑固ノ國ナレバ事必ス調ハズシテ戰爭ニナルベシト云ヘリ横濱新聞ノ中ニ云フ米利堅人害ニ逢ヒシ頃同ジク米國ノ船破船セ宛外國游學ノ爲メ差遣ハサル可シトナリ其人員五月三日ノ飛脚船ニ乘組ミ横濱ヨリ出帆シ米利堅ヨリ歐羅巴諸國ヲ經歷シ一年ニシテ歸國ノ由ナリ其人員姓名ハ未タ詳カニ知ラレス

### 赤穂藩復讐ノ事

赤穂ノ藩士ニ山下銳三郎西河邦二吉田宗平山本隆也八木源右衛門田河運六トイフ者イカナル遺恨ニヤ同藩士村上眞輔トイフ者ヲ過ル午ノ十二月九日ノ夜同處ニ於テ欺殺ニ及ビ其儘知ヌ體ニ打過居タリシヲ眞輔伴六郎トイフモノ痛ク父ノ横死ヲ悲歎シ復讐ノ萌念ヤルカタナク種々手掛リヲ詮議シケルニ警ノ者共曉リケン竊ニ六人打連テ紀州高野ヘ志シ姿ヲヤツシテ逃レケルヲ流石ニ六郎心付キノ行方ハ索リタレド何分警多勢ナレハ一人ニテハ思束ナク其親族ニテ血氣アル村上四郎同行藏池田農夫也津田勉トイフ四人ノモノニ助太刀ヲ頼ミ又其友ニ水谷嘉一郎トテ兼テ劍術ノ仲間ナルヲ同ク頼ンデ人數ニ加ヘ都合六人出立シテ今春二月廿九日紀州伊都郡西郷村ト云フ所ニテ漏サズ警六人ヲ打取リタリトゾ

○近來米利堅政府ノ勸農局ニテ開板セシ書中ニ日本開港以來已ニ年數ヲ經タレトモ農業ノ學未ダ開ケズ又支那ハ固陋



ノ國ニテ教導ス可カラズ活字版人造硝石航海術磁石取扱等ノ事ハ修業ノ爲メニ遠ク歐羅巴マデモ人ヲ差越セドモ人世第一ニ刻苦勉強シテ修行スベキ根本タル農業ノ務ハ更ニ知ラズト云ヘリ

○米利堅ニテ農業ノ器械ヲ發明シテ農學大ニ開ケ今日ノ盛ニ至リシハ西洋ノ千八百三十年後ニテ今ヨリ四十年前以前ヨリノ事ナリ 我邦ハ第一農ヲ以テ本トスル國ナルニ舊習ニ安ンジテ農學更ニ開ケザルハ可惜事ナラズヤ

○東京市中諸職人ノ中當時尤盛ナルハ軍服洋服ノ仕立屋ナリ衰ヘタルハ駕籠屋ナリ

○東京人力車發明ノ當分ハ駕籠商賣ノ者トモ種々ヤカマシク云ヒ車引ヲ見テハ罵リシタリシニ當今ハ人力車ノ數日ニ増シテ二萬五千ニ至レリ以前駕籠ノ總數ハ一萬位ノヨシナリシニ今ニテハ五千ノ渡世増ニナリタリ其上以前ノ駕籠モ三分一ハ猶殘リ居ルヨシナリ偏ニ車ノ下直ナルト路ノ捷キトニヨル事ニテ以テ器械ノ効力ヲ見ルベシ

○三月中華族愛宕其外數十人捕縛セラレタル由

○三月中旬久留米藩知事彈正臺ニ於テ何カ糺彈ノ事有之其後邸内ニテ謹慎ノヨシ

○近日 官ヨリ米利堅人ヲ雇ヒ駒場ニ於テ種藝牧畜ノ業ヲ

ニブリケード二萬五千人ニ至レリ此兵ハセバストボルノ城ヲ築キ終ルマデニコライフニ留ルベシ且鋼鐵艦ヲ造ル諸品ヲ英國ニ誂ヘ既ニ三ヶ月前調達シ海軍カピテン三人ニ命シニコライフニテ之ヲ製造シ又ホンテリト號スル船ヲ甲鐵ニ爲サシメタリ

○印度海電信機ハ當五月中ニハ長崎マテ成就シ太平洋及我邦内地ノ分モ當年中ニハ出來スベキヨシナリサスレハ傳信線全地球ヲ周回スト云フ

○橫濱ヨリ東京マデノ鐵道當年中ニハ成就スト云フ

○四月上旬薩州ヨリ御親兵三大隊外ニ砲兵著京セリ

○四月中旬山口藩ヨリ昨年大阪兵部省ニ差出セシ御親兵一大隊著京セリ

○田安門内へ歩兵屯所築造ノヨシニテ當節煉化石ヲ持テ運ベリ

○膳所藩士族歸農ノ事

四月中旬ノ頃膳所藩士族一統ヨリ同藩知事へ歸農ヲ願出デシトイフ其願書ノ略ニ云フ 我國方今外國ト駢立シ國基ヲ振起スベキノ時節ニ有之譜代ノ恩波ニ浴シナガラ徒ニ舊習ニ糊著シ安ニ國粟ヲ坐食セン事イカニモ今日ノ士職ニ非ス因テ今般申合セ永祿ヲ還シ農伍ニ入り耕作或ハ開墾等ニ力

始ムルノ舉アリト云フ

○外國人ノ説ニ 日本人ハ性質總テ智巧ナレトモ根氣甚乏シ是肉食セザルニ因レリ然レトモ老成ノ者今俄ニ肉食シタレバトテ急ニ其驗アルニモ非ズ小兒ノ内ヨリ牛乳等ヲ以テ養ヒ立テナハ自然根氣ヲ増シ身體モ隨テ強健ナルベシト

佛蘭西ノ事

四月廿二日橫濱ニテ出版スル新聞紙ニ曰ク佛蘭西ニテアスセンブリ政府トコムミエン巴理黨即チトノ争ヒ未タ止マステ中賊徒巴理ヲ攻取ラントシテ打負タリ又マイサイルニテ戰爭シ賊徒敗レタリ巴理ノ醫學校エコールトメシジン及ラツベル局ニ於テ若干ノ人集會シ此兩黨ノ間ニ和議ヲ容レント謀レリ巴理ト他所トノ通路ハ絶ユヘキ勢ナリ

魯西亞ノ事

四月廿六日橫濱ノ新聞紙ニ魯西亞何ノ故ニヤ海陸軍備ヲ嚴ニシ波蘭及ヒ塊地利ニ接スル地ニ二十萬ノ兵ヲ集メ又十五萬ヲ鐵路ノ道筋ニ備ヘ何時モ戰地ニ出ヅベキ準備ヲ爲シタリ其兵式武器等皆普魯士ニ仿ヘリ黑海ニ在ル海軍士卒ハクリメヤ戰爭ノ後ニブリケードニ減ジタリシニ今復増シテ十

ヲ竭シ身分各々ノ職務ヲ舉ケ經國萬一ノ裨益ニ供セント云々右同藩知事ヨリ 朝裁ヲ願ヒ 朝廷ヨリ既ニ允許ノ命下リシヨシ是ヨリ先キ苗木三田ノ二藩既ニ此舉アリ皆本ヲ知リ末ヲ謀ルノ先見大小列藩ノ倡魁タルニ足ランカ

○今般丸龜藩ニテハ藩ヲ罷メテ縣トナスノ官許ヲ請ヒ取リ知事ヲ始メ諸官員並兵額ニ至ルマテ其法則悉ク諸縣ニ比例シ自餘ノ士卒ハ大抵歸農セリト云

○淺草邊ニ夫ハ髮結ヲナシ妻ハ衣類ノ洗濯ナドヲ渡世トシテ暮セシモノ十二三歳ノ男子アリケルニ洋書ヲ學バセントテ母親毎日自ラ淺草ヨリ大學南校マテ男子ヲ連レテ通ヒシカ後ニハ男子モ一人ニテ往來スルニ至レリト云人ノ親タル者ハカクコソ有度キモノナリ都下ニハ間々女子ナドニ婦人ノ業ハ教エズシテ三味線歌舞ナドヲ習ハセ終ニハ娼妓或ハ妾圍物等ノ賤シキ浮タル業ヲナサシメ當然ノ事ノヤウニ思フモノアルヨシ豈親ノ忍ブベキ情ナランヤ

○全國戶籍調規則三十三ヶ條被仰出尤來ル申ノ二月ヨリ五月マデノ間ニ取調以後ハ六年目毎ニ相改マルヨシ

○四月中平民乘馬ノ御免アリ

○四月中東山道西海道ニ鎮臺ヲ置クノ命アリ東山道ハ石巻ヲ以テ本營トシ盛岡福島ヲ分營トシ西海道ハ小倉ヲ以テ本



營トシ日田博田ヲ分營トス

○清國へノ御使節五月十八日ヨリ發スルヨシ人名未タ詳ナ  
ラス

○朝鮮ト米利堅ト先月中既ニ戰爭相始リシヨシ上海ヨリ新  
報アリ詳ナルハ第二號ニ記スベシ  
新聞雜誌第一號終

撰者伏テ四方ノ君子ニ告ケ奉ル本局既ニ 官許ヲ得テ新聞  
紙ヲ刊行ス其旨意ハ前ニ述ル所ノ如シ但奇事異聞耳目ノ及  
バザル處多シ願クハ同好ノ人何事ニヨラズ其處々ノ新聞ヲ  
書集メ本局及ビ下ニ列スル賣弘處ニ寄セ玉ハ、次第ニ刊行  
發兌スベシ但寄セ玉ヲ書付ニハ其住處姓名ヲ必ズ載セ玉ヲ  
可シ無名ノ書ハ敢テ採入セス無根ノ浮言造說アルヲ恐ル、  
ナリ

一切賣買ノ弘メ等望ニヨツテ出板スル事件

一 田地山林家屋舟車等ノ賣買貸借 一 金銀其他ノ貸借等

一 新發明巧器及書籍等ノ賣買 一 失物尋物等

一 產物器具良品藥劑等一切ノ賣買

一 諸船ノ入港出帆積荷ノ物件等

一 店ヒラキ新規賣出等ノ引札 一 觀セモノ集會等ノ引札

右等何レモ一行廿三字一度出板價三々宛同事件二度分ハ

五々五分三度分ハ八々ニテ御引受イタシ候

新聞雜誌定價一號銀二々 毎週出板

當時發兌號ヨリ先キ十冊分引受候向ハ定價ヨリ一割半引

同二十冊分ハ二割引同四十冊分ハ三割引

右定ノ通約定前金受取候上ハ每號發兌順序ヲ逐ヒ本局ヨ

リ御届致候又遠方取次賣弘方望ミノ人ハ本局へ御引合ノ

上御相談可申候

東京兩國若松町

本局

日新堂

東京兩國横山町三丁目 和泉屋金右衛門

東市日本橋通一丁目 須原屋 茂兵衛

東京芝三島町 和泉屋 市兵衛

賣弘所

大阪心齋橋通 河内屋 喜兵衛

大阪心齋橋通 河内屋 吉兵衛

大阪心齋橋通安土町 河内屋 清七

西京東洞院三條上ル町 村上 勘兵衛

東京日本橋釘店 和泉屋 壯造

代々木

定價二錢半

明治辛未十一月

# 名古屋新聞

第壹號





緒言

現今日新ノ世ニ生レ我モ人モ競テ陋習ヲ除リ  
知識ヲ廣ムルコソ本意ナレ然ルニ僻境邊陲ノ  
人々ハ自然見聞乏キヨリ智巧發明時ニ後レ物  
産商法機ヲ失フ者多カルベシ今回  
官許ヲ得テ新聞會社ヲ開キ世態ノ變換事物ノ  
盛衰等見聞ニ隨テ刊行シ我人共ニ新知ヲ開カ  
ントス希クハ看官活眼ヲ拭ヒ駸々乎ト日新ノ  
域ニ進歩セン事ヲ

名古屋新聞

第一號

明治四年辛未十一月

○十月二十八日日本縣中學ヲ開校ス此校ハ第一區二番縣廳ト  
對門成瀬正五位ノ舊邸ヲ改修シテ縣下第一ノ宏厦ナリ是日  
官員書生禮服參校ス教師小永井八郎周監二代ノ章ヲ講シ教  
官青木可笑建學大意書ヲ讀ム略ニ云近時讀書者流ニ一種ノ  
通病アリ慷慨氣節等ノ字ヲ誤認シ平素高言濶論ヲ唱ヘ放誕  
不羈繩墨ニ拘ラス甚キニ至テハ意氣ヲ以人ヲ凌轢シ罵席斫  
柱ノ無杖ヲ逞クシテ英雄ノ本色如此ト爲ス決シテ士君子ノ  
所爲ニ非ズ必ヤ字内ノ氣運ニ循ヒ時ト變化シ造化自然ノ開  
明ニ則ル可ナリト云々

同二十九日義學ヲ開校ス第四區通商會社ノ側ニ在リ尙每區  
逐次ニ開校スル由敎職高橋三保藏義校建意ヲ講ズ略ニ云斯  
ル有難キ 御世ニ逢ヒナガラ無智文盲ニシテ外國人ヲサヘ  
見レバ唐人ト呼ビ甚キハ天モ天竺モ同シ様ニ心得ル如キハ  
豈口惜キニ非ズヤイデヤ實用ノ學問ニ志シ彼來リ商ヒスレ  
バ我モ亦往テ商ヒスベク彼全國ノ力ヲ合セテ來ラバ我モ亦  
全國ノ力ヲ以テ應ズベシ是商社ノ設アル所以ナリ去レバ書  
ヲ讀テ萬國ノ經濟ヲ知リ家國無量ノ利潤ヲ認メ得ベキナリ

ト云々

本月朔日女學ヲ開校ス第五區市井ノ中央ニ在リ尙每區逐次  
ニ開校スル由抑此校ヲ設ル主意ハ凡ソ人襁褓ノ間ハ阿母ノ  
目下ニ在テ凡百日用ノ事爺ヨリハワキテ親シク敎誨ヲモ受  
ル者ナレバ其母タル者學問無ケレバ終ニ其子ヲ誤ルニ至ル  
ベシ近世魯西亞ニテハ婦人ニ海軍操練ヲ學バシムト聞ク是  
蓋戰ノ爲ノミニ非ス婦人ハ手荒キ事ニ從事セヌ者故其子モ  
亦自ラ之ニ化シテ軟弱ナラント恐ル、ガ爲ナルベシ故ニ子  
孫ノ智識ヲ擴充センニハ女學校ヲ急務トスルナリト云々  
中學教師 清人 金嘉穗 小永井八郎 教授 青木可笑 川  
口鷲 水野平藏 佛學敎師 佛人 ドフトルムーリエ 教  
授 辻輔 英學敎師 英人 アレキサンドルインギリス  
橫瀨文彦 敎授 安井眞八郎 加藤謹一郎 小學女學大  
敎授 依藤三郎 小學敎授 第一校 森村作七 第二校 淺井樺  
園 第三校 下間十郎 第四校 細野得一 第五校 大橋慈作 小牧義校  
水野總次郎 第四區義校 高橋三保藏 女學敎師 第一校 倚竹  
女史國島氏

○小學校生徒某甲甫八歲出校ノ途中辨當ヲ提タリ某乙其才  
ヲ試ントシ問テ曰汝何ヲ以生活スルヤ甲聲ニ應シテ曰吾空  
氣ヲ以生活スト初乙謂ラク彼若シ食ヲ以スト云ハ、口鼻ヲ







今般

官許ヲ得テ新聞誌ヲ刊行ス但社中見聞ノ廣カラザルヲ恐ル希クハ四方ノ君子珍説奇談ニ論ナシ里巷ノ瑣事ト雖モ見聞ニ隨ヒ書取ヲ以テ當社ニ送與セヨ事件ニヨリ相應ノ謝儀ヲ呈スベシ必書取ニハ諸君ノ住所姓名ヲ載セヨ

一新聞誌ハ毎月三號ツ、出版ス每號半紙六葉定價銀二錢半五分三ヶ月分一割引半年分二割引一ケ年三割引トス所望ノ向ハ前金受取置發兌次第本局ヨリ回達スベシ

同號數部モ冊數ニ應ジテ此割ヲ用フ

一書籍新器械田宅山林舟車家畜其餘物品一切ノ賣買貸借開店發賣ノ名弘メ觀物集會ノ引札等所望アラバ好ミニ應ジ一行二十四字定價四錢五分ノ割ヲ以テ出版スベシ同事件每號板行ハ一ヶ月分以上ハ一割ヲ以テスベシ

本局 本町通五丁目

文 明 社

同 七丁目

永樂屋 東四郎

賣弘處

同 十一丁目

萬屋 東平

新聞紙の濫觴は文久時代の江戸であつて、それから明治元年に東京と横濱で盛んに勃興したので、京都や大阪へも波及したが、他の地方ではマダ發行されなかつた、同元年八月に長崎で『崎陽雜報』といふのが暫時出た限りで、二年、三年には何處にも起らなかつた

此『名古屋新聞』は地方新聞の先驅と云つてよい、これに續いて同四年の十一月十二月に『新潟新聞』や『兵庫日々新聞』が出来る事に成り、翌五年からは各地に雨後の筍の如く發生したのである

明治四年辛未十月

# 萬國新聞

第壹號



# 萬國新聞

第一號

明治四年辛未十月

ジャパンヘラルド第二千四百八十五號

明治四年辛未十月五日刊行

昨夜又山手公園の向にて「ウォルフ人名」の住居たる四十番の家を盜賊入りたり此盜賊外より板戸を破り硝子板を取去りて窓を開き室内を巡りて諸品物を十分に負ひて遁れ去れり主人は二階に臥し居て知らずと雖も小使一人便所に隠れ盜賊の様子を見届たりと云

○ 一昨夜辨天の失火は焼酒と合樂とを粗忽に取扱ひしに由り誤て失火せしなり本人も大に焼傷したりと云實に憤むべきことなり

○ 辨天通に住みたる日本商人某の妻は嫉妬深き女なりしか或日其夫を誘ひ出し酒を進めて泥酔せしめしに夫は前後忘却して家に歸り直に熟醉せしか目を覺し見れば何時か嫉妬深き惡婦の爲に己れか身を切れて不具に成りたりと近頃日本の新聞に見へたり

國公法の書世に行はれてより財本と勤勞との間に行違ひを生したり然れども財本と勤勞とは素より離るべからざる者にして財本ありとも勤勞あるに非されは一物をも生ずる事能はず一錢の利も得ること能はず工人は富人ありて財本を出すに非されは其業を爲すこと能はず是れ無智の者と雖も能く知れる所なり工人と雖も豈此理を解せさらむや貨幣の價下落すれば賃銀の割合も之に隨て變ずべきは當然なり今開化の時に方て工人勤勞の時間は適宜にして其日の活計を立るに足らしむへし何そ必しも晝夜を止めずして勞苦せしむるの理あらむや工人勤勞して其賃を得れば又家に歸りて安息する時間なかる可からず猥に雇人を使役する者にのみ荷擔して考ふ可からず財本と勤勞との行違ひは上に説く所に止まらずと雖も雙方の望む所各一理無きにあらず故に若し偏固の處置を爲す時は大ひなる製造局の差配人立行き難く工人も亦其製造局より利を得ること能はずして終に雙方共に瓦解にいたるべき一大事件なりしかれども此儘にては逆も立行かされは如何して之を平均すべきや先づ工人の巧拙とを分別して賃銀の高下を定め勉強して慇懃に奇巧を成す者は速に懶惰にして拙劣なる者の上に昇らしむへし假令ひ議論に於ては立派に條理を立つ可しと雖も萬民の貧富

(此間二項三行削除)

○ ジャツパンガゼット新聞第一千八百八十二號

明治四年辛未十月三日刊行

方今和蘭の軍艦「コラスコリア艦名。バタビア地名」より横濱に來りて又此頃「ホトソンベイ地名」に到着せり和蘭より此度此艦を出したる主意は埃大刺利の諸府と和蘭領印度の市街との間に飛脚船の通路を開かむか爲なり

○ 近頃日本横濱の送り狀を以て船積したる絹五百俵の商物を「ワールブル」迄送るに「サンフランシスコ」より「ニューヨルク」迄の蒸氣車道を通行し夫より大西洋の蒸氣船にて送り都合四十七日にて「ワールブル」に到着したりと云即ち請負日限よりは六日早く到着せりとの評判なり此運送は「シユエス」の堀割を通りて運送するよりも十三日は早かるへしとの風聞なり

○ ジャツパンガゼット新聞第一千八百八十三號

明治四年辛未十月四日刊行

○ 當一千八百年代の前には人間の浮沈甚た不公平なりしか萬巧拙に於て平均を得るに非されは同社公平の利を得ること難かるへし人に貧富あり大に財貨を貯蓄する人は常に勢ひ盛なり財貨は猶人民若しくは會社の血液の如し國若し財貨に乏しき時は財本を蓄積せむか爲めに其土産を生ずることに於て大に其國民の筋骨を勞し神經を苦しめざる可からず

○ 日本國は上に論ずる所の不平均を生したる者の適例なり外國人此國と條約を結ひて爰に來りしより日本人初めて賃銀甚安きを知り日用の諸品極めて廉なるを覺れり國中の人民些少の賃銀を受るか故に至て貧しと雖も政府より制限せられて賃銀を増ことを得ず奢侈の風を爲す者稀なるを以て財貨流通せず依て外國人來りしより不都合起りしこと一方ならず第一外國人の爲めに必用の物甚多くして之を求むること甚た急なるを以て國民の日用物を製するの暇なく遂に諸物品の價を沸騰するにいたれり故に諸工人の賃銀俄に騰貴するを以て工人皆横濱及び其他の開港場に輻湊せり依て日用の諸品騰貴し之を求ること急なれば愈々貴し外國人初て横濱に到しときは物價の賤しきこと比類なかりしか暫時にして最も貴き所となれり初め外國人は絹糸。茶。綿花。蜂蠟其外の産物を皆信し難き程の廉價にて澤山に買入れ之を



其本國に積み送たりたり然るに此等の産物の價俄に騰貴せしに由り官吏等思へらく此の如く大なる外國貿易を爲しては國中忽ちに疲弊すへしと大に憂苦し國民は物價の沸騰せるを以て開港を好まず日本官吏久しく其餘の諸港を開かさりし所以なり然れとも各國より強て開港を求めしに官吏等曰く若し今諸港を開きて實に國中疲弊することあらは激徒起りて必ず條約を破るへしと又其後水油。生糸。茶。生蠟。等の輸出高を限らむと公然各國へ相對して承諾あらむ事を求めし事あり

○ 外國貿易は日本政府に取りては甚珍らしき事にて之か爲に國中に大なる利益を得て外國人殺傷の時も一時に莫大の價金を拂ふに足る程の財貨を集めしを顧みず猶鎖港の説ありたり初め日本人は横濱の新港を開くとも他所に住める者より多くの利益を與へされは横濱に來る者あるましく且つ一時は集るとも陸續せざるへしと思へり米は輸出入ともに嚴禁なりしか一千八百六十六年凶作なりしに由て其年のみ米の輸入を許し政府にても之を希望せしに由り忽ち此國の缺乏を補ひたり然れども若財本あらされは何を以てか此便宜を得る事あらむや此の如く財本の爲めに國益を得れば財本

を出す者をも亦利すへきは當然なり

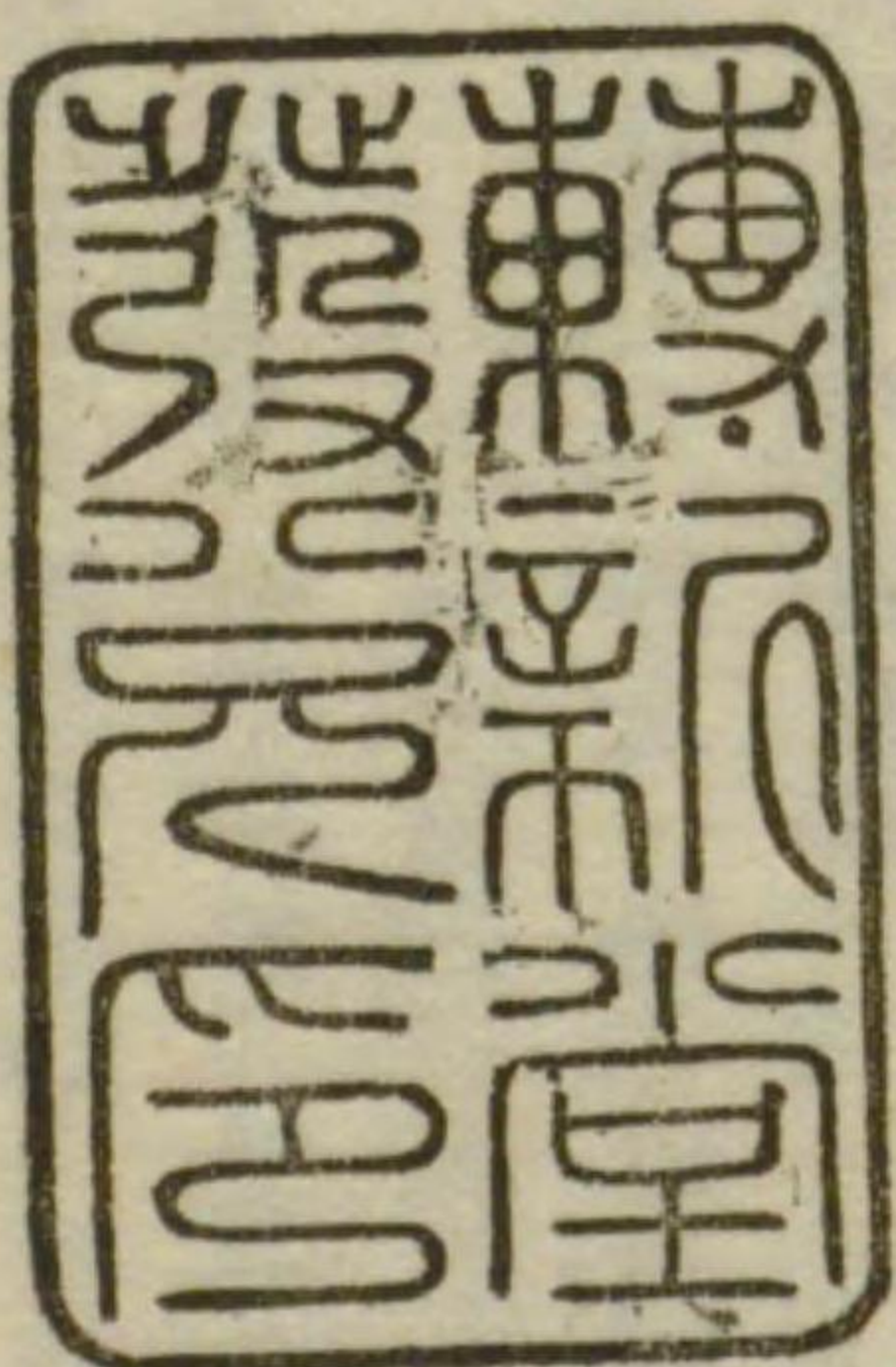
○ 日本に於ては愈財本を増して之を國中に用ひなは必愈利益多かるへし然るときは外國人も國中諸部に於て貿易する事を得て日本政府も大に貿易を繁昌せしむる事を得へし

○ 日本は沃土を耕耘し地下に礦坑を穿つ事は即ち此國に要用なる勤勞なり然れ共若し財本と協合せされは國益を起す事能はず手を口に入て生産を俟とも利益を得るなし必勤勞せされは大金を得る事能はず若し貿易を盛大に開かむと欲せは巨萬の財本を出し大に勤勞す可し然るときは愈盛に財本を増加し幸福多かるへし日本政府若し之を勤めて大に財本を増して之を流用し且つ外國人をして鑛山を掘り田地を耕す事を得せしめは外國人の悦喜之に過ぎざるへし萬國多しと雖も此國の如く自在に財本流通する者あらず東京横濱の間に鐵路を開けは運輸便宜なるを以て又外國より諸品の輸入多く政府の利益も從て多かるへし然れども萬國の公法を日本國に入れさらしめす今の如く此國財本を集めしめ能く工人を役使して財本を出せる者を利益せしむるのみならず且つ此國を富強ならしむ事を希望す

明治辛未十二月

定價一匁

日要新聞 第一號





緒言

凡天工ト人事トハ物事ニ付テ相ハナレヌモノナリマツ山川  
國土及ヒ禽獸虫魚金石艸木皆天工ノ賜ナリ而シテ山川ヲ開  
キ國土ヲ經營シ五穀及ヒ禽獸魚ヲ食トシ木石ヲ屋材トナシ  
ソノ他皮根ヲ以テ藥劑ニ充花艸ヲ以テ眼目ヲ歡ハシム等ハ  
人事ニシテ昊天ノ愛育ニ副ル處也 抑天運隆盛ノ餘澤今  
官許ヲ受テ新ニ新聞局ヲ開キ 皇國內ハ勿論外國ノ新聞マ  
テ見聞ニ隨ヒ速ニ刊行スルハ人々ト共ニ知見ヲ廣ムルノ樂  
ヲ同シ固陋ヲ去テ開化ニ嚮ハントナリ是 天ノナセル  
大御代ニ生レ遇テ人事ノ一毛ヲ盡ス處ナレハ斯文ノ拙キヲ  
捨テ其志ノ篤キヲ取玉ヘ

日要新聞 第一號

明治四年辛未

○明治五年壬申新歲式

元日曉第四字四方拜 三職以下諸省東京府奏任官以上在京

府縣開拓使勅任官等朝拜 親王並爵香間祇候

非役華族朝拜

二日 判任官於官省賀正

○神祇ノ道ニ却テ佛說ヲトリ入不都合ノ仕來ナリシヲ御改  
正ニヨツテ純正ノ神職ヲ立ラレシハイト喜キ事ナリ扱伊勢  
ヨリ檀家ト唱ヘ御祝曆ナド配ル事モ止ラレケル然ニ當年モ  
例ノ如ク來テ御祝ハアゲマセヌガ曆ハ是非受ラルベシト云  
フ諸人聞テ夫デハ御師賣ナリト云云

○吉原町妓樓追々歐羅巴製造ニナラヒ五層三層ニナスヨシ  
又仲ノ町兩側八尺ツ、横小路四尺ツ、廣ゲ茶屋ハ總テ瓦葺  
辻々ノ分塗家造ニ爲シ此節普請中ノ由開花ノ春ニ到ラバ盛  
大天下ニ冠タランカ

○十二月廿四日御用掛始ヘ告諭ノ案

府下ノ人民職業ノ儀ニ付テハ是迄厚キ御世話モ有之銘々相  
ハゲミ候ハ勿論ニ候得共猶又其勤怠ヨリシテ損益ノ大ナル  
事ヲ舉テ是ヲ論スルニ方今府下ノ人口ヲ見積大凡百萬トシ  
人々怠慢ナク朝夕氣力ヲハゲマシテ精々相稼譬バ一人ニ付  
一ヶ月一兩ノ所徳ヲ増バ府下ノ惣計一月ニシテ百萬兩一ケ  
年ニシテ一千二百萬兩ノ益ナリ是則チ一人一己ノ利徳ノミ  
ナラス府下一般ノ融通トナリ實ニ不容易事ナリ然ルヲ萬一  
是ニ反シテ懈怠ニ陥リ氣先ニ鬱閉ヲ生シ或ハ遊逸ニ打過候  
ヘバ其所徳必常ニ減シ管ニ一人一己ノ損失ノミナラズ府下  
一般ノ不融通ヲ起シ遂ニ全國ノ疲弊ニモ立到ルベク候ヘバ

三日 元始祭

第八字 賢所 皇靈 御親祭

第十二字 行幸始神祇省 神殿 御參拜

四日 第八字 神宮奏事始 賀茂同上 氷川同上 政始

五日 第十字 新年宴會 三職以下諸省東京府奏任官以上在  
京府縣開拓使勅任官

六日 同上 爵香間祇候非役華族判任官於官省賜

八日 第十字 講武始

廿日 第十字 社職 朝拜

廿一日 同 僧侶 朝拜

○東京中大區六小區九十七ニ別チ每區ニ取締總長御用掛等  
ヲ命シ出張所ヲ設ク又商法ノ儀ニ付町會所一ヶ所宛ヲ置レ  
小區ニハ戶長副戶長ヲモ命セラレタリ右區別ノ境界人名等  
詳ニ第二號ニ出スヘシ

○猿若町二丁目狂言坐市村羽左エ門大借財ニ付先祖村山又  
三郎櫓名前替ノ儀十二月廿二日願ノ通仰付ラレタリ但又三  
郎幼年ユヘ鈴木万藏後見スト云フ

○芝水天宮ハ信仰ノ多キ事人ノ知處也赤坂ヘ引移ノノチ右  
邊ノ町屋賑ヤヒ五日一日ノ商ヒ高ヲ以一月ノ營ヲ立ルニ至  
レルヨシ

何レモ同心協力シテ諸業トモ精々相ハゲミ可申就テハ每歲  
ノ年賀ハ天下普通ノ祝事ニ付元日一日休業ハ申マデモ無之  
候ヘ共是マデノ如ク松ノ内ト唱ヘ往々渡世モ相休ミ數日ノ  
間空シク遊手打過候様ノ儀ハ今日ノ御時態ニ有之マジク尤  
開化ノ國ニオキテハ決シテ右ノ儀無之趣ニ付旁其邊ニモ注  
意イタシ舊來ノ風習ヲ一變シテ數日其業ヲ擲テ候儀之レナ  
キ様小前末々マテ應々可申諭事

○同日口達ニテ觸

當節季殊ノ外不融通ニテ下方困窮ノ趣ニ付格別ノ御評議ヲ  
以町會所積金並其餘ノ分共御繰合相成一大區中ヘ拾萬兩ツ  
、ニテ中以下越年ニ差支難溢ノ者共ヘ拜借被仰付銘々據ナ  
キ金高有体申出ベク全ク無利足ニテ貸遣ハサレ候ニ付決テ  
不當ノ金高申出マジク事 但返納ハ來正月十日限ノ事

○俳優尾上菊五郎ハ活氣ノ性ナリシガ此頃洋學ヲ修行シ洋  
服ヲ着シ長履ヲ穿テ樂屋入ヲナシ歸宅ノ、チハ椅子ニヨツ  
テ勉勤最中ノ由賤嬉スラカ、ル行狀ナルヲ世間ノ壯士安閑  
トシテ過ン事耻ベキノ甚シキニアラズヤ

○九段坂上招魂社内ヘ猿若町芝居出張興行御許シニナレリ  
三坐俳優共各其能ヲ盡シ繁昌ナルベシ

○十二月華士族卒在官ノ外自今農工商ノ職業相營候儀被差



許候事但職業相替候者ハ其業体人名等管轄府縣ニオキテ取調大藏省へ届出ベキ旨御布令有タリ

○十二月廿七日東京府へ出張ノ司法省斷獄聽詔ノ局本省へ引移シノヨシナリ

○治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付有志ノ者トモ自費或ハ會社ヲ結ビ水行ヲ疏シ嶮路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方サシ許ル、旨ノ御布令アリタリ

○十二月廿四日晝二字東京地震セリ

○十二月廿九日寒暖計三十四度

○來正月中日曜日 三日 十日 十七日 廿四日

○十二月廿九日以來東京相場 古米二斗三升 新米二斗四升 酒五兩ヨリ一兩一分 油大阪百卅兩 新入百三十七兩

伊勢百三十五兩 百四十兩 鹽赤穂四俵才田七俵三ト

○武藏國入間縣管下川越在小室村外ニケ村舉テ神喪祭ノ儀ヲソノ縣廳へ願出シニ免許アツテ新タニ喪地若干ヲ賜フ依テ從來ノ墳墓ヲ壞テ競テ新地ニ改葬シ卵塔之カ爲ニ一朝空原トナリシ由扱新喪地ニハ各木主ヲ立魚饌ヲ供へ而シテ其式等ヲモ豫メ議定シ喪事アレハ必ス里正祭文ヲ讀コトトゾ

○貫屬ノ輩俸祿奉還願出候トモ自今御手當ハ下サレヌ旨ノ御布告アリタリ

○今官許ヲ得テ新聞局ヲ開ニ方ツテ秋山和光カ歌曆ヲ得タリヨツテ此ニ贅ス「正月ヨリ春夏秋冬ノ季カケテ霜ニクマナキ惠ヲソシル」

天下ノ廣大ナル一小冊ノ能盡ス處ニ非ス四方同好ノ君子奇事異聞アラハ必ス本局及分局賣弘所ニ寄玉ハン事ヲ希フ  
一新發明ノ巧器及ヒ書籍等又ハ諸州ノ産物良品妙藥等ソノ他萬物一切賣買ノ弘メ引札口章等望ミ次第出版イタシ候但一行三夕ノ割合ニテ引受イタシ候  
一取次賣弘方望ミノ人ハ本局分局並賣弘所へ申越レ引合ノ上尙路程ノ遠近ニ隨ヒ割引方等御相談可申候

本局	東京八丁堀地藏橋通リ	轉	新	堂
同	兩國藥研堀	小	西	氏
同	同所	飯	田	氏
同	横山町三丁目	和泉屋	金右衛門	
同	日本橋釘店	和泉屋	壯造	

# 明治五歲正月

# 都鄙新聞 第一號

價貳匁



序言

英都龍動ニテハ毎日印刷シテ出ス所ノ新聞紙二十  
四種毎七日ニ出ル者一百二十餘種アリテ何レモ馬  
負車載シテ之ヲ四方ニ送ルト嗚呼亦盛ント謂サル  
可ケンヤ是即他故無シ畢竟人民ノ識ヲ博クシオラ  
磨シ智ヲ琢シテ其國ヲ富強ナラシムルニアリ今ヤ  
我國數百名ノ生徒ヲ海外諸國ニ留學セシム蓋シ彼  
ノ長ヲ取り我ノ短ヲ補ヒ以テ人智ヲ開達シテ將ニ  
大ニ他日ニ期スル所有ラントス然レハ則吾人各々  
務テ見聞ヲ博クシ固陋ヲ脱シテ苟モ世ニ益スル所  
アラハ涓埃以テ 國恩ニ報セスンハ有ヘカラス因  
テ我輩自カラ揣ラス 官許ヲ請普ク國內ノ異聞新  
說ヲ蒐輯シ每一句之ヲ印刷シ都鄙新聞ト名ケ以テ  
博聞開智ノ一助タラシメント欲ス憾ムラクハ耳目  
狹少止鶴巢ノ一枝ニ過サルノミ伏テ希フ四方ノ君  
子隻言單辭モ新說ノアル有ラハ澤ノ如ク山ノ如ク  
ニ寄贈シ玉ハ、幸甚ナラン 編者敬白

都鄙新聞

第一號

明治四辛未十二月廿八日刊行

○舊大樹徳川家ノ當主從三位徳川家達君ハ當未九歳ニ成ラ  
レル由聰明ノ聞エアリ養父徳川慶喜侯ハ未三十六歳ニ成ル  
家達君東上ノ節從者ハワツカ二十八ヲ召連レラレタリ此中  
ニ勝安房モ更テアリタル由舊閣老ヲ勤メタル酒井録四郎ハ  
當時同家ノ家令ナル由

○勝安房東京着ノ上赤坂舊紀州邸ニ寓居ナセシ趣キナリ

○勝安房 書名 先生ノ詠歌トテ送リシ人アリ左ニ  
淺シトモ心フカメテワケ入ラム

フミノ林ヲカクレ家ニシテ

常ダニモスマクホシサヲ墨田川

我フル里トナリニケルカナ

同人東上ノ節サヨノ中山ニテ詠ル

カクテシモ終ニハテナムナカ〜ニ

浮世ノ夢ノサヨノ中ヤマ

○十月廿七日上野國八縣ヲ廢セラレ高崎ヘ縣廳ヲ置カレ群  
馬縣ト唱替候旨御布告ヲ始メトシテ十一月二日三陸兩羽二

丹但馬播磨等ヨリ漸次行ハレテ十一月下旬ニハ悉ク皆  
皇國中郡縣一統取リ極ラレタリ舊縣ノ分ハ不殘廢セラレ新  
ニ置カレタル分三府七十餘縣ナリ

○十一月十七日大嘗會御施行同十八日ヨリ十九日迄豐明節  
會群臣ヘ酒肴ヲ賜ヒ東京市中ハ祭禮ノ如クニテ十八日ヨリ  
十九日ニ至リ練物等ヲ出シテ大ニ賑ヘリ同廿一日ヨリ吹上  
御庭ニ於テ大嘗會ノ御齋場ヲ下民ヘ拜見ヲ許サレタリ

○大嘗豐明節會ノ節トモ海陸軍ニテ祝砲アリタリ陸軍ハ外  
櫻田練兵場海軍ハ軍艦神奈川臺場等ニテ同様有之

○同廿一日濱殿ヘ 行幸夫ヨリ軍艦ヘ 乘御橫濱ヘ 行幸  
橫須賀造船所 天覽廿二日 還御アリ

○十月十三日夜ヨリ播州姫路城下ニテ平民トモ一揆ヲ起シ  
タリ其原因ヲ尋ヌルニ先般穢多ノ稱廢セラレ候ヨリ不平ヲ  
抱キ候趣依テ官員出張説諭スルト雖モ聞入レス各鐵砲竹鎗  
ヲ持チ村里ヲ煽動シ同意セサル村ニハ亂民ノ者燒立候杯ト  
唱ヘ忽チ衆ヲ誘惑シテ大庄屋庄屋等居宅ヲ放火或ハ發砲ノ  
所業ニ及ヒ既ニ城下ヘ押出シ亂暴及ヒ候ニ付常備兵隊六小  
隊ヲ操出シ鎮撫スト雖モ用ヒス不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止亂民屯集ノ所ニシ  
テ初度空砲ヲ用ヒタル處毫モ退散ノ體ナク益亂暴放火發砲  
ニ及ヒ候ニ付最早猶豫スヘカラストテ官員兵隊ニ指揮シテ

一時砲撃ニ及候處死傷ノ者アルヲ見テ恐怖ノ色ヲナシ悉ク  
山間林陲ニ散亂シタリ依テ捕亡手ヲ各所ヘ出シテ之ヲ捕ヘ  
セシム然ル處右亂民ノ者多クハ誘惑セラレタル者ナレトモ  
此中ニ他ノ管轄ノ者モ入交テアリ巨魁ノ者モ未タ分明ナラ  
スト○右暴動ニ及候村數ハ凡百七十ヶ村人數大略一萬余人  
ノヨシ死傷ノ者シレス○同十六日早朝ヨリ權大參事以下ノ  
官員各所ヘ出張シ鎮靜ヲ謀ルヨシ追々鎮撫ノ聞ヘアリト云  
々○十月廿七日日出ノ浪華ノ報ニ播州邊一揆ハ先々鎮定ノヨ  
シヲ擧タリ

○十月十四日但馬生野縣管下ニテモ穢多平民同一ノ事ヨリ  
シテ平民一揆ヲ起シ富豪ノ家屋ヲ焚毀シテ縣廳ニ迫リタル  
趣依テ近傍諸縣ヨリ兵隊操出シ鎮靜可致トノ趣死傷ノ者モ  
有之ヨシ其後如何ナリシヤ

○備後福山ニテ九月中管下動搖ノ起リハ女子鶏牛ヲ外國ヘ  
賣渡スト云フ虛説ト傳信機ハ何物タルト云フ疑惑ヨリシテ  
固頑ノ民ノ起リシナリ巨魁ノ者追々捕縛ニ相成リ糺彈候處  
素ヨリ無根ノ浮説ニシテ一時頑民ノ煽動サレタルニテ大ニ  
患害ヲ醸セシ處追々悔悟生業ニ復スル趣九月廿四日頃ニハ  
先々鎮靜ニ至レリト云フ

○八月十五日夜筑後久留米縣地松島トイフ處ニテ同縣ノ士



族山田某同士族菅谷某多森正臣外ニ書生二人ヲ切害シタリ  
趣意未詳月見ノ宴トテ舟中ニテノ事ナリ山田某ハ無異ニテ  
上陸右ノ中書生一人ノ行衛不知ト山田某ナル者縣邸ヘ歸リ  
テ即時菩提所ニ入自殺セントテ片腹ヘ短刀ヲ貫キタル處追  
々双方ヨリノ注進ニテ取締ノ前橋津和野兩縣ノ役員且市中  
取締ノ人數三十人斗馳付介抱候ヘトモ深手故一先邸ヘ引取  
治療ヲ加ヘタルヨシ山田某深手故存命如何ト右三士ヲ切タ  
ルニハ短刀ヲ以テナシタルヨシ謹慎中一時ノ動亂ヲ醸セシ  
ナリ

○十一月二日酒田縣參事ニ被任タル松平親懷ハ元大泉庄ノ  
家老ニテ松平權十郎ト云フ者ナリ甲子年新徴組ノ總括ヲ勤  
メ戊辰ノ節モ大ニ勉勵ナシタル高名ノ人ナリト云フ

○同日少議官仙石政固舊出石藩知事ナリ被免本官ニテ免官ノ後海  
外遊行ニテモナスノ存意ト見エタリ

○宣教少博士八田知紀薩人ハ神祇省 行幸ノ節歌ヲ献リタ  
ル御賞トシテ權中博士ニ任セラレタリ

○神田富山町二十七番地大工山下長吉妻サタ九月十七日男  
子三人ヲ産ム東東府ヨリ爲御手當錢五十貫文ヲ頂戴ス然  
ルニ三子トモ病死イタシ十月五日御届ニ相成タルヨシ

○昨午年暮ニ相撲力士ノ内高見山大五郎今改高砂ト相生松五郎

國ヘ往ケリ然ルニ佛國ノ大統領謁見ヲ不許使者空シク歸リ  
米利堅ニ至ル佛國ニテ議論起リ右使者ヲ佛國ヘ呼戻シニ相  
成リ候ニ付テハ謁見ヲ許スナルヘシト云々

○佛蘭西ト伊太利ノ國境ニセーニス山高山アリ殆ト我カ富  
嶽ニ比ス此山ヲ堀抜キ車路ヲ開ク其大事業近頃成功相成蒸  
氣車ニテ往來自由ヲ得タリト

○タアノートト云大洋中ニアル數個ノ小島ニ數百年或ハ  
千年ノ久シキヲ經クル鳥糞又一種骨粉牛骨ヲ機械ニテ細粉  
ニ爲セシモノナリ右兩種ハ頗ル田ノ肥シニ益アルモノニテ  
一反ニ五十斤ヲ用ユレハ一倍ノ穀物ヲ得ルト云フ至テ價ハ  
廉直ノモノナリ開港場ノ異人ニ引合テ求ムヘシ

○牛肉ヲ喰スルニ今ニ於テ其嗅氣ヲ好マザル人アリ此嗅氣  
ヲ去ルニハ味淋ト醬油ヲ調和シテ煮上リタル節生姜ノ汁ヲ  
少シク其鍋ニ入レハ其薰ヒ去リテ鳥肉カト疑カハレル位ナ  
リ殊ニ肉モ和ハラカニ喰セルナリ

○奈良縣ノ知事海江田武治薩任職以來擊劍術盛行ヲ以テ第  
一トス武文館ト唱ヘテ一字ヲ建タリ近傍ノ新縣ニテ廢刀ノ  
輩奈良ヘ刀ヲ携ヘ來レハ賣却シ得ルト云縣内洋服用用ノ者  
一人モ無之ヨシ

○島津家私邸ヲ青山和泉町青山氏讓リ受ラレタルヨシ

改綴ノ一條一時騒動ニモ可ニ相成ノ處漸ク年寄始メ和陸扱  
ヒニテ當未春ハ同シモ場ニ出テ手合ナシ然ル處此幕ノ場ニ  
ハ東西ニ分レタレハ定メテ晴バレシキ勝負モアルナラント  
衆望ナシ居ル趣

○舊佐倉藩知事侯ノ舍弟堀田璋之助殿以下五月六日出帆同  
廿九日亞米利加サンフランシスコヘ着船ノ報有リタリ同所  
ニ清水從五位侯佐土原侯ノ舍弟某森弁務使等モ罷在ヨシ又  
近頃舊中津藩知事與平昌邁侯モ洋行ナシタリ

○條約ノ各國ヘ使節トシテ岩倉右大臣公始十一月十一日發  
艦相成リタリ

○工部省鐵道掛御雇ノ英人築長モレールハ英國無双ノ工部  
ノ道ニ通明セル者ナリ此者鐵道築造ノ最初ニ御雇入ニナリ  
タル處可惜頃日病死セリ命終ノ時ニ妻ニ遺言セシハ今別ル  
トモ又手ヲ引テ同シ道ニ行ク事モアルヘシト云果シテ妻  
モ翌日病死セシヨシ夫婦ノ情愛尤モ然ルヘシ

○佛國書記官シブスケ氏本國政府ヨリ甲比丹ニ任スルノ降  
命アリ

○英人アレキサンドルシールホルト近日歸朝ノヨシ同國アス  
トンモ右同斷

○支那天津ニテ佛人ヲ殺シタル事件ニ付清國ノ使節佛蘭西

○新置縣ノ邸ハ吳服橋御門内舊福井縣ノ邸ニ一集相成タリ  
○彦根ノ僧清涼寺雪心議官少議生ニ出仕命セラレ候由尤モ  
伺ノ上僧形法衣ノ儘出仕スルヨシ

○大坂ハ人力車大ニ盛ンニ成リタレトモ西京ハ徐々流行候  
ヘトモ不ニ取揃ヨシ

○斷髮ハ西京ノ方多ク中ニハ青樓ニテモ有之由浪華ハ商戶  
ノ多キ故ニヤ斷髮ノ者ハ府ノ官員ノ外余リ見受サルヨシ

○十一月三日盲人ノ官職ヲ廢セラレ從來配當金取集メ等モ  
差停ラレ候御布告有之タリ

○北八丁堀舊姫路邸ヘ第一區商會社ヲ被設候旨於同所商  
業ノ儀御取締有之趣

都鄙新聞第一號終

萬國新史 上編二冊既刻追篇近刻 全十五冊

此書ハ箕作麟祥先生博覽多聞ノ才ヲ以テ歐米各國ノ史籍  
中ヨリ抄譯シタル最モ近世ノ歴史ナリ紀元千七百八十九  
年佛國ノ大變革ニ創メテ千八百七十一年普佛ノ戰闘ニ至  
ル既ニ西史ヲ記載スルノ書陸續世ニ刊行スト雖モ管ニ一  
國ノ紀事ニ過ス偶々萬國ニ關スルモ又中古ノミニシテ晚  
近ノ形勢ヲ窺フニ遺憾ナシトセス嗚呼方面ヲ開化ニ求メ

六六



志ヲ西史ニ致スノ士ハ蚤ク此書ヲ携テ以テ酒色ノ費ニ換  
ヘハ豈小補ナシト云ンヤ

賣弘書林 通二丁目 山城屋佐兵衛識

報告

諸品ノ賣買貸借見世開キ引札ノ類

右等ノ類冊中へ編入致シ度候ハ、一度出板一行廿三字ニ付  
價銀三匁五度ハ五分引十度ハ一割引廿度ハ二割引ニテ引受  
致シ候

- 一 新聞十行廿三字ノ一片紙ヲ投シ玉ハ、製本三冊ヲ呈ス
  - 一 同十行廿三字ノ半片紙ヲ投シ賜ハ、製本二冊ヲ呈ス
  - 一 同廿三字ノ三行以上ハ製本一冊ヲ呈ス
- 然シ無名ノ書ハ編入スル事能ハス浮言造説ヲ恐ル、方故ナ  
リ願クハ開化君子紙傍エ姓名ヲ記シ下ニ刻セル本局及賣弘  
ノ書肆エ投シ玉ハン事ヲ願フ
- 一 都鄙新聞一冊價銀二匁毎月三號或四號出板十冊以上引  
受致候ハ、二割引四十冊以上ハ三割引

本局 東京南佐柄木町 瑞穂園  
賣弘 東京銀座三丁目 山城屋政吉

東京日日新聞

明治五年壬申二月廿一日第一號  
西洋千八百七十二年三月廿九日

寒暖計正午五十二度  
金曜日

○官書公報

是迄築地運上所ニ於テ外國人關係之訴訟東京府官員取扱來  
候處今般改テ東京開市場裁判所ト稱シ司法省官員出張同所  
事務取扱候條此段相達候事

壬申二月

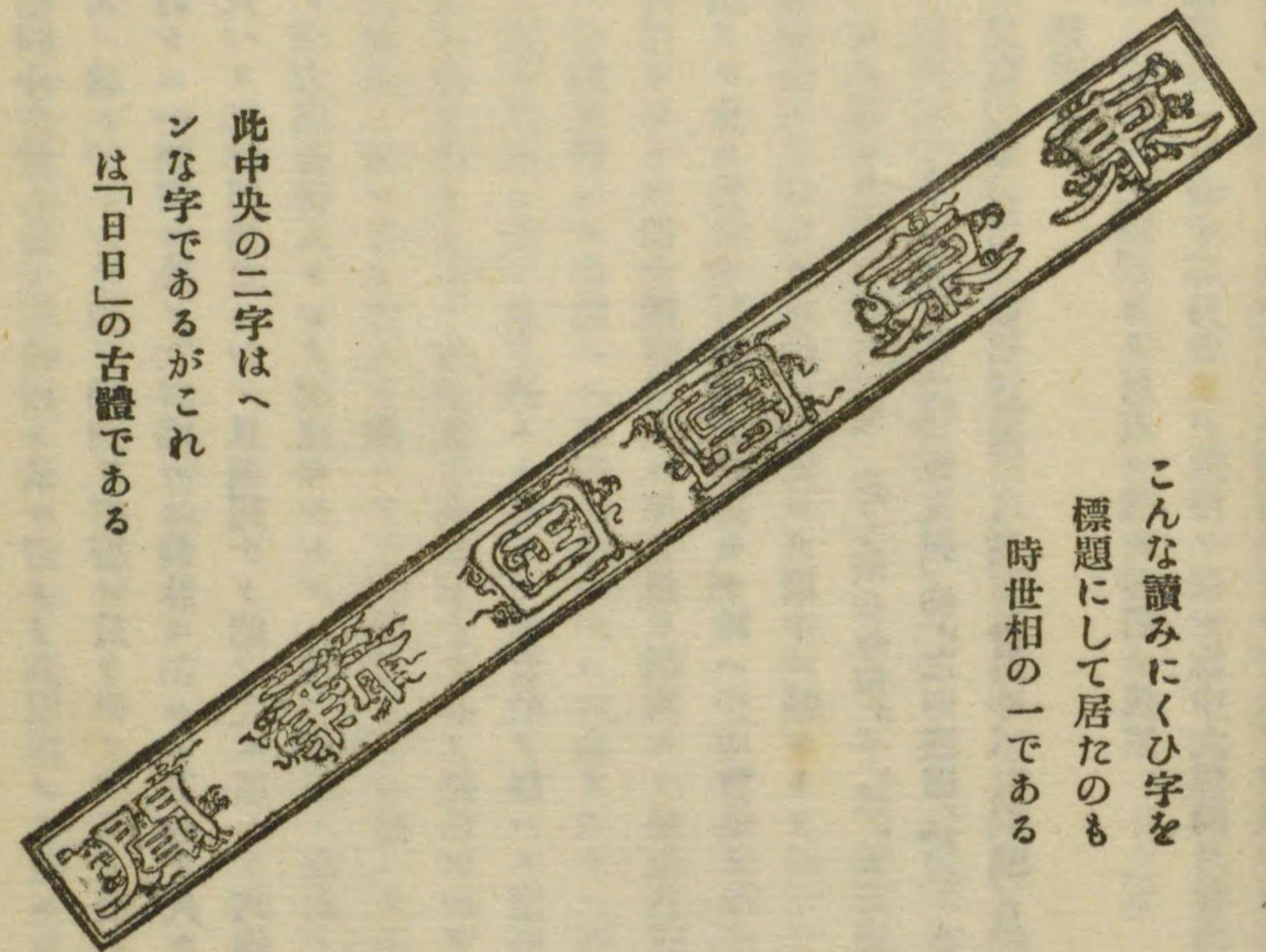
去已年中各地方官へ預ケ相成候異宗徒之中悔悟致シ候者ハ  
御赦免相成候條管下民籍へ編入又ハ本籍へ復歸等本人之望  
ニ任セ厚ク世話可致事

但活計不相立者ハ窮民救助ノ規則ニ準シ見込之趣詳細ニ  
大藏省へ可申出候事

壬申二月

舊來郷士ト稱シ家筋由緒有之候者ハ士族へ入籍可被 仰付  
候條取調書ヲ以大藏省へ可伺出候事

壬申二月



こんな讀みにくひ字を  
標題にして居たのも  
時世相の一である

此中央の二字は、  
ンな字であるがこれ  
は「日日」の古體である



○江湖叢談

信州今井村ニ農夫宇兵衛ト云ル者アリ其家極メテ貧ニヨリ人ノ爲ニ備ハレテ田ヲ鋤畑ヲ打聊ノ賃ヲ得テ其日ノ烟ヲ立行シニ一朝病ニ染テ立事能ハス病牀ニ在コト三年ノ久キニ及ベリ其妻阿仙貞ニシテ且美麗ナリ能ク夫ニ事ヘテ其病中ノ盡力困苦傍人ヲシテ感泣セシムルニ至レリ時ニ東京ノ客僧慶山ト云ル者ノ此地ヲ過ルアリ仙女是ヲ家ニ迎ヘテ夫ノ爲ニ疾ヲ禱ラン事ヲ乞フ慶山仙女ガ十二分ノ姿色アルヲ見テ竊ニ其牀ニ赴キ是ヲ挑ムト雖ドモ仙女敢テ從ハス慶山ナホ情慾ヲ禁スル事能ハス其翌夕又迫ルニ白刃ヲ以テシ強テ奸淫セントス仙女從容撓マス却テ是ヲ誠諭セリ慶山且慚且憤リテ竟ニ仙女ヲ斬害シテ逃奔セリ時ハ壬申首春ノ事ナリ縣官令シテ慶山ヲ捕縛シ鞠問シテ獄中ニ繫シトソ甚矣慶山之毒ニ節婦也。此不逞少年所不レ忍レ爲而緇衣持戒之徒爲レ之何也食色ハ性也強テ抑レ之即溢出ニ於奸亦何足レ怪蓋慶山之惡瞿曇開レ之矣而瞿曇亦不レ知禍及ニ於節婦也

○米國鹽湖ヨリ朋友ニ送ル書簡ノ抜萃

御使節一行去十二月廿二日桑港ヲ發シ途中大雪同月廿六日ソールト、レイキシタイヘ淹留今日マデ未ダ發程難相成一

シキ事ニテ候○桑港ヨリ當地迄ノ途中積雪五六尺已上ノ山谷ヲ經過シ當地モ四方之山嶽何レモ雪ヲ頂キ候得共寒威ハ概ネ御地ト相適シ候程ニテ四十度寒暖表内外ニ有之候

○

神田元久右衛門町和泉屋ト云ル酒屋本月十六日開店ノ由ニテ五十駄樽ノ鏡ヲ拔テ施行致セシニ道路ニ醉人多クヨコタハリタル由

評者曰人力車ヒキ等ハ偶々和泉屋ノ仁ニアフテ愉快ヲ極ムルニ至レド妻子ハ暗ニ空腹ヲ抱クモヲカシ所謂墓參リシテ子ヲ干シ殺セシ類ヒナランカ仁過レバ却テ禍アルトハ是等ナラン

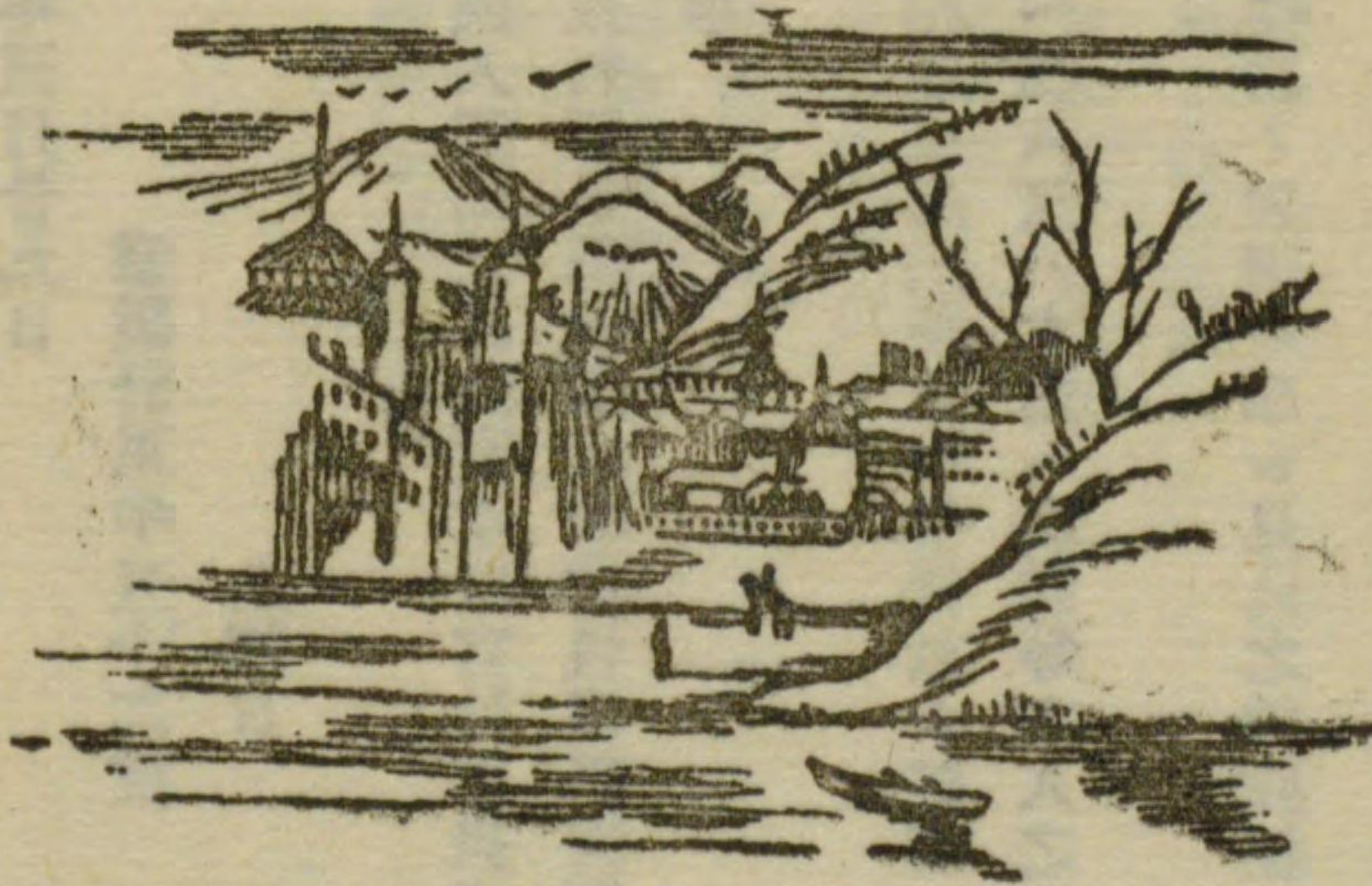
○ 赤坂桐畑ヨリ日枝ノ神社エ舟渡シ本月十七日ヨリ發行ニナリタリ

定價 壹枚 百四十文

一ヶ月分 銀貳十目

右前金受取御約定仕候上ハ日々發兌次第本局ヨリ御届可申候且又遠方取次賣弘望ミノ方ハ本局エ御引合可被下候

同退屈併何レモ無恙候間御省慮可被下候尤モ數日ノ内ニハ積雪相開ケ可申ト之風聞ニ御座候○右シテ一ハ山間湖邊ノ一幽境ニテ土地頗ル繁昌居民一同モルモン宗ヲ尊崇シ市中ニ大伽藍有之此宗派ハ一夫數妻ヲ娶リ候事ヲ免シ開宗ノ導師ヨングト申者ハ現存ノ十六人ノ婦人ヲ擁シ居候由依テ市中一夫一婦ノ家ハ絶テ無之生輩ノ宿シ居候ホタルノ主人モ三婦ヲ擁シ居候趣實ニ未曾聞ノ宗派ニテ始メ此宗徒ニウヨルクヨリ放逐サレ此地ニ來リテ草業ヲ關キ屋宇ヲ營ミ漸ク市府ヲナシ追々繁盛ニ至リ此節華盛頓ヨリ官吏ヲ置テ管轄セリ各國人モ態々見物ニ來リ候程ノヨシ開化文明自由ノ權ヲ講スル共和聯邦ノ如キ如此邪宗アルハ疑ハ



鹽湖之略圖

店開新規賣出等ノ引札又ハ諸商賣買ノ報告其他不依何事出板望ノ事件ハ

一行一度出板一匁ツ、  
同十日分ハ五匁  
ニテ引受け申候

淺草茅町壹丁目

村松町附屬地東側

日 報 社  
出 張 會 社

本書編纂者曰 右日報社の  
所在地は同新聞の創立者兼  
記者條野傳平(贊々亭有人  
採菊)の住宅であらう











凡例

遠近の人民互に性情よく相通じ事理よく相達するは新聞紙に如くはなし故に西洋諸國苟も文明に名あるの地にては必ず新聞紙局の設ありて國內國外を論せず凡百の事務を網羅し併せて奇事異聞瑣話常談を採用し以て日に刊し月に刻して傳布せるゆへ幾んど家ごとに諭し戸ごとに説くの概あれば國人甚だこれを便とせるとぞ今爰に郵便の新報を刊行するも廣く遠近の事を載せ大ひに内外の情を通し善古今の變を知らしめ以て世に裨益あらんことを欲するなり蓋し瓶水の氷を見て天下の寒きを知るべければ此小冊子を見るもの亦當今事情の一斑を窺ふべし

郵便報知新聞

第一號

明治五年申六月

○滋賀縣ヨリ當夏外國人避暑ノ爲メ湖邊ニ來遊ノコトニツキ建言節略

當國湖水ノ儀ハ其勝景海外ニ聞ヘ西人最モ賞譽罷在候故ニ近年來入京ノ外國人ハ必ズ此地ヲ過ギテ一覽イタシ就中此節京都博覽會ヘ參集ノ輩陸續來遊甚タ風景ヲ愛シ或ハ寫眞ニ取り候偶々朝陽離山映湖面等ノトキニ當テハ世界第一ノ絶景ナド、過賞ヲ下スモノモ之アリ依テハ管下ノ人民モ此ニ誘動セラレ追々開化ニ趣クノ勢ニ之アリ既ニ去々月ヨリ大津町ノ者ドモ社ヲ結ビ湖涯ニ臨ミ西洋客館ヲ造營シ西人專ラ此館ニ滯留遊憩シ喜デ去レリ實ニ地方形勢ノ一變ト奉存候然ル處近頃神戸居留外國人ノ衆說ヲ承リ候ニ各國ヘ居留ノ外國人ドモ夏月炎暑ノトキハ最寄ノ清涼美景ノ水邊ヘ暫時避暑ノタメ寄遊イタシ候處日本ニ於テハ江州琵琶湖ヲ最上ノ地トナスユヘニ若シ當年御條約ニ依リテ御國內何レノ地ニテモ外國人ノ居留ヲ許サレ候ヘバ則チ琵琶湖水涯ニ地所ヲ買受ケ避暑館ヲ相設ケタク候未ダ御條約相濟ズトモ凡ソ炎暑何十日ノ間避暑御指許ニ相成候ヘバ近傍開港所居

留ノ外國人暑中ノ疾苦ヲ免レ此上モナク幸ヲ得ベク云々ノコトニ御坐候依テ當六月ヨリ七月マデ炎暑六十日ノ間江州琵琶湖邊ヘ避暑御指許仰付ラレ凡ソ一二月前ヨリ神戸横濱長崎新潟其他諸開港地ノ居留人並御國內雇入ノ外國人並御詮議ニ依テハ上海香港邊マデモ御布告仰出サレ候ヤウ奉願候左スレハ京都博覽會當四月限りニテ終會續テ一ヶ月ヲ隔テ六月ヨリ又當地ヘ避暑ノタメ參集陸續往來候ヘハ當地人開化進歩ノ基トナリ幸福萬々ノミナラズ京都近傍マデモ隨テ潤澤ト奉存候云々

○鳥取縣ヨリ報知

昨冬十月中旬伯耆國日野郡にて農民ども米の納方につき憤を生じ三千人許蜂起し遂に小吏を打擲におよびたり右同月下旬同國故大仙寺領の村に於て右同様米の納方につき亦憤を生じ千人許大仙寺へ立籠りたり又右同月下旬因幡國智頭郡美成村の者ども草山開拓のことを憤り動搖したりしが十二月三日捕亡吏ども美成村の張本人を捕へたり然る處同村人民ども大に憤り五十人許竹槍を携へ出で捕亡吏に迫りたり又同月中伯耆國會見郡濱の目の者ども自己の貧苦を口實とし動搖せりさて右四ヶ所の動搖何れも日ならずして鎮定に及ぶべけれども日野郡の騷擾は余ほど劇しかりしか遂に



その後張本人ども捕はれにつき杖刑に處せられたりしとぞ  
○本多租税中屬より前島氏へ來書大意

吉田大藏少輔を始め一行のもの無異「サンフランシスコ」着  
一兩日中「ニウヨルク」に向ひ發途の積なり扱致論の如く百  
聞一見に如かず實に本邦にありし時は「サンフランシスコ」  
の繁昌を聞くも私に謂らく我横濱とさまで異なるまじ道路  
の清淨なるを聞ても横濱の居留地と優劣あるまじ家屋の美  
麗も横濱の居留地に居る外國人の住所とさのみ替るまじ人  
民の職業を勉強するも我豈に彼に譲らんや等と思ひしが今  
其地に臨み眼前其さまを見れば是まで臆測せしとは霄壤の  
違ひにて不覺長大息に及びたり米國の一港にて纔に其門を  
伺ふすら此の如くなれば堂に上り室に入るに及んでは文物  
制度商工器械百般の事業開見の度ごと如何ばかりか知覺を  
開かんと云々

或人云ふ此書牘に記する如く實地に赴き實事を見ずして  
臆測すれば雪の形を綿に似たりと聞しより雪も煖かなる  
物と思ひし喩の如く思ひ違ひもある物なればこの開化進  
歩の時に當り財に乏しからぬ人々は宜しく航海し歐米諸  
國を通覽し其實地を知るべし又其力なき人々はせめて横  
濱神戸等の開港場に遊び或は横須賀製鐵所などを一覽し

々著シカルベシ況ヤ僧尼ハ全ク本邦ノ民ニテ盡ク神孫ナラ  
ザルハナシ神何ゾ之ヲ外ニシテ之ヲ汚トセン然ルニ僧尼ノ  
入門ヲ禁シ社司僧侶ノ容レザルコト水火ノ如クナレバ實ニ  
開化ノ旨ニ悖ルノ弊少カラザルベシ因テ自今制禁ノ表ヲ止  
メ任意ニ拜禮セシメ均シク神恩ヲ蒙ラバ幸甚ナラントナリ  
○板倉驛郵便掛ヨリ報知大意

右報知の趣は備中足守の人鍋林といふもの貨殖を好みて巨  
萬の身代になりしがその性鄙吝にして甚た人望を失ひたり  
ければ四月八日夜近傍の暴徒數百人來襲し家屋を壊り家具  
を焼き並金子借用證文數千本を焼き拂ひ遂に衣服紙幣等を  
奪ひ去りたり因て縣廳より官員を遣り搜索し首魁三十餘人  
を捕へしとなり

○山口縣管下より報知

長州阿武郡萩にて去冬中或る商家の犬五疋の子を生せしに  
その犬成長するに従ひ背殊に高く尋常の犬とは異なりしが  
此邊の童子三四人これがため噛付けられ疵を蒙りしにその  
童子或は即死或は三四日をすぎ死去したり。よりにて此犬を  
殺さんとせしがいかにも手早くして遂に西の山手に逃れ去  
り時々出ては農民を噛みけるにその疵あと恰も刃ものにて  
切りたる如し中々尋常の病犬の噛みし比にあらず遂に當四

外國人に接近し漸々知覺の門を開きなば其書を讀み其業  
を學ぶの助けとなり且ふるき井蛙の陋見を棄て開化に進  
歩の階梯たらん。これ上は國力を盛んにし下は一身を利  
するの要務なるべし

○文部省出仕市川氏書籍院ノコトニツキ建白大意

今ヤ我國庶政一新内ハ學校ヲ府縣ニ設ケ外ハ生徒ヲシテ歐  
米ニ學バシメ將ニ大ニ期スル所アラントス加之近者都下ニ  
博覽場ヲ開キ衆人ニ縱觀セシムル等凡テ人才化育ノ方ニア  
ラザルハナシ而シテ今日尙一層文化ヲ進ムルノ舉ハ書籍院  
ノ設ケニ如クハナカルベシ其方ハ府内市街ニ接近セサル高  
爽ノ地ニ於テ一大書院ヲ建テ其四周皆數層ノ架ヲ設ケ所有  
ノ群籍ヲ區分シテ架上ニ收メ凡案ヲ列ネ普ク諸人ヲシテ此  
處ニ來リ其書ヲ繙閱セシムルヲ許シ博ク考古徵今ノ資ニ供  
シ或ハ著述編輯ノ便ニ充ツベシ是人ノ才ヲ増シ國ノ益ヲ生  
スルノ根原ナリ所謂開卷有益ノ大ナルモノニアラズヤ云々  
○比叡山安樂院ヨリ建議大意

右建議ノ趣ニテハ神道ノ教ニテ祭祀ノ節僧尼ノ參拜ヲ禁ズ  
ルハ中古ノ事ナリ然ルニ今日開化ノ日ニ當リ僧尼ノミ參拜  
ヲ禁ズルハ舊弊ノ一ナルベシ如何トナレバ海外ノ民ナルモ  
尙勸メテ神ニ參拜歸依セシムルトキハ神威益々貴ク神德彌

月中西の濱の臺場にて炮手に打取られしかその形犬に異な  
り恐らく洋犬の種かと思はる

此犬は何等の種類か又何等の病ありて此の如くありしか  
其原因も分明ならざれども我國にては犬を市中に放ち誰  
も其取締をする人も無きより往々病犬ありても其儘に捨  
て置く故これに噛れて危き毒を請る者あり西洋各國にて  
は往來に無主の犬漂蕩しあれば邏卒これを捕へて良犬は  
他に譲り取らせ惡犬は直ちに殺して人の害を爲さず又往  
還の路に尿尿の汚れ無き様に取締せり此報知に就き彼是  
を思ひ廻はして感ありと或人の説けるを茲に附せり

○米人スモールより請求せしことの話

亞米利加「インジャナ」洲「ワバン」府の住民「スモール」と云  
る者より郵便を以て我邦の驛遞寮へ頼み來りしは余不幸に  
して幼き時より聾となり剩へ弟妹共に音調を辨する能はざ  
るの病に罹れり故に種々の治療を加ふれども回復は更なり  
病の原因さへも未だ何なる事を詳にせず聞く日本には實に  
天授の奇藥有て難治の聾をも療し得ると若貴寮の恩恵に依  
て此良藥を服し再び調和の音聲を聞ん事を得は何の慶福か  
これに過ん余日本に於て知人なければ余儀なく貴寮を煩は  
すと然れども同寮に於ては元より原因すら詳ならざる病な



れば施すべきの樂なきは必定なりと思ふと雖も試に大學東  
校等に之を質し程能く返答有たりと此のごとき渺漠たる請  
求は笑ふべきの奇談なれども嘗て知る人も無き海外萬里の  
國へも斯音信を通じ得るは一に郵便の功なりと吾が歎賞を  
茲に記す

郵便報知新聞第一號終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣は遠く隔る國々の物情を互に  
相通せしめ且府下に生ずる細大の事實各地へ相知らしめん  
とす依ては珍事奇談は不及申善行の賞譽暴徒の捕縛機械產  
物の新發明蠶絲織紡漆器陶器米穀桑茶其他の諸品製造耕作  
の多寡豊凶震雷風水火の災難寒暖氣候の違ひまで少しく  
異りたるは皆夫々に筆記して聊文體虚飾を加へず時日を載  
て是を證し發兌人及び賣弘所に送り越し給はん事を希ふ

一郵便報知新聞一冊價新貨三錢每月五號宛出版

當時發兌號ヨリ先キ廿冊分引受候向は一割引

同四十冊分ハ一割半引

一ヶ年分引請ノ向ハ二割引

右之通割合相定前金並郵便賃共請取候上は毎號發兌順序を

逐ひ郵便を以て御届可申候

東京横山町三丁目

發兌人

太田 金右衛門

稟白(郵便報知新聞第五十四號所載)

○開化の先導文明の捷徑は新聞紙に若くものなし  
と爰に壬申六月開局せしより府下近郷は言ふに及  
ばず僻地と雖ども郵送の飛便に托し各地に馳達し  
て諸君子の愛觀を得、弊社既に望外の歡びなり然  
るに從來月々五次の發兌にして遲緩の患ひなきを  
得ず又丁數の限りありて遺漏なきを免がれず故に  
當六月二日より兩面一枚紙へ摺立日々出版に改定  
仕候間益高評を玉はり因て珍說異談總て見聞せら  
るゝの眞事其他建言論說等に至る迄尙一層報知を  
玉はらんことを冀ふ

○當社は迄横山町三丁目にて發兌致候所今般米澤  
町三丁目へ轉移致候

明治六年五月

報知社

明治壬申七月

定價三錢

峽中新聞

第一號





緒言

夫智識ヲ廣ムルハ新聞ヲ求ムルニ在ルハ人々ノ已ニ知ルト  
コロ喋々多言ヲ須ヒス我カ甲ノ州タル四境山嶽從ツテ民情  
固陋井蛙自足レリトシテ亦世間ニ河伯アルヲ知ラス況ヤ海  
若ヲヤ故ニ其開化ノ遅ク進歩ノ緩キ真ニ歎息ニ堪ヘス因テ  
世間新聞紙ノ響ニ傲ヒ淺見寡聞ニ頗ル勸懲ノ意ヲ寓シ梓ニ  
上セ峽中ノ諸子併セテ四方君子ノ覽觀ニ供シ以テ一粲ヲ博  
ス伏請諸君天地間ノ新見奇聞喜フ可ク愕ク可キノ事ヲ惠告  
セラレバ將且陸續上梓セントス蓋遠ニ至ル必近ヨリシ大ヲ  
求ル必小ヨリスルノ意ナリ

峽中新聞

第一號

明治五年壬申七月

○甲州道中驛々合併ノ御布告アリ

駒飼 合併 駒飼驛 黒野田 白野 合併 笹子驛  
鶴瀬 合併 阿彌陀海道 合併 上花咲 合併 花咲驛  
中初狩 合併 初狩驛 下花咲 合併  
大月 合併 大橋驛 上鳥澤 合併 鳥澤驛  
駒橋 合併

○甲府町名ノ内改唱ノ分左ノ通り

山梨郡第一區 八幡町ヲ改メ 宮前町  
同區 穴切組屋敷ヲ改メ 穴切町

出席ノ時玄關へ差出スベキ事

一 展觀ノ書畫モ毎月十四日マデニ左ノ所へ届ケヘキ事

切手賣渡所

綠 町 竹原田 南店  
八日町 藤屋傳右衛門  
西青沼町 父母ノ屋金造

右之通相定候事

○同郡第一區元柳町要法寺住僧某隱シ子一人アリ此童文學  
ニ敏ク往々大家ヲモナスヘキ者ナリシガ不幸ニシテ重病ニ  
罹リ治療及ビガタク竟ニ鬼籍ニ上レリ右父僧悲歎ノ餘リ狂  
ヲ發シ當六月三日近邊ナル池中ニ陥テ死セリト云

○ 甲府山田町 名取作右衛門  
同 綠 町 窪田 藤兵衛

右兩人申合セ昨辛未八月中願濟ノ上當縣病院入費ノ内へ米  
五百俵差出シタル處右病院追々繁盛ニ隨ヒ入費モ相増スベ  
キ廉ヲ以テ尙又今度百五十俵差出シタキ旨願出デ早速許可  
ヲ得タリ一度行ヒテ足レリトセズ其志殊ニ稱スベシ凡救恤  
ニ志ス者ハ斯ク有タキ事ナリ

○四月十二三日ノ頃與住巨川ト云フモノ 巨摩郡高東京滯留中  
親族ノ需メニヨリテ寫真ノ爲メ淺草瓦町内田九一ヲ尋ネタ

同區 長禪寺前ヲ改メ 富士川町

同二區 光澤寺地内町ヲ改メ 三吉町

同區 一蓮寺地内町ヲ改メ 大田町

○山梨郡第二區大田町一蓮寺ニ於テ毎月十六日器物書畫ノ  
會ヲ設ク其規則左ニ列ス

一 毎月一蓮寺ニ於テ開席ノ事

一 書畫器物トモ古今ヲ論ゼズ珍奇品類ヲ各月十四日マデ

ニ左ノ所へ差出シ預リ切手取置クベキ事

書畫器物預リ所

綠 町 窪田 藤兵衛  
八日町 宅間 平兵衛  
西青沼町 倉鹿野金兵衛

一 器物書畫トモ差出人ノ村名町名姓名ヲ誌シタル下ケ札  
スベキ事

但シ寶愛ノ品ハ姓名珍藏ト記シタル下ケ札スベシ賣  
物ハ相當ノ正札ヲ下ケベシ

一 諸家ノ鑑定モ之レ有レハ器物書畫トモ贋品ハ差出スマ  
ジキ事

一 當日席上諸先生書畫揮毫ノ事

一 席上切手ハ貴賤ノ看官ヲ論ゼズ左ノ所ヨリ買取リ置キ

ルニ其日ハ 皇上御寫真ニ付亭主不在ノ由ニテ家内ノモノ  
引合ケレハ今日ハ云々ノ事ニテ來タル由ヲ演ベテ扱 皇上  
御寫真ノコトヲ問フニ各國帝王ノ寫真皆々賣物ニ出ル間吾  
ガ 皇上ノ御寫真モ皇國內ハ勿論外國へモ頒布相成ル事也  
ト答ケレバ 皇上ノ御寫真ヲ數十枚賴置テ歸リシトゾ同氏  
目今ノ世ニモ僻遠ノ地ニテハ 龍顏ヲ拜シ奉ン事ハ最モ難  
キワザナレバ右 御寫真ヲ以テ吾モ祭リ有志ノ者ノ神棚ニ  
モ齋ヒ祭ラントテ誂ヘタル也然レドモ謹テ其人ヲ選ビ附與  
スベキ事ナリト云々

○辛未ノ七月頃山梨縣第六區松本村ニ棄兒アリ同村百姓山  
内彌兵衛ト云フ者實子ナキ故相續人ニセントテ縣廳へ願濟  
ノ上養ヒケル内當壬申五月ノ頃ヨリ病ニ罹リ種々手ヲ盡シ  
治療ヲ加ヘシガ六月十一日夜一字頃終ニ没シケレバ父母ノ  
悲歎大方ナラス翌日縣廳へ訴ヘケレバ糺問ノ上埋葬可致旨  
命アリ即時歸村隣家親族ノ者打寄リ埋葬取懸リノ折柄思ヒ  
キヤ右ノ兒卒ニ蘇生シ言舌等常ノ如クナル故父母ハ勿論人  
々且ツ驚キ且ツ喜ヒ實ニ奇異ノ思ヒヲナシ翌十三日件ノ次  
第ヲ又々廳へ訴出タリトゾ

○巨摩郡第五區長松寺村里正小宮山半左衛門雇女津留ト云  
ル者當壬申三月八日家長ノ申付ニ依テ他ヨリ衣類ヲ請取リ



左院御用

# 日新眞事誌

貌刺屈

(頁四紙洋)

第一號

(版組段四)

明治六年一月六日

東京芝増上寺大門内源興院

英人貌刺屈が創刊したもので、眞の第一號は明治五年三月十七日の發行であるといふが、それが無いので此六年一月の第一號を採つたのである、此第一號から第九號まで發行して、あとは前年の第二百三十餘號を追つて、一週期の三月十七日に又第一號として發行して居る

最初の五年三月中は隔日發行で、四月以後は日刊として一六〇日休業である

本局

發兌書林

甲府八日町一丁目 内藤傳右衛門

東京横山町三丁目

甲府柳町三丁目

和泉屋金右衛門

井筒屋豊兵衛

賣 同 八丁堀岡崎町

駿州静岡七軒町

轉 新 堂

須原屋善藏

同 元大坂町

同 江川町

弘 日 報 社

浪花屋市藏

同 芝神明前

諏訪清水町

和泉屋 市兵衛

袴屋榮助

所 甲府魚町三丁目

沼津上土町

村田屋 幸太郎

常磐屋浦吉

社中謹テ四方ノ諸彦ニ告ス今般蒙 官許峽中新聞上木シ無根ノ浮言匿名ノ投書ヲ省キ務テ事實ヲ撰ブ刊行スベキ新聞アラバ書集メラレ其住所姓名ヲ記シ賣弘所へ寄セ給ハン事ヲ希望ス

峽中會社

論旨の斬新と報道の迅速で好評を博し、追々盛大になつて後には社を銀座の大通りへ移轉した

銀座四丁目九番地 貌刺屈社 編輯印行頭取 貌刺屈 日本人の記者も多く居て政府攻撃の記事をも盛んに載せたが、外國人の編輯發行では日本の法律で罰し得られないので明治七年六月改正の新聞紙條例第四條に「持主若クハ社主及編輯人若クハ假編輯人タル者ハ内國人ニ限ルベシ」と制定されたので、ブラックは社を他へ讓渡して政府の顧問に雇はれる事になつたが、それより社運が衰微して、八年十二月發行の四周年第二百六十九號で廢刊した

こゝに一つの疑問がある、外國人たるブラックが日本文の新聞を發行したのは珍であるから、當時の人々が『日新眞事誌』のことを『貌刺屈新聞』と呼んだのは確實で、他の新聞紙上にも其代名詞を使つて居るのを散見するが、明治七年の『文部省報告』に明治初年以來、文部省が許可した新聞雑誌の名を列舉した終りに左の一節がある

「此表中其稱ヲ改テ其實同キ者アリ貌刺屈新聞ノ日新眞事誌ト改メ新聞雑誌ノ曙新聞ト改ムルノ類是ナリ」

『日新眞事誌』の前に『貌刺屈新聞』がないのならば、出願した時の題號を改めて發行したのであらうか



日新眞事誌

第一號

明治六年第一月六日

貌刺屈新聞社

其社中へ本院議事建白書等印行御用申付候事

左院

壬申十一月七日

右ノ通り被仰付候ニ付テハ左院ノ錄事ハ必ス毎紙ノ首ニ載セ左院錄事ト標題シ普通ノ新聞ト區別シ錄事ノ外ハ我社中ノ新聞ナルヲ示ス尤左院ノ錄事全ク無キトキモ左院御用ト掲クル者ハ我社ハ本院ノ御用ヲ相勤レハ也看官之ヲ領會シ玉ヘ

貌刺屈

英人

貌刺屈氏

右東京ニ於テ日本文新聞誌毎日出版願之通免許候事

壬申二月

文部省

左院錄事

建言

集議院改革更張ノ義ニ付鳥取縣士族教部權少錄須山弘

建白

伏惟ニ 朝廷ノ綱紀ヲ維持シ全國ヲ保護シ玉フ所以ノ者ハ蓋シ億兆ノ人民ヲシテ協和セシムルニ在リ協和スルトキハ全國必ス富強背反スルトキハ全國必ス衰微此古今ノ常勢萬國ノ通議ナリ方今上ニ左院ヲ置キ國內ノ萬機制度律令ヲ議シ以テ不抜ノ國是ヲ定メ下ニ集議院ヲ設ケ言路ヲ洞開シ下情ヲ達シ上下壅塞スル所ナカラシム於是乎 朝廷ノ盛德深仁兆民ニ浹洽シ上下既ニ協和シ全國既ニ一致シ加之ニ國外萬國ノ善政良法ヲ資リ以テ 我國體ヲ整正シ其規模體例美且善ナラサル所ナシ抑上下ノ兩院ハ所謂ル外國ノ議事院ニモ準擬セル者ニシテ風俗ヲ開化シ文明ニ進歩セシムル基礎ト爲リ全國ヲ保護シ綱紀ヲ維持シ玉フノ必務ナリ何トナレハ政府ハ國民ヲ撫育シ國民ハ政府ヲ奉戴シ相互ニ協心同力スルニ非サレハ全國ヲ保護スル事難ク一統ニ幸福ヲ得ル事難シ是故ニ國內衆議ノ方法ヲ設ルトキハ上下協和シ全國一致シ兆民必ス上ヲ尊ヒ國ヲ愛スルノ道ヲ知リ人々奮テ國事ヲ勉勵シ從テ智ヲ明ニシ識ヲ博クシ又從テ物理時情ヲ通曉シ不日ニシテ開化ノ功ヲ見ルヘシ若シ政府ノ權ト法令トニ由テ進歩ノ道ヲ立ント欲スルトキハ國民其令スル所ニ從ハサルヲ得ス然レトモ政府ノ意下ニ徹シ難ク下民ノ情上ニ達

セス上下遂ニ隔絶下民或ハ惑ヲ抱キ又或ハ恚嗟怨望シ人心從テ怠惰ニ移リ國體從テ振起ス可ラス蓋シ王化公明正大ノ政ニ非ス縱令聖哲上ニ在ルモ歲月ヲ積ミ國財ヲ費シ人力ヲ勞スルニ非レハ何能奏効スルニ至ンヤ其利害得失論ヲ待タス今我國民開化進歩ノ機ニ當リ制度律令ヨリ凡百般ノ工藝皆之ヲ改革整正セサルナシ其功業實ニ盛美ナリト謂ヘシ然而愚民或ハ惑ヲ抱キ頑民或ハ恚嗟暴動シ僻遠隔ノ士族猶未タ固陋ノ見ヲ免レス怠惰苟安ヲ貪テ物理時情ニ暗シ府下ノ人情日ニ輕薄萎靡ニ移リ汲々私欲ヲ恣ニシ國事ニ心ヲ盡ス者蓋シ多カラス是故ニ時日ヲ積ミ國財ヲ費シ人力ヲ勞スルコト甚シ而開化ノ形アレトモ未タ全ク其實ヲ得ス此便チ上ノ人其心ヲ勞シ其力ヲ盡スト雖モ下ノ人未タ全ク其道ヲ知ラサルニ由ル國家ノ爲メ豈之ヲ痛惜セザル可ンヤ大凡天下ノ人民ヲ校計スルニ七分ハ農工商ニシテ各其力ニ食シ三分ハ遊民ニシテ人ニ依テ食ヲ爲シ就中士族ノ如キ怠惰苟安徒然トシテ獨立ノ策ヲ立サルハ所謂自暴自棄ノ類ニシテ一朝祿ヲ失フトキハ必ス飢寒ヲ免レ難シ今日文明進歩ノ際會ニ當リ猶解悟スル所ナシ是全ク全國一統勉勵セシムルノ方法ナキニアラスヤ且ツ今天下治平ニシテ兵革ノ憂アルニアラス飢饉ノ災アルニ非ス然リ而上下貯蓄ニ乏シ一旦事アレ

ハ如何シテ之ヲ救ハンヤ此其尤モ遠憂深慮ヲナス可キ所ナリ是故ニ國民一統奮勵スルノ方法ヲ立テ公勞公費ヲ省スルニ非ンハ恐ハ十全ノ良策ニ非ス臣伏惟ニ左院ハ近頃既ニ改革セラレ臣等議スル所ニ非ス集議院ニ於テハ唯建白ノ書ヲ傳達スル處ニシテ衆庶集議ノ施設ニ非ス恐ハ集議ノ名アレトモ集議ノ實ナキニ似タリ宜ク外國議事院ノ方法ニ擬シ之ヲ改革更張セラレヘシ而其方法ヲ府縣ニ及ストキハ士族ヨリ庶民ニ至ル迄今日ノ急務ヲ了解シ國家ノ爲メ其心ヲ盡サルナシ此乃チ全國ヲ致シ人民ヲ勉勵セシムル良策ニシテ今ヨリ十年ヲ出ス全國必ス富強ヲ得卓絶タル文明ニ至ル事難カラス此ニ我上下協和シ綱紀ヲ維持シ全國ヲ保護シ玉フノ基礎ニシテ功業萬々世ニ垂ル、所ナリ近時驛遞察電信察等ヲ設ケ國民ノ便利ヲ開キ又或ハ博覽會ヲ開キ國民ノ智識ヲ發明セシム是皆國家ノ要務全國幸福ヲ得ルノ盛事ナリ雖然集議院ヲ更張シ國務ノ基礎ヲ立テ玉フトキハ蓋シ電信察驛遞察博覽會ノ功業ニ勝ル事萬々ナラン其本末輕重較セスシテ知ラルベシ且夫レ國家ノ大體ヲ革正シ委靡ノ風俗ヲ振起シ怠惰ノ人心ヲ鼓舞スル事此一舉ニアリ若シ臣カ言取捨スル所アラハ即時ニ數萬ノ公費ヲ省スヘシ理財ノ道之ヨリ大ナルナシ臣敢テ虛飾浮文ヲ以テ譽ヲ求ル者ニ非ス謹テ獻



芹一片ノ微衷ヲ上陳シ國家ノ鴻恩ニ報セン事ヲ期ス臣至愚  
過越ノ重譴ヲ願ミス區々寸誠ヲ諒察シ玉ハン事ヲ願フ  
以上左院錄事

### 御 布 告

第三百六十號

今般御頒行相成候太陽曆ニ掲載有之候御祝日御祭日等ハ  
當分御假定ノ儀ニ付猶追テ月日精細推歩ノ上御確定候條  
此段爲心得相達候事

壬申十一月二十三日

太 政 官

第三百六十七號

判任官免職之節滿年被下物自今左之通被改候事

一絹壹匹 代金七圓五十錢

壬申十一月二十六日

太 政 官

學制第六十章同六十八章ノ但書同八十二章八十七章八十八  
章中辨務使ヲ公使ト改ム

同六十七章但書中辨務使ヲ公使館ト改ム

同八十三章左ノ通改正

○ 埃地利國博覽會へ出品ニナルヘキ皇國中ノ產物ヲ即今幸橋  
内博覽事務局排列セラレ既ニ去月二十四日同二十五日東京  
橫濱ノ外國人へ男女トモ縦觀ヲ免サレタリ大略物品ヲ左ニ  
舉ク蠶卵絲茶各等級ヲ分ツ○染革類各色數種アリ○陶器類  
錦出其他諸縣ノ各品○枝珊瑚珠數種○水晶珪石化石寶玉類  
數十品○石筆○鑽石金屬ノ諸種○蒔繪塗物類數十品○大和  
錦並蝦夷錦各種○絹布類及ヒ縫物ノ諸品○純金ノ茶釜○金  
銀大小各種ノ細工物○金屏風○竹木板類○金銀或ハ五色紙  
其他諸種ノ紙類○籠甲類ノ諸品○會津繪蠟燭○純精金○鉛  
石炭○眞珠○煙草○白鳥並ニ動物ノ諸類○帆前船ノ雛形○  
家屋建具附ノ雛形○竹細工麥藁細工ノ諸種右ノ外氣形服食  
生植器財及ヒ農具等ニ至ル迄其品類幾千萬ナルヤ算スルニ  
遑アラヌ委シクハ別ニ物品表アリ故ニ爰ニ贅セス先年佛國  
ノ博覽會へ出品スル所ノモノニ比較スルニ新奇ノ物品一倍  
餘ニ及ヘリト云フ

### 大 阪 新 聞

大阪府下今橋通二丁目鴻池善右衛門以下五名ノ者ヨリ大阪  
府へ鐵道開業ノ儀出願ノ文ニ曰ク往來運輸ノ便ヲ達シ交際

留學中疾病事故等アルトキハ其費證書ヲ以テ別ニ公使館  
ヨリ受取歸朝ノ上一時ニ償還スル事能ハサルモノハ第五  
十二章ニ定ムル所ノ償還使役ノ年限ヲ増スヘシ

但私費留學ノモノハ此地ニ於テ之ヲ本省へ上納スヘシ  
壬申十一月 文 部 省

### 東 京 新 聞

東京府定額臨時入費辛未十月ヨリ壬申九月マテ歳出及ヒ壬  
申十月中出入費調査高左ノ如シ

未十月ヨリ申九月迄歳出高總計金貳拾五萬五千二百八拾一  
圓三十九錢一厘五毛洋銀千二百五十九圓貳拾三萬七千八  
百八十二石八斗四舛二合五才内定額入費金拾萬千六百四十  
九圓五十九錢六厘五毛米千九百一石四斗二舛三合三才官員  
月給並臨時入費金拾五萬三千六百三十一圓七十九錢五厘洋  
銀千二百五十九圓米四十一石六斗五合貫屬士族卒世祿米二  
十三萬五千九百三十九石八斗一舛四合二才ナリ

十月中收入高金三萬五千五十八圓八十錢四厘八毛洋銀百五十  
弗外ニ三千二百九十圓五十二錢三厘同月入費金二萬千九百  
一圓五錢七厘七毛 差引殘金一萬〇二百九十七圓二十七  
錢一厘

○ フ盛ニシ風俗ヲ易ヘ文明ノ大器械ヲ存スルハ鐵道ノ右ニ出  
ルモノナキ事世上ノ能ク知ル處ニシテ鐵道ノ有無ハ國政ノ  
良否ヲ表シ其長短ハ民力ノ強弱ヲ察スベシ

皇國ニ於テモ已ニ早ク茲ニ御着眼アリテ政府ノ官力ヲ以テ  
築造セラレ東京橫濱ノ間ハ既ニ御成功其他神戸大阪ノ間モ  
御取懸リ相成東京青森ノ間敦賀湖上ノ間モ經營ノ盛舉有之  
由過日東京ニ於テ開業ノ式行ハセラレ候節 御臨幸マテモ  
在セラレ衆庶ノ耳目ヲ一新シ下賤ノ私共ニ於テモ欣幸勇躍  
ノ至リニ堪ス何卒猶舊來ノ陋風ヲ換ヘ文明ノ域ニ進歩セシ  
ムルノ一端ヲ裨補仕度志願ニ候處幸大阪ヨリ堺マテ兩都會  
ノ間未タ着鞭スル者無之ニ付私共結社出金ニテ鐵道建築仕  
度尤成功ノ上ハ利益ヲ社ニ入レ永年保續仕度依之左ノ條々  
奉願ト云々

第一 建築ニ付テハ確實懇志ノ外國人ヲ撰ミ請負法ヲ以  
テ契約仕度尤請負人或ハ建築師等雇入並建築ノ諸事ハ社中  
ニテ取扱候ヘトモ御應ニ御關係有之儀ハ然ルヘク御指揮  
仰付ラレ度

第二 鐵道線上ノ地所ハ一般公益ノ爲メニ有之候ニ付相  
當ノ代價ヲ以テ買ヒ入レ故障無之様御應ヨリ御確定仰付ラ  
レ度



第三 成功ノ上ハ汽車運輸規則並賃錢等ハ既ニ御規則モ相立居候得共尙伺ノ上御指圖仰付ラレ度  
右ノ外委細ノ儀ハ追テ可奉伺候エ共一線ノ鐵道私共一社ヘ御委託ノ官許ヲ蒙リ候ハ難有仕合ニ奉存候云々

### 縣新聞

岡山縣寄留華族從四位池田廣政ヨリ同縣下閑谷校ト號スル學校開業ニ付資金ヲ入レ之レニ添ヘテ陳書スル文ニ曰ク備前國和氣郡閑谷ハ山水秀麗ニシテ閑雅幽邃眞ニ畫ガ如シ而シテ最モ壯觀ナルハ學校ノ設ナリ講堂廊郭巍然トシテ今尙存セリ 封建世祿ノ世祖先芳烈此國土ヲ守リ此土民ヲ養フニ專ラ文教ヲ盛ニシ以テ人情ヲ敦フシ風俗ヲ美ニス而ルニ沿襲ノ久シキ人情浮薄輕靡ニシテ學校ノ設ケ殆ト虛飾文具ニ屬セリ今也大政維新余此縣ニ寄寓シ地方ノ政蹟ヲ察スルニ人情ノ厚薄人民ノ勤惰ヲ以テ治亂強弱ノ關スル處トナシ學校ノ教ヲ重シ邑ニ不學ノ戶ナク家ニ不學ノ子弟ナキヲ期ス故ニ學問ハ身ヲ立産ヲ治メ業ヲ昌ニスルノ事タルヲ曉リ自ラ金穀ヲ投テ區々小學ノ設ケアリ頃又聞ク有志ノ輩相謀リ閑谷校ヲ開クノ舉アリト嗚呼 王政善良ノ致ス處カ抑又人情風俗敦美ノ然ラシムル處カ余ノ喜ヒ如何ソヤ祖先芳烈

將ハ日本人ヲ水夫ニ雇ヒタレトモ蒸氣機關ヲ取扱ハサシムルニ一時モ氣ヲ許ス事アタハズ亦尋常ノ勤ヨリ稍々多分ノ事ヲナサシムルトキハ尙ホ心ヲ用ヒズンバ實ニ意外ノ大不幸ヲ起スナラント思ヒ大ニ是レヲ悲歎セリ

近頃ノ橫濱新聞紙ニ云ク藁ヲ以テ造レル帽子近來夥シク廣東ヨリ英國ニ輸入セシガ故ニ「ドンスターブル」ニ在ル藁ノ帽子造リモ之レカ爲メニ當冬ハ錢財能ク融通シテ艱難ヲ脱シ幸福ヲ得ルニ至ルヘシ扱テ廣東製造ノ藁帽子ハ英吉利ノ工人ノ製シタル藁帽子ニ比スレハ其品位略ホ同様美麗ニシテ特ニ其價ヒハ半價或ハ三分一ノ價ヒナリ故ニ世人皆廣東製ノ藁帽子而已ヲ買フヲ以テ英國ノ工人等政府ニ向テ其ノ困窮ヲ訴ヘ出タリ抑モコノ細工ヲ爲スハ重モニ子供或ハ婦人ナレハ敢テ元手ノ高キニ非ズト雖モ英ノ工人等製シタル品ヲシテ廣東製ノ如ク廉價ナラシムル事能ハズ茲ニ於テ英ノ工人等コノ仕事而已ヲナストキハ後來遂ニ饑寒ノ患ヲ招ン事ヲ恐レテ他ノ職ヲナサント欲ス且ツ他ノ職人ト雖モ又後來藁細工ノ如ク廣東ノ製ニ由テ其職ヲ失フ事ナシト云フベカラズ夫物産ノ盛衰ハ品物増加スレハ其價下落シ物品減スレハ價騰貴スコレ自然ノ勢ナリ工藝ヲ成スモノヨク此理

ヲシテ知ラシムル其喜ヒ知ルヘキナリ依テ聊ナカラ金二千圓右開校入費ノ一端ニ相備ヘ度候夫レ人民ノ子弟虛飾浮躁ノ心ヲ去リ閑雅幽邃ノ學校ニ入り名師ニ從ヒ智ヲ研キ才ヲ長スル必然ナルヘシ余其開化王民ノ中ニ寄寓シ聊餘年ヲ樂ム之レ平日ノ志願ナリト云爾

譯者曰ク備前刺吏新太郎少將芳烈昔時土ヲ備ノ前州ニ襲ヒ國ノ長トシテ民ヲ治ムルニ文教ヲ以テ先トス後世其豪傑勇名ナルヲ知テ其實隱然タリ嚮キニ從四位廣政茲ニ寄寓シ祖先ノ遺志ヲ繼キ力心ヲ學事ニ致シ 皇朝ヲ裨補シ芳烈ノ盛舉ヲ世ニ表ス今也當國ノ士民積年ノ盲目ヲ醫シ始メテ活眼ヲ開キ芳烈ノ偉蹟ヲ知ル爾後奮起興發以テ學ヲ勉メ業ヲ勵ミ迅速文明ノ域ニ進入シ他日力ヲ 皇室ニ供スルニ至ラハ芳烈ノ魂魄青苔ノ下ニ在テ感喜欣激スル誠ニ知ルヘキナリ夫レ他方ノ華族其先ノ功業大トナク小トナク皆遺蹟ノ存スル者ハ之レヲシテ今日ノ實事ニ活用セハ亦 皇國ヲ維持スルノ基礎ト云ヘシ憂國ノ士夫レ之ヲ希望ス

### 橫濱新聞

西曆十二月十三日橫濱「ヘラルド」新聞ニ云ク或ル英國ノ船

ヲ了知セサレハ終始萬全ノ利ヲ謀ル事能ハス

近頃ノ橫濱新聞紙ニ云ク法國ノ「ソイツソン」ニ於テ近來汽車鐵路ニテ用ユル所ノ暗號ノ新法ヲ試驗シ其法甚タ便ナルモノナリ汽車ニ設置セル彩色シタル(ランプ)ヲ見テ蒸氣列車ノ來ルヲ知ルト雖モ或ハ燈火消ヘ或ハ霧中ニ在ルトキハ光輝ナラズシテ其便ヲ得ザルガ故ニ其ノ暗號ヲ爲スニ強音ヲ響スニ若クモノナシ今新タニ發明シタル方法ハ電氣ニテナセル強キ響音ヲ以テ蒸氣走車ニ暗號ヲナス事ナリ

### 稟告

此頃地方須覽ト題セル一小冊ヲ閱スルニ東京府貫屬津久井氏ノ編纂スル所一使三府七十縣中ノ郡名村數石高戶口人員神社山陵官省縣廳ノ所在各府縣ノ產物鑛山ノ多寡學校病院兵隊軍艦商船郵便鐵道電信馬車人力車各國公使領事官燈臺浮標礁標三府區分ノ略圖諸國沿海積荷中外ノ旗章條約濟十六ヶ國概表各國諸港ノ里程環海路程歐米行旅ノ費金等ニ至ル迄各事各件詳細ニ記載シ僅ツカ橫本ノ一小冊子ナレトモ國ノ形勢ヲ概知スルニ足ル至便有益ノ物ニシテ人々懷中ヲ離ツヘカラサル書ナリ嗚呼津久井氏經濟ノ學ニ志深ク現今



目下至要有益ノ事ニ注意スル此書ヲ以テ人トナリヲ知ルニ足ル委シクハ此書ヲ看テ掌中ノ至寶ナル事ヲ知ルヘシ依テ普ク看者ニ告ク

論 說

日本政府ニテハ從前ノ太陰曆ヲ廢シ本年第一月一日ヨリ太陽曆ニ改正セラレ歐米各國ト同一軌ニ出ツルモノ文明各國ト同位置ニ開化スヘキ表瑞ヲ顯著スルハ余輩千載ノ一遇ト云フヘキ盛時ニシテ豈感激セザランヤ苟モ志アル者此盛舉ニ際會シ默止ス可キノ理アラン願クハ全國ノ人民各志ス所ノ業ヲ勉勵シ天稟固有ノ才藝ヲ研キ國家富強ノ域ニ進歩シ萬國ト峙立ノ權利ヲ保全シテ眞ニ文明開化ノ一面目ヲ改メ事ヲ吾英國ノ如キ今日富強文明ニ至ルモ他ナシ人々天賦ノ才智ヲ養育シ鞠躬事業ニ奮勵シテ上下協力同心以テ政府億兆ト苦樂喜愛ヲ共ニシ專ラ國勢ヲ維持シ國力ヲ更強スルニアリ其事原由今日上ニ於テ神補トナルヘキ事端モ少カラス且各事各物中外日新ノ事情ヲ詳ニシ新聞ノ体裁モ追々改正シテ文明ノ一助ニ供セントス故ニ豫メ之ヲ看官ノ君子ニ告ク

貿易之景況

一月四日橫濱輸出入之表  
 ○運入茶三十六箱○同生糸四十四箇 ○糸頭 ○真棉十二箇○亂糸十五箇○蠶種紙○繭四十七箇 ○賣出茶一千六百斤○生糸二千斤○屑蛹 ○糸頭 ○蠶種紙 ○真棉 ○亂糸一千二百斤  
 ○洋銀六十四匁二分五厘○大札子六十四匁二分五厘○一分銀四十八匁五分二厘五毛○小札子六十三匁七分七厘五毛○天保十二貫九百五十五文

告 白

何事ニヨラス案内知ラセノ引札ハ字數三行ニ付一ヶ月四圓ノ割合ニテ引請ケ候事  
 日曜日休業ノ事  
 洋和活字書籍出版物低價ニテ製本マテ引請候事  
 附録ニ記載スル引札相場ノ類別段紙代ニ不及候事

日本政府國內ノ諸產物諸珍器ヲ聚メ以テ之ヲ「アーストリア」國ニ於テ來ル三月一日ニ開肆スル「ペンナ」トイヘル都府ノ博覽會ニ贈リ出ス可キ事數週前已ニ眞事誌ニ記載セリ此諸器物此度先ヅ東京府前元トノ薩州邸ニ於テ博覽ニ出ス事ヲ聞ク之ニ由テ予ガ愚衷ヲ述ベ以テ世ニ問ントス抑モ日本人ト外國人トヲ論セス今般博覽會ニ出セル諸器物ヲ巡覽スル人某品ハ何地ノ產ニシテ何ノ用ヲナシ某器ハ何人ノ發明ニシテ何ノ代ニ行ワレ甲ハ何乙ハ何ト一々了解スル者ナク又タ某器ヲ買ヒ某品ヲ購ント欲スルモ會テ日本ニ於テ定價ヲ記載スル書ナキカ故ニ其間大ヒニ困難ヲ生ズヘシ故ニ此博覽會ニ關スル人宜シク一個ノ小冊子ヲ作り以テ諸產物諸珍器ノ寫眞圖ト其圖上ニ某ハ何品ニシテ何ノ用ヲナシ何時代ニ發明シテ何ノ地ニ產ス其價若干ナリト精細記載シ以テ世人ニ贈ルベシ然ルトキハ博覽會ニ於テ排列スル諸物諸器一々其能ヲ顯ワシテ其價ヒ必ス平日ニ倍從セン假令博覽會已ニ終ルトモ此小冊子ハ永世世間ニ行レテ各國ニ流布セシ事疑ヒナシ然レバ日本國ハ「アジア」ノ東方ニ位シテ萬物豐饒ノ一富國タルヲ證スルニ足ラン却說此度ノ博覽會ニ關係スル人大ヒニ盡力シテ能ク其ノ職ヲ盡シ特ニ佐野氏ノ如キハ能ク其任ニタヘタルヲ以テ特拔ノ名譽ヲ得ラル可キナ

汽 車 出 發 時 刻 及 貨 金 表

東京		橫濱		品川		川崎		東上		東横		神奈川		見崎		鶴見		川崎		品川		川崎		東上		東横		神奈川		見崎		鶴見		川崎		品川		川崎			
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七		



日新真事誌の創刊者ブラックは、明治二三年頃友人から日本字新聞発行の勧誘を受け、早速上海の美華書館に注文して活字を取寄せたが、其友人が就職した爲めに中絶した、明治五年一月もとジャパン、コムマーシャルニウスの経営者であつたダ、ローザの勧めによつて愈々新聞を創める事と成り、日新真事誌は生れたのであつた、ローザは日本語を解し又よく日本語を綴つて、ブラックの爲め全力を擧げて助力した、邦人編輯員もローザの周旋する所であつた、さて此新聞は我國に出來た最初の純西洋式新聞である、其記事の整頓せること到底他紙の及ぶ所でない、ブラックはもと横濱にてジャパンヘラルド、ジャパンガゼットの主筆を勤め、雑誌ファー、イーストをも編輯した人である、英文で試みた事を唯日本語に改めたに過ぎないのであるから、當時の新聞界に是丈の経験を有する者は一人も無く、斯く内容の豊富な新聞を作り得たのである、従つて事件をとらへて社會を教へる事も巧妙で、東京横濱間の鐵道が開通した時などは、發着時間表及賃金表を載せ、汽車に關する種々の記事を載せた、斯くて日新真事誌は當時の模範新聞と成つた(日本新聞發達史)

明治六年一月

價貳錢五厘

# 木更津新聞

第壹號





# 木更津新聞

第一號

明治六年第一月十五日

## 題言

萬卷ノ古書ヲ讀ムモ一紙ノ新聞ヲ閱スルニ如ス新聞ノ人智ヲ長シ國益ヲ起スニ足ルコレヲ西洋各國ニ徴シテ知ヘシ今ヤ我 國維新ノ隆運ニ際シ東京橫濱其他新聞ノ擧日ニ増月ニ多ク朝報夕聞千里影響ノミナラス寒郷ノ細民モ默シテ廟堂ノ大政海外ノ真情ヲ知リ縉紳君子モ坐シテ里巷ノ瑣事翁嫗ノ叢話ヲ聞クヲ得ヘシ風俗ノ日ニ革マリ開化ノ日ニ進ム所以ノ者新聞ノ功其多ニ居ルト謂サルヘケンヤ木更津新聞ハ遍ク海内外公私ノ異聞ヲ輯メコレヲ房總ノ人ニ示シ又房總公私ノ異聞ヲ採リコレヲ遍ク海内外ニ告クル爲ニ出版スルモノナレハ四方ノ人士幸ニコレヲ閱シテ庶幾ハ人智ヲ長シ國益ヲ起シ風俗ヲ革メ開化ヲ贊スルノ一助トナラン事ヲ

小學設立ノ儀ニ付縣廳ヨリ布告  
先般第二百十四號御布告有之候通學問ハ身ヲ始メ知ヲヒラキ才ヲ長シ業ヲ盛ニシ產ヲ治メ生ヲ遂ル基ニシテ四民共缺ク可カラサル者ナリ凡テ產ヲヤフリ家ヲ喪ヒ飢饉ニオチイタル徒ノ如キハ皆不學ヨリシテ斯ル過ヲ生スルニ至ル甚憫ムヘキ事ナリ由テ被 仰出候學制ニ基キ管下ニ中小ノ學區ヲ分チ士族農工商婦女子ニ至ル迄凡ソ人ノ營ム處ノ事業ヲ普ク學習セシメン爲多數ノ小學ヲ設立スヘキ目途ナレトモ從來郷里ニ廣狹アリ民居ニ疎密アリテ端的ニ定位シ難キヲ以テ差向キ先ツ概略戶數三百人員千五百人内外ヲ以テ一小學區ト定メ一區毎ニ小學一校ヲ設立セシメ候事  
但四百戸以上ノ村ニテモ民居比密ニシテ幼稚ノ者通學ニ支障ナキ地ニ於テハ人員適當ノ學校一所ヲマフケ群集習學スル事勝手タルヘシ戶數人員ニ拘泥シテ半村或ハ三分ノ一等他府ニ跨リ區ヲ立ツ可カラス尤土地廣濶ニシテ戶口疎ナルカ又ハ戶口稠密ナルモ村落ヲ東西二部ニ分ツカノ如キニテ已ヲ得ス一村ヲ二三ニシ他村ニ跨ル等ハ其譯

委詳取調申出ヘシ小村ニテ戶數人員不滿ニシテ財力モ隨テ不足ノ向ハ二村或ハ三村地理ノ便宜ヲ計リ合併シテ一校ヲ建ル事勝手タルヘシ然レトモ地理不便ニシテ道路隔絶シ學童ノ往復等ニ支障有之合併シ難キ地ニ於テハ戶數人員ニ係ラス其村限り相謀テ互ニ奮發シ寄附出金シテ別ニ一學校ヲ取建ヘシ

小學校場所ノ儀ハ差當リ最寄寺院又ハ民家等便宜ノ地ヲ撰ヒ入費ノ儀ハ別紙割合書ノ通其區内ノカラヲ計リ相當ノ金額ヲ人別又ハ戶別兩様ノ内適宜ニ分課シ毎月取纏メ學區取締ニ出シ學區取締之ヲ預リ置キ右集金ノ内四分ノ一ヲ以テ書籍器械等ヲ買備ヘ四分ノ一及生徒受業料ヲ以テ〔受業料定額ハ追テ相達スヘシ〕教員並學區取締ノ給料〔給料定額モ追テ相達スヘシ〕及薪炭油筆紙墨等ノ常費ニ充テ四分ノ二ツヲ積立置有志輩ノ寄附金等ヲ合シ其金額ヲ算シ追テ完全ナル學校ヲ新營スルヲ期スヘシ

但シ戸々人々ニ貧富ノ差等アルヲ以テ一概ニ配賦シ難カルヘシ故ニ癡疾並極テ貧困等ニシテ町村ノ救助ヲ受ル等ノ者ハ是ヲ恕シ現今所持高ニ比較計算シテ金穀富有ナル者ハ其力ニ應シ金穀及書籍器械等ヲ寄附シ學校完全スヘキ様心掛可申事

教授人ハ從前學校ノ教官ヲ勤メ或ハ私塾家塾等ニテ教導セシ者ノ内篤實ニシテ生徒引立方宜敷人物ヲ撰ミ學科教則事歴等詳細書記シ早早可申出檢査ノ上其任ニ應スヘキ者ヲ採用スヘシ

但教員ハ讀書習字算術ノ三業ヲ兼ヌルモノタルヘシ然レトモ現今兼修ノ人當コレナクハ一業ツ、ニテモ不苦候事右之趣正副戶長以下人民一同厚ク相心得勉勵奮發シテ學校建設ノ見込取調早早可申出候事  
壬申十一月

## 學資金戶口配賦方略之

戶別人別ハ必ス配賦スヘシト謂ニハ非ス富有ノ有志輩寄附金等ニテ金員足レル者ハ區内ニ課賦セサルモ妨ナシ又學區三百戸中ニテ適宜ノ良法ヲ立テ賦稅ノ金額ニ比スヘキ所置アラハ賦稅法ニ依ラサルモ亦妨ナシ然レトモ他ノ良法ヲモ立テス賦稅法ヲモ用キス姑息ニシテ出金コレナキニ於テハ官ヨリ配賦ヲ達スヘシ學校ヲ設ルハ之レ人民身ヲ立ツルノ財本ニシテ一日モ欠ク可カラサレハナリ

## 木更津貝淵吾妻ノ三村へ布達

從來郷村ノ風俗ニテ人家多クハ茅葺柿フキ又ハ藁フキ等ニ營來候處右ハ元來邊土ノ陋俗ニテ其體裁見苦敷ノミナラス



第一火災ノ節ハ一時ニ數多ノ家屋ヲ延燒シ甚不便利ノ事ニ付其村々ノ如キ人家稠密ノ地ハ別テ火災豫防ノ道無之テハ不相成候間家屋新營修繕致シ候節ハ可成瓦フキニ致候様當六月中相達候末追々新築ノ向モ相見ヘ候得共矢張從前ノ茅屋ヲ營候向モ有之不心得ノ事ニ候條今後家屋新營ノ分ハ茅葺柿フキ藁フキ等致候儀ハ不相成總テ瓦フキニ致シ可申候且古屋修繕模様替等致候向モ可成丈瓦フキニ致候様心掛可申候此段相達候事

壬申十一月二十三日

木更津村南町へ御達寫

木更津村字南町一同

先般道路修繕ノ儀相達候處其マチ之儀ハ他マチニ先タチ速ニ落成候段畢竟廳旨ヲ奉體シ且兼々町内申合行屆候儀一段ノ事ニ付ホメ置ク

壬申十一月

當御管内市原郡村々へ御達寫

其郡村々地券取調ノ儀古田畑之分ハ既ニ調方行屆候 畢竟戶長副戶長外村役人ハ勿論小前ノ者ニ至ル迄御趣意ヲ奉戴シ日夜格別ニ勉勵イタシ候故之儀ニテ一段之事ニ付尙此上小物成山林等ノ調方モ規則ニ照準シ引續取調行屆候様可致

旨御達ニ相成タリ

右ハ郡中地券掛リ重城保元吉元平兩人ノ受持ニテ格別勉強ヨリシテ本文ノ域ニ至リシトテ右兩人ヘモ御賞詞アリタリ

第一區一畫望陀郡請西村長樂寺願書寫

日進文明ノ際寺院ノ堂舍厦屋等爲指國用ヲモ不辨徒ニ王土ヲ壅塞シ贅冗ニ指置候儀恐懼ノ至ニ奉存候幸今般 御國內一般學校御設可有之旨拜承仕候就テハ拙寺坊舍ノ内本堂客殿並廊下等別冊仕譯書ノ通獻納仕候テ學校ニ御用被成下教育之道御ヒラキ相成郷里ノ人民開智長才隨テ昌業治産ノ場合ニ立至候ハ、御國報恩謝衆生濟助ノ一端トモ可相成ト奉存候何卒前條願意御採用被成下速ニ學校御ヒラキ相成候様奉懇願候云々

右縣廳ヨリ教部省へ御伺ニ相成候上願之趣奇特ノ儀ニ付聞屆候旨御指令相成タルニ付尙同寺ヨリ從來堂舍修覆料トシテ備置候金百圓有之右一割ノ利子金拾圓ツ、年々學費ニ獻納致度旨願出タル由

安房國長狹郡加茂川口普請ノ儀ニ付柴原權令殿ヨリ石井土木助殿へ文通ノ略寫

當縣管下房州長狹郡加茂川口碓泊場ノ儀ニ付尊臺當地御巡廻之節一ト通及演說候通官員ノ者差出シ實地檢査爲致候處

云々

周准郡鎌瀧村天南寺住持瀧田令丈願書寫

元懲役備前國岡山無籍高橋駒吉儀御差許相成候處未タ引取人モ無之様子不便ニ御坐候間私へ被下置候ハ、營方相仕込往々生業ノ道相立候様爲致遣シ度奉存候間格別ノ御仁恤ヲ以テ御聞屆被下置候様奉願云々

右殊勝ノ儀ニ付御聞屆ノ上御引渡シニ相成タリ

叢談

第三十一區一畫夷隅郡行川村漁魚渡世長吉娘シメナル者故アツテ我家ヲ脱シ奉公口ヲ尋ント長柄縣東浪見村松原ノ茶ミセニ休ミ云々ノ由ヲタノミケルニ傍ラニ一老人息ミイテソハ氣ノトクナリ我ト同道セハ宜キニ世話セントアサムキ誘ヒ其夜同郡原田村竹次郎トユフ者方へ止宿夜半コロ老人シメニ迫ル故峻拒スレトモ聞入ス或ハスカシ又ハ恐嚇シ強テ情慾ヲ遂ケタリ翌夜市原郡五井村木賃宿ニテ再姦シアマツサヘシメノ此後奉公ノ給ヲ先借リセントセシ折柄村小役ノ者通掛リシヲ見テシメ歎告シケレハ直ニ捕縛吟味アリシ處一々白狀ニ及ヒ右ハ第二十九區四畫夷隅郡中魚落郷大原村久三郎トテ年六旬ヲ過タル爺ニテ婦女ハ僅カ二十五歳ナル由

加茂川出水ノ度々土砂押流シ海面ヨリ風波ニテ沙石ヲ吹送

成功難カルヘキ段申出候ヘトモ廣場村久保七左衛門「新聞雜誌中記載スル松喜多某ナル者」先年來莫大ノ失費ヲイトハス苦辛ノ聞ヘモ有之右ヲ水泡トナスモ惑然ノ儀且官員ノモノ見込違ヒノ儀モハカリ難クト過ル十月中拙者廻村ノミキリ官員ノ者隨行實地ニ就キ親シク檢分熟察ノ處別紙繪圖面掛紙ノ通ニテ最前官員檢査ノ如ク中々成功無覺東尤七左衛門多年苦辛許多ノ失金ハ無相違其志ハ善ミスヘク其事ハアツレム可キ儀ニ是アリ乍去丁巳掛紙ノ通更ニ波戸ヲ長大ニ建築風波ヲフセキ候ヘハ或ハ成功ニモ至ル可キカニ愚考候ヘ共右ノ外管下海岸へ碓泊場ヲヒラキ並燈臺ヲ設ケ難船救助等目論見中ニテ現地施設ニ於テ緩急順序難易モ是アリコノ加茂川口ノ如キハ先ツ目的不相附儀ニ有之候幸尊臺其任ニアラレ候故尙貴寮官員御差出シ御檢視有之度候兼テ御下ケ渡シノ新聞雜誌第四十七號中舊花房縣費用ヲ共ニシ或ハ舊縣ヨリ費ス所ノ金高同人ヲシテ償ハシムル等ノ儀記載候ヘトモ決シテ右様ノ儀ハ無之競新爭奇ノ急ナルヨリ新聞家ノ謬傳ヲ布陳スルハ素ヨリ咎ムルニ足サレトモ萬一本省等ニ於テ右等ノ儀ニ御懸念アリテハ遺憾ニ付舊花房縣澤木信敬ヨリ差出候書面其儘差進候大輔殿へ可然御進達相願候



○當御縣ニ於テ育兒ノ方法被立既ニ昨壬申十月ヨリ生兒ヘ  
救育ノ手當金被下厚ク御世話相成候處上總國武射郡八田村  
産醫原正貞ナル者妊婦ニ墮胎ノ藥劑ヲ投セシ事搜索ノ上御  
呼出御吟味ノ處申口アヤシキニ付木更津村旅宿富岡勘五郎  
方ヘ御糺問中預ケ仰付置カレシニ十一月二十三日曉同家ノ  
井戸ニ身ヲ投シテ死セリトソ

○安房國長狹郡成川村住元花房縣士族松田總八長男長次郎  
同粟戸村住士族寺島寅藏妻キワナル者ト奸通シ深情ニ迫リ  
シヨリ終ニ同村近傍ノ溜池ニ兩人入水シテ相果タリト

○上總國武射郡元松尾縣兵器武庫司ヘ可相納品ノ内棹鉛三  
十六貫目紛失相成候ニ付嚴重探索スト雖モ未タ其踪跡ヲ得  
サルヨシ

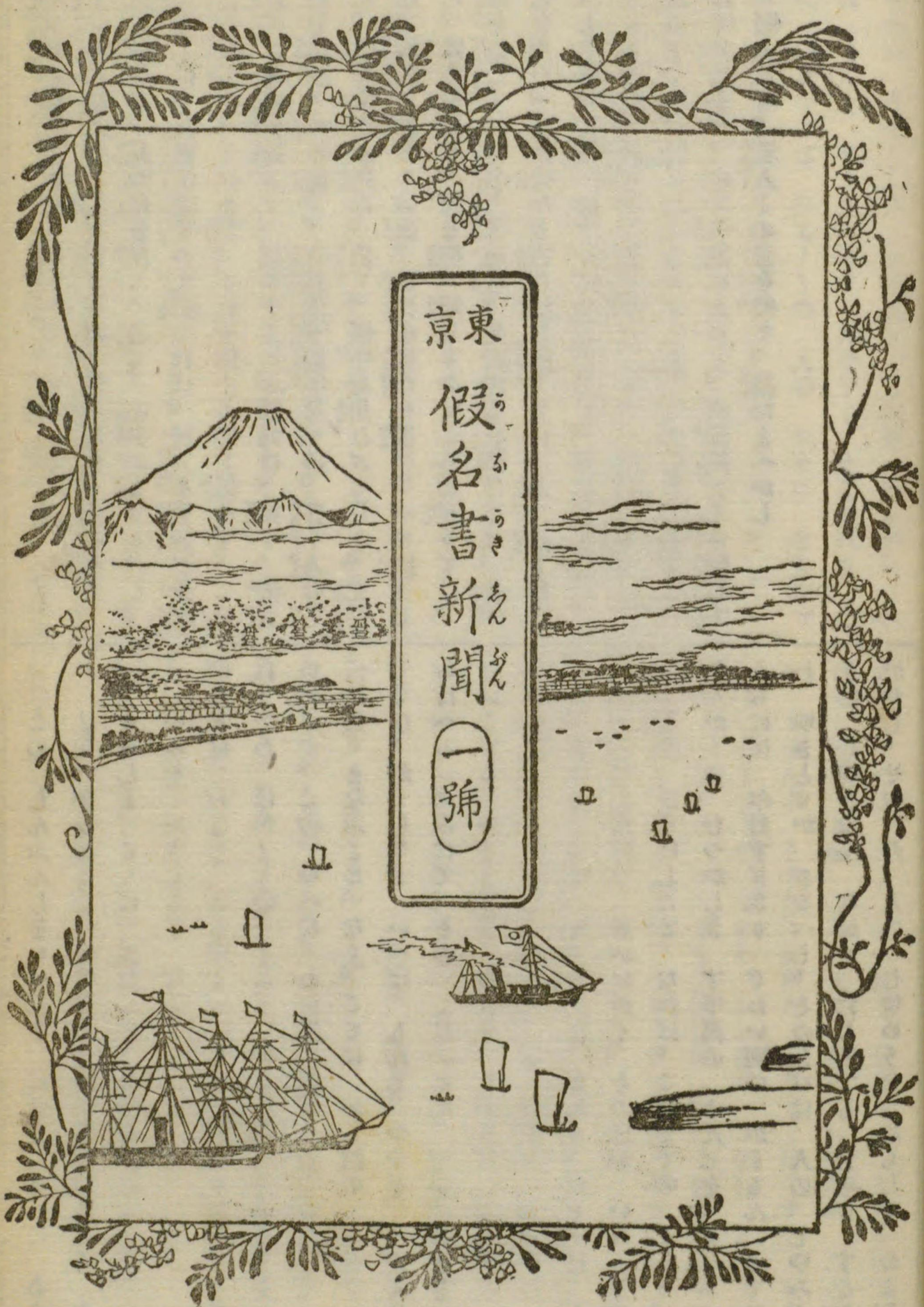
○街燈ノ義ハ缺クヘカラサルノ要器ニシテ西洋文明ノ國ニ  
於テハ都府ハ勿論イヤシクモ人家並列ノ地ニハ必ス瓦斯燈  
ヲ點シ夜行ヲ便ニシ盜難ヲ除ク等ハ諸人ノ知ル所ニシテコ  
ヽニ辯ヲマタス既ニ此程横濱ニ於テモ瓦斯燈落成シ大陰ノ  
盈虛ヲ知ラサルニ至ルト聞ク實ニ開明ノ盛舉ト云ヘシ當御  
縣廳下木更津貝淵吾妻ノ三村ニ於テモ瓦斯燈ノ企ニハ及ハ  
スト雖モ先ツ街頭ニ石炭油燈ヲ設ケ日没ヨリ日出迄點明セ  
シメントテ其成功ヲ速ニスルト部民ノ開化ヲ獎勵スルトノ

爲ニ一時官員判任官以上ノ方々月給ノ内二分ヲ出シ製造ニ  
取掛ラレタリ依テ等外ノ方モ追々其經費ヲ輔クル者少ナカ  
ラス就テハ速ニ落成ニイタルヘシ

○當御縣下准流徒刑懲役人ヲ懲戒苦役セラル、ニモ教諭ノ  
道行届カレ多數ノ囚人脱越逃走ノ念ヲ絶チ遁走スル者無カ  
リケレハ一月一日ヨリ三日迄驅役ヲ休マセ徒場ヲ出シテ近  
傍ノ遊行ヲ免サレシニ刑人總テ二百五十人孰レモ徒場取締  
掛リ齋藤小屬宅ヘ年頭禮カタク、厚意ヲ謝シニ至ル中ニモ  
四五人申合セ歳費トシテミカン一籠ヲモタラシ來レル者ア  
リシニ少屬モ事ノ意表ニ出シヨリ抱腹ニタヘス之ヲシカル  
モ如何ナリト思ヒ諭シテ持歸ラセタリト

本書編纂者曰 此『木更津新聞』は石井研  
堂兄所藏の第一號を見るのみであるが、  
此新聞の特點は、表紙と題言だけが木刻  
で、全篇半紙十二枚悉くが二號活字の印  
刷であること、奥附は剝落したのか否か  
發行所等は不明である

東京  
假名書新聞  
一號





方今文化の御代なれば。新聞紙も。日増に盛なり。すでに  
東京府下に於て。板を摺出す處。僅の間に。六七軒も。  
開けし程なり。其開化を助るの功も。亦少からざるべし。  
只惜らくは。其書漢語交の文體なれば。婦人小兒及ひ愚民  
などに至ては。これを讀。これを解すること能はず。これ  
に因て。たび當社より。出すところの新聞は。都て。假名  
のみを用ひ。文を綴り。日月支干數字などの。普く人の耳  
目に。慣し文字の外は。決して。漢字を用ひざるなり。尤假  
名は。讀誤り易きもの故。西洋の書法に倣ひ。一と綴りこ  
とに。缺字をなし。間を明。讀きりのところに至りては。  
○印を施なり。官名人地名。並西洋の言葉などは。皆片  
假名を用ゆ。假名遣ひも古き法に隨ときは。却て通じ難き  
こともあるべし假へは。無禮は「むらひ」。舫は「むやひ」と  
訓するときは。婦女子に通じ兼るなり。されば。此書には  
俗言のまゝ。「ぶれい」「もやひ」と記し。又假名を施すに。  
或は字音により。或は字訓によるも。亦世間普く言習し方  
に。隨ふなり。看人この意を得て。讀たまへかし。

三十年の うちそとの ものなり。これを かんがへ  
れば もんじ すくなくして たやすく まなばれる よ  
うに いたさづば のちくの 人の ために ならず。  
しかのみならず こんにちの かいくわ したいに す  
み でんしんきも おひらきになり 國々に はりがねに  
て たよりを なすこと はじまり そのたよりを なす  
には いろはの かなを もちひ 人にあふて はなしを  
する ごごく かゝねば ゑんほうの くにへ おきに  
たよりは できぬ ものなり。これに よりて おもうに  
日本の よみかきにもちゆる もんじ のちくのわ お  
のづからと 四十八もじの かなもじ のみになるべし  
このたび いたす ところの しんぶんわ せんぶんにも  
かき したゝめし ごごく かなのみを もつて ひらた  
く かきつゞり おんな ござもに いたるまで よく  
わかる ようにとの おもひつき なり。そのうへ どう  
じ かいくわの ごしゆいも ちうどうより うへの 人  
々にわ よくゆき ござき かいくわに すゝみし人 お  
うしと いへども おろかなる 町人 百しよう すへす  
へに いたりてわ ひらけし もの はなはだ すくなし  
そのわけは おかみの おふれがき および よこじもの

この しんぶんしを いたす わけを まへに あら  
かきしるし をけども わかりかぬる人も あ  
るべしと こゝに ふたゝび かなのみにて その  
いみを かきしるす なり  
○日本は おなじ ちきゆうの うちに ありながら。こ  
れまでわ ほかくの くにと ゆきかい まじわりを  
いたさず。この ゆへに わが國 かぎりの ことより  
ほかに まなぶこと なく。ことに から國の もじを  
もちひ。がくしやと いへば もんじ かすを たぶんに  
おほへる のみにて。その ことがらに つき わざを  
けいこする がくもん に あらず。しかるに こん日に  
いたりて ぐわい國と まじわりを むすぶ じせつに  
なり。まなぶことも たくさんに なれり。たどへば ち  
りがく ちしつがく きかいがく そのほか いろくの  
がくもん ひらけしこと なければ。これまでの とうり  
かんがくの むつかしき す千萬の もんじを まなぶ  
うちには 年月すぎさり ぐわい國の がくもん までに  
わ ゆきとどか ざるべし。そのわけは 人の じゆみよ  
うは じゆうぶん ながく たもちても 百年を すごし  
がたし。せかいの 人の じゆめうを ならして およそ

ほんやくしよ など いづれも かんぶん まじりにて  
しもくの もの よみがたき ゆへ おかみの ごしゆ  
い しせんと ときかぬる ざうり ならずや もと  
より しもくの ものわ。おかみの このむ とうりに  
なる ものどわ いへども。なにか かいくわに みちび  
く かきものを よませ。その ざうりを みづから さ  
とらしむる ときわ かねて とき さとす より はる  
か まさり ひらけかたも すみやか なるべし。このし  
んぶんも みぎ てびきの はしに もちひ られん こ  
とを こいねがふ のみ  
○この しんぶんは なみの しんぶんと ちがひ あら  
たに くふう せし ことゆへ かきぶり そのほかの  
きそくも じゆうぶん さだまらず。そのうへ いまだ  
きかい ならびに もじも そろわねば もじの うへか  
たに ふつごう なるところも おゝかるべし とうぶん  
の ところは みる人 ゆるし たまふべし かたかなも  
すこし ちいさき ゆへ おつて とりかへる なり  
○かなに なをし いみの つうじ かぬる ところは  
( ) しるしを もちひ その わけがらを かきく  
わへる なり



# TOKIO NEWS

## 東京新報

第一號

明治六年二月

定價三錢



○人の なりはその いへくにて よみかた まち  
く なるゆへ かなに なをしがたし そのほか よみ  
がたき なまへわ はぶき みようじ のみを しるす  
なり

### 東京假名書新聞

一號

明治六年一月二十五日 日曜日

御布告うつし

○ぢめん ひちいれ おふれ がき

(以下半紙十四枚全文悉く削除)

○蒸氣車の出る時刻大略

一東京新橋より車の出る朝八時より始り九字十字十一字迄  
晝後は二字より始り三字四字五字六字迄なり

但新橋より八字に出て品川に八字八分に着し川崎に八  
字二十六分に着し鶴見に八字三十四分に着し神奈川に  
八字四十五分に着し横濱に八字五十三分に着す

一此新聞紙は。ソンドーの前日ごとに賣出すなり。代金の  
定。左の通り

一冊に付六錢二厘五毛

一ヶ月分貳拾錢

本書編纂者曰 此新聞紙は以上抜記の外、本文十四枚  
は總て假名書であるが、其煩はしい綴字を此處に轉載  
しても讀む人はあるまいと思つて悉く削除する事にし  
た、右の發行の趣旨だけでも讀むに容易でない  
然らばソナナものを採録せず、全篇を棄て、置けばよ  
いと云ふ人もあらうが、これは時代の産物として斯様  
な新聞紙も出來たといふ事を示して置く必要があると  
認めためたので、一部分の見本として採録したのである  
此新聞紙は無學の者に讀ませて、政府の布令や社會の  
出來事、文明開化の有様などを知らせるのが目的で、  
當時の驛遞頭前島密の發案であると云ふが、これに續  
いて同六年二月に『まいにちひらかなしんぶん』毎日平  
假名新聞といふのも出來たが、漢字を知つて居る者は  
讀むに面倒として買はず、文官には購讀者が少く、い  
づれも失敗で二三月内に廢刊した、そこで假名ばか  
りの新聞では買人がない、漢字に傍訓を付けたものな  
らば好からうとて、『讀賣新聞』式や『平假名繪入新聞』  
式のものが出來るに至つたのである



緒言

新聞ハ人ノ見聞ヲ廣メ知識ヲ長ゼシムル爲ニシテ  
徒ニ異説ヲ集メ消遣ノ具ニ供スルノミニ非ズ故ニ  
本局ヨリ出ス新報ノ主意ハ童蒙婦女子ヲ善道ニ導  
キ父兄師友ノ教諭ノ一助トナサント欲ス四方ノ君  
子世道ノ裨益トナルベキ新聞アレバ本局ニ出シ玉  
ハン事深ク希望スルトコロナリ

虛心堂謹誌

東京新報

第一號

明治六年二月

○一月十八日ノ御歌始メニ

御製

年ヲテ祝フニイトモ直ナレトワカ世ノ道ヲ思ヒケルカナ

皇太后宮

タチカヘル年ノヒカリヲ例ニテミチアキラケキ國ハ動カジ

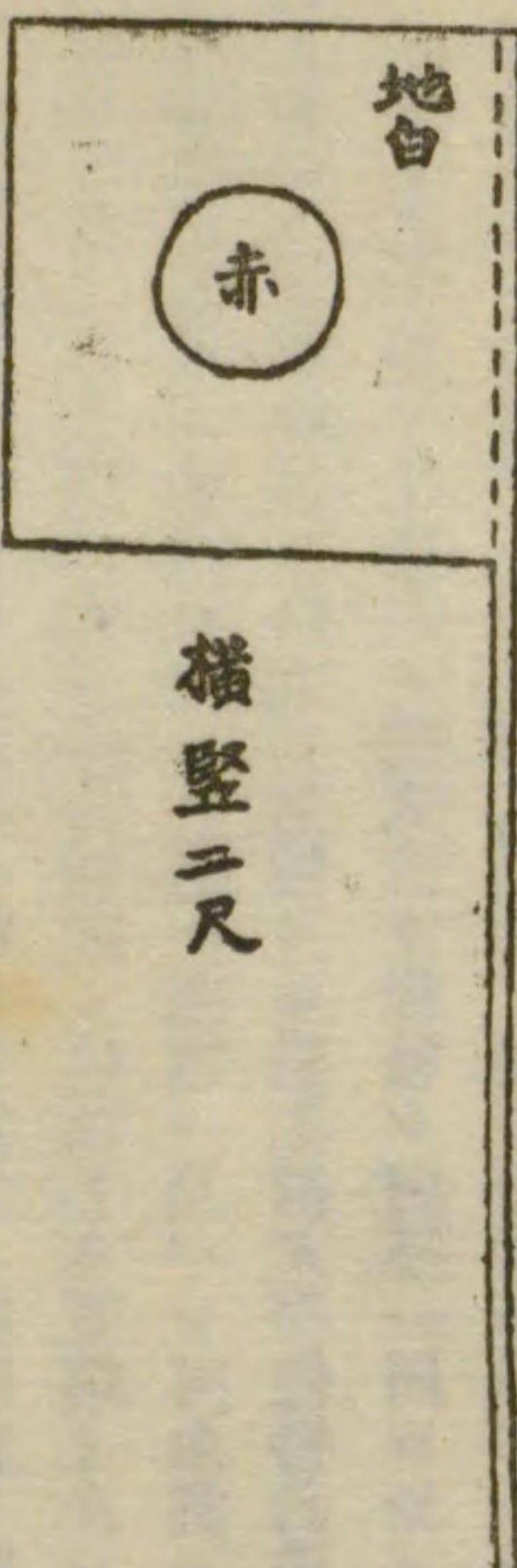
皇后宮

アラタマル年ノヒカリニ萬民イヨクミガケ天地ノミチ

三月四月兩月ノ内ニ取纏メ一度ニ可ニ相渡一且當年分ニ相  
當リ候祿ヲ當年季毎ニ操上相渡候向ハ當十一月迄從前ノ  
通取計明年ヨリハ本文ノ通可ニ引直一候尤處分ノ次第ハ大  
藏省ヘ可ニ申出ニ事

○從來府下ノ失火ハ江戸ノ花ナト唱ヘ嚴冬風烈ノ夜ニハ五  
六ヶ所ツ、モ燒失セシガ近來至テ稀ニシテ舊年十月ヨリ一  
月迄三ヶ月ノ間纔ニ二十餘ヶ處ニ過キズ是全ク遷卒巡視ノ  
嚴備ニシテ人民保護ノ意ヲ奉スル故ナランカ

○一月二十九日 神武天皇御祭典ニ付市街戸々旭旗ヲ掲ケ  
衆庶休業萬歳ヲ祝シケル旭旗ノ雛形寸法左ノ如シ



○頃日三芝居共春狂言興行セリ一番目狂言名代御代春陽曆  
會我 昔阿部ノ仲曆曆書ヲ求メン爲ニ入唐セント云ヘル俗  
説ニモトツキ凌雲閣上子別ノ場次ニ吉備公玄東ト棋ヲ圍  
ミ野馬臺ノ詩ヲ吟シ遂ニ曆書ヲ得テ歸朝セル事ヲ取仕組タ

○各國公使ノ上リシ賀正表ニ

今般貴國泰西各國ト同時ニ迎ヘ給ヘル新年ノ佳節ニ當リ我  
同僚一同恭ク 天皇陛下ニ此儀ヲ祝ス貴國近來舊習ヲ去リ  
學術共ニ開化ノ度ヲ進ム是全ク 陛下睿智ノ然ラシムル處  
ナルヲ知レリ今我同僚ニ代リテ貴國ト各國トノ友誼益深カ  
ラン事ヲ欲シ 陛下ト皇族ノ隆盛ヲ祈リ併セテ貴國人民ノ  
昌榮幸福ナランヲ希望ス  
勅語ニ

新年ノ吉辰ニ當リ朕卿等ノ祝辭ヲ受ケ大ニ満足セリ卿等各  
無恙職ヲ奉ス朕之ヲ慶ブ願フニ各貴國皇帝大統領モ亦幸福  
安寧ナルベシ卿等善ク朕ガ意ヲ傳ヘヨ

○今般改曆ニ付人日、上巳、端午、七夕、重陽、ノ五節ヲ  
廢シ 神武天皇即位日天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定  
候旨一月上旬御布告相成タリ

○二月五日ノ御布達ニ各府縣貫屬家祿並賞典米ノ儀ハ四季  
ニ割合可ニ相渡一筭ノ處御詮義ノ次第コレアリ自今一ケ年ノ  
祿高ハ其年ノ十二月ニ取纏メ一度ニ渡方可致自然米金ノ都  
合ニ寄年内悉皆渡方難致向ハ其府縣ノ適宜ヲ以テ翌年二月  
迄割合相渡候樣可致事

但壬申年分相當ノ祿ヲ當五月八日迄ニ割合相渡候向ハ當

ルモノナリ 常盤津淨瑠璃 花對俄曲搗

○近來俳優技藝妙手ナルモノ稀ナリ因テ此度中村芝翫、澤  
村訥升、坂東三津五郎、岩井紫若、等ハ中村座 守田  
座 築地新 掛持二役ヲ勤ムルヨシ

○俳優大谷廣治ハ東京ヘ來リシ筈ノ處一月廿六日大坂ニテ  
死セリ

○外國新聞ニ一月上旬元ノ佛帝第三世ナポレオン英國ニ在  
テ死去セリト此人世界有名ノ俊傑ナレトモ晩年ノ事業大ニ  
人望ヲ失ヘリ惜ムベキ事トモナリ

○西洋雜誌ニ佛國ノ大統領韃爾ノ許ニ毎日スミレ〔紫羅蘭  
花〕ノ花一穂ヲ贈ルモノアリカクノ如キ事二十年ノ久シキ  
ヲ經タリ韃爾ソノ贈ル人ハ誰ヤラント務メテコレヲ知ント  
欲スレトモ未ダコレヲ覓メ得ザリシトナリ

香風氏題詩曰  
日々頼リ來ル花一朵。廿年、默契思深イ哉。誰カ知ン電信火  
車ノ妙。本ニキ此ノ溫柔敦厚一來。

○去年白露國賣奴ノ一件神奈川裁判所ニ於テ落着相成リシ  
カ彼國ニテハ其裁判ヲ不公平トシ再度公裁ヲ仰ガン事ヲ企  
望セル由新聞ニ見ヘタリ  
○本願寺光瑩海外ヨリ諸末寺門徒中ヘ來書ニ今般 朝廷ノ



御趣意ヲ奉戴シ老法主ニ代リ報國護法ノ爲ニ洋行致シ候其方共ヘモ一應ハ申聞セ候上發途致スベキ筈ノ處非常ノ旅行彼是異議申出候輩モコレアルベク左候テハ 朝旨ヲ奉スル能ハス宿志ヲ果シ得サル儀ニモ成行可申哉ト深ク痛心致シ斷然出帆ニ及候此度ハ先ツ天竺ニ赴キ大覺寺ノ御遺蹟ヲ拜シ佛教根源ノ地ヲ探リ並ニ西洋各國ノ法教ヲモ實驗イタシ候上歸朝ノ心得ニ候老法主ニハ追々老境ニ及バレ阿弟共ハ未ダ幼弱ノ折柄暇乞モ致サズ如何ニモ残り惜ク存候得共非常ノ事故已ヲ得ス生離別ノ微衷能々相察シ何卒一同コレヨリ奮發奮來ノ頑固ヲ一洗シ國ノ爲法ノ爲粉骨碎身非常ノ勉強深ク頼入候尤モ大法護持ハ余カ一身ノ及フベキニ非ズ自然其方共從前因循致スニ於テハ余ガ萬里濤間ノ苦行モ空ク水泡ニ相成可申哉ト日夜痛心此事ニ候余カ歸朝候迄ニ必ス進歩ノ實効相顯レ候様精々頼入候身ハ異域ノ波濤ニアリト雖モ心ハ同盟ノ門末ニ相殘候事ニ候條右ノ趣能々辨認シ報國ノ至誠ヲ以テ 朝廷ノ鴻恩ヲ感戴シ老法主ヲ補翼シ護法ノ義專一希望イタス處ニ候猶歸朝ノ節目出度再會可致ナリ

第一條塵埃、濕氣、酸氣、大熱、大寒、ヲ避クベシ○第二條內蓋ハ決シテ開クベカラズ若シ損所又ハ手過チニテ蓋ノ閉方宜シカラザレハ速ニ補理爲サシムベシ○第三條假令器械常ニ能運動ストモ一年毎ニ一度晚クトモ二年ニ一度ハ必ズ良キ時計師方ヘ命シテ掃除シ油ヲサ、シムヘシ油ノ不足ヨリ其機關ノ傷ミヲ釀スモノナリ○第四條運動シテアリシ時計ノ偶ト止ル事アラハ靜ニコレヲ取扱フベシ○第五條時計ヲ正スニハ最モ正シキ時計ニ合セ規スベシ○第六條時計ノ僅カ少シ後レ又ハ進ミ過クトモ緩急計ヲ動スベカラズ○第七條日々時計ヲ卷クニハ成丈同時ニ行フベシ其鍵ハ過大ナラズ又過小ナラズ適度ノモノニテ其卷キ仕舞ヲ段々徐カニ爲スベシ○第八條時計ヲ卷ク法ハ時計動カサズ鍵ノミ廻スベシ若シコレヲ動カサバ天秤或ハ振ニ動揺ヲ生スルモノナリ○第九條時計ハ常ニ其運動ヲ休ムベカラズ之ヲ休ムレバ其油凝固リテ調子ヲアシクス○第十條寒暖ノ俄ノ變リニシテ卷鐵ヲ損シ時計ヲ止ムル事儘アルモノナリコレハ時計ノ善惡ノ次第ニ拘ハラズ全ク温度ノ感シニテ不意ニ生スル事故前以テ防キ難シトス○第十一條卷鐵ノ損セシ時計ノ運動ハ新シキ卷鐵ヲ入替シモノト同シ○第十二條鍵ノ穴ニ沙塵ノ入ラヌ様氣ヲ付ベシ若シ鍵ニワヅカノ塵アレバ自然時

計中ニ落込テ動揺ヲ生スベシ○第十三條若シ過テ時計ヲ水中ニ落ス事アラバ直ニコレヲ油ニ入レ蓋ヲ開キ其機關ヲ潤オシ而シテ後時計師方ニ遣スヘシ此法ヲ用ヒザレバ鋼鐵ノ諸部錆ヲ生シ忽腐ルベシ○第十四條時計ノ針ヲ後ニ廻シ破ス人アリコレハ大ナル非事ニシテ止ヲ得サル時ハ前ニ廻ス方ヲ可トス云々

東京新報第一號終

○新聞紙遞送規則

壬申十月驛遞頭ヨリ免許ヲ得タル新聞遞送賃錢ノ割合左ノ如シ

一箇一冊ニテモ 五十里以内半錢 五十里以内日方十六  
一枚ニテモ 五十里以外何百里ニテモ一錢 每以下十六分マテ  
半錢 同斷 一百里以内 一錢 二百里以 一半錢 二百里以 一錢  
同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷 同斷

右割合ノ外十六分以上三十二分迄ハ一倍増其餘コレニ倣ヒ割増賃錢可ニ相拂ニ事

一一束ノ目方三百目ヲ限リ其大サハ長一尺幅七寸厚サ三寸迄ニ可限事

一一箇又ハ一束ニテモ其内外ニ書狀ガ、リタル文言ヲ筆記シ或ハ印刷シ或ハ封狀封物ヲコレヘ差入レ或ハ相添有之時且先拂並ニ不足拂賃錢ノ請取方等共都テ從前郵便規則ノ通りニ候事

一外國ヘ差送り候新聞紙モノノ送り方並賃錢及ヒ其拂方法共從前ノ通りニ候事

謹稟

○四方君子新聞ヲ我社ヘ寄セ玉フニハ字格方正ニ書認メ其姓名住處ヲ委備載セ玉ヒ左ノ賣弘所ヘ御投與可被下候但諸品賣買、金銀貸借、開店引札、紛失物、見世物等其一切出板料御差出シニ及ハザル事

○東京新報 定價三錢 每週出版

右前金ニテ十冊引請候向ハ一割引二十冊ハ一割半三十冊ハ二割四十冊ハ二割半

但府下ハ發兌毎ニ本局ヨリ御届可ニ申上ニ府外ハ前以賃錢請取置候事

○賣弘取次方御望ノ人ハ本局ヘ御引合ノ上御相談可申事

東京小石川大門町雁金屋清吉方 本局 虛心堂

- 賣弘所
- 西京東洞院三條上ル町 村上勘兵衛
- 大坂心齋橋南久寶町 伊丹屋 善兵衛
- 東京横山町三丁目 和泉屋金右衛門
- 同芝神明前 和泉屋 市兵衛
- 同本石町一丁目 梶屋喜兵衛
- 同大傳馬丁三丁目 袋屋龜次郎
- 同日本橋通一丁目 須原屋 茂兵衛



以上二十種の複製で、明治初期の新聞紙がドンナものであつたか、判るであらう、此六年後は其發達史の第二期に屬すべき時である新聞紙上に政治論を出して政府に反省を與へたのは、英人ブラツクの『日新眞事誌』が元祖である、諸新聞が政府攻撃の政治論を盛んに掲げるやうに成つたのは、明治八年の春頃よりの事、福地源一郎が御用記者として民権論反對の曲論をしたり、政府が新聞紙條例の改悪や讒謗律を制定して、民権論を壓迫せんとした事に倍々反抗し、九年十年頃は犠牲的の筆禍者が續出した、又假名書き新聞の一轉たる傍訓附の通俗を主とした新聞は、七年十二月創刊の『讀賣新聞』で當時全國第一の賣れ高であつた、次に繪を入れる事を主題とした新聞は八年四月創刊の『平假名繪入新聞』が元祖である新聞紙の研究資料はこれに止まらないが、創始期の新聞紙が一冊でも一枚でも存在するならば、それに對して興味的の思索を起さしめんとするのが、本書の目的である

大正十四年六月下旬印刷  
大正十四年七月十日發行

(文明開化) 定價金貳圓五拾錢

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地

編纂兼發行者

(宮武) 外骨

印刷者 東京市本郷區助坂町三一七番地 明正舎 小國直太郎

不許複製

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地

發行所 半狂堂

電話下谷六五九〇番  
振替東京三九四二〇番



和紙和裝既刊書目

- 一 日本擬人名辭書 全一冊 定價金貳圓
- 一 賣春婦異名集 全一冊 定價金參圓
- 一 癖隨筆 全一冊 定價金貳圓
- 一 半男女考 (頒布禁止) 全一冊 定價金參圓
- 一 奇態流行史 全一冊 定價金參圓
- 一 私刑類纂 全一冊 定價金參圓
- 一 此中にあり(一) 全一冊 定價金貳圓
- 一 此中にあり(二) 全一冊 定價金貳圓
- 一 此中にあり(三) 全一冊 定價金貳圓
- 一 賭博史 全一冊 定價金參圓
- 一 川柳語彙 全一冊 定價金貳圓五十錢
- 一 面白半分 全一冊 定價金貳圓
- 一 猥褻と科學 (非賣品) 全一冊

一 猥褻風俗史 全二冊 (非賣品)

一 川柳叢書 (續刊)各冊金壹圓

- 第一篇 川柳や狂句に見えた外來語
- 第二篇 川柳と百人一首
- 第三篇 武玉川 (慶紀逸撰) 初二篇

大正大地震の奇事珍話

一 震災畫報 六冊合本 定價金貳圓二十錢

一 變態知識 第一號より第十二號迄 合本二冊 定價金五圓

一 明治奇聞 第一篇より第六篇迄續刊 一冊定價金壹圓 六冊五圓五十錢

半狂堂出版圖書目錄に詳細記載せり、實費送料として郵便切手十錢送付あれば豫約加盟員規定と共に郵送す

166  
321



